

平成29年度 第2回 栃木県道路メンテナンス会議

日 時：平成29年12月22日（金）14:00～
場 所：栃木県河内庁舎5階大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

- 1) 道路の老朽化対策
8/22社会資本整備審議会 道路分科会資料 . . . 資料1
- 2) 点検及び修繕の実施状況等
 - ①メンテナンス年報の公表 . . . 資料2-1
 - ②平成28年度点検結果 . . . 資料2-2
 - ③平成29年度点検進捗状況（中間報告） . . . 資料2-3
 - ④平成29年度修繕予定 . . . 資料2-4
 - ⑤個別施設計画の策定状況 . . . 資料2-5
- 3) メンテナンス関係費用
 - ①修繕費用の将来推計 . . . 資料3
- 4) 平成29年度の課題・取組み予定
 - ①職員を対象とした研修や講習会の実施状況 . . . 資料4-1
 - ②地域一括発注の実施状況 . . . 資料4-2
 - ③直営点検の実施状況 . . . 資料4-3
 - ④直轄診断の実施状況 . . . 資料4-4
 - ⑤大規模修繕・更新補助制度 集約化・撤去の活用 . . . 資料4-5
 - ⑥公共施設等適正管理推進事業債の活用 . . . 資料4-6
 - ⑦交付金事業等における架替要件の厳格化等（判定区分Ⅲ・Ⅳ） . . . 資料4-7
 - ⑧メンテ会議独自の取組み . . . 資料4-8
- 5) その他
 - ①橋梁の耐震補強の推進 . . . 資料5-1
 - ②インフラメンテナンス大賞 . . . 資料5-2
 - ③道路土工構造物点検要領 . . . 資料5-3
 - ④橋、高架の道路等の技術基準の改定 . . . 資料5-4
 - ⑤規約改正（会議、跨道橋会議） . . . 資料5-5
 - ⑥跨道橋会議（情報提供） . . . 資料5-6

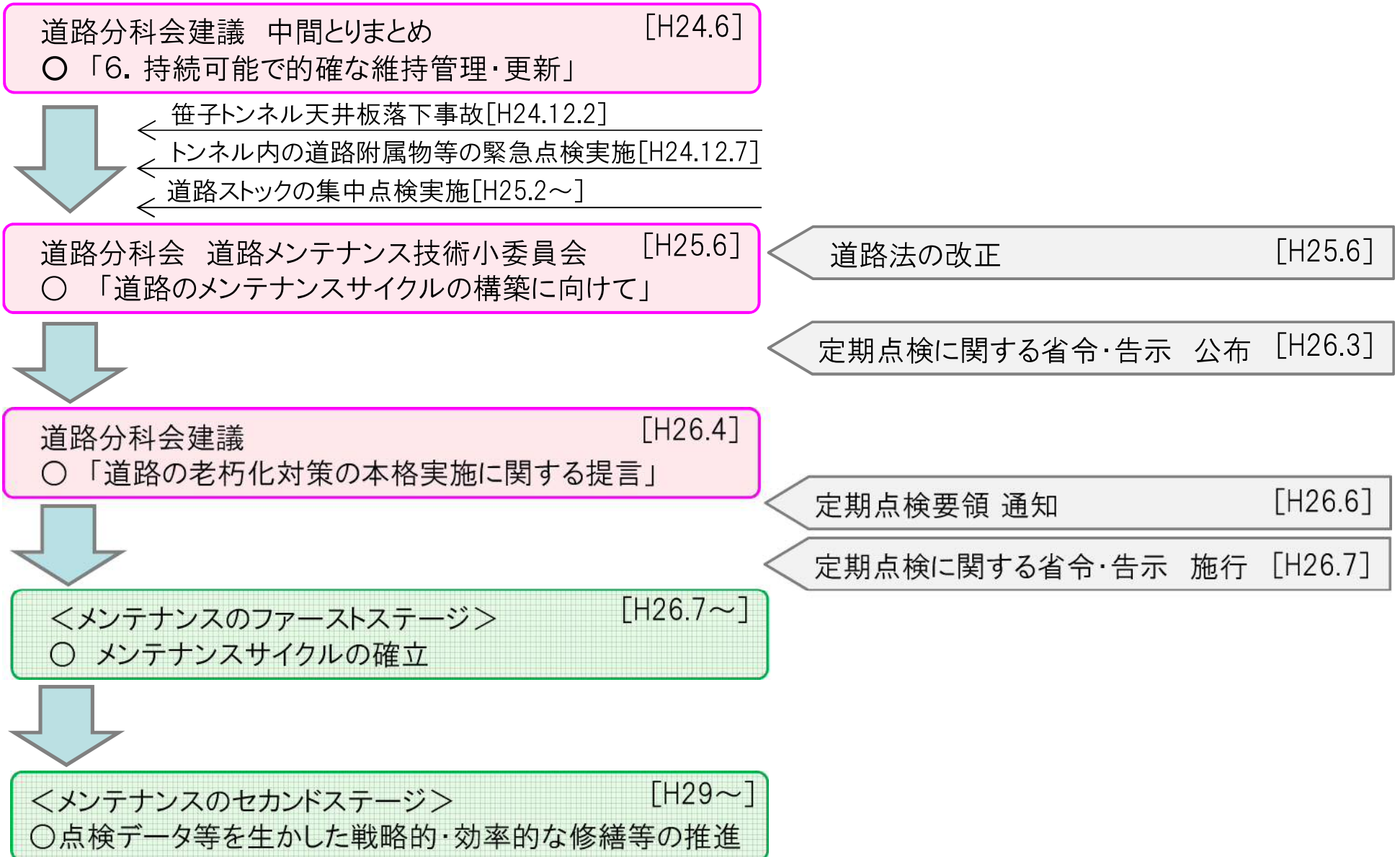
4. 閉 会

道路の老朽化対策の状況について

道路の老朽化対策に関する取組みの経緯

老朽化対策に関する取組み

法令改正等



道路の老朽化対策の本格実施に関する提言（平成26年4月14日）の概要

I メンテナンスサイクルを確定 （道路管理者の義務の明確化）

○各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

① [点検]

○橋梁（約73万橋）・トンネル（約1万本）等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施

② [診断]

○統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

『道路インフラ健診』
（省令・告示：H26.3.31公布、同年7.1施行）

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

③ [措置]

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め
- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示

④ [記録]

○点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表（見える化）

※施設数はH29.3月時点

II メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

○メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

⑤ [予算]

- （高速）○高速道路更新事業の財源確保（平成26年法改正）
- （直轄）○点検、修繕予算は最優先で確保
- （地方）○複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度

⑥ [体制]

- 都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
- 社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行（跨道橋等）
- 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

⑦ [技術]

- 点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
- 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度
- 産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

⑧ [国民の理解・協働]

- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進

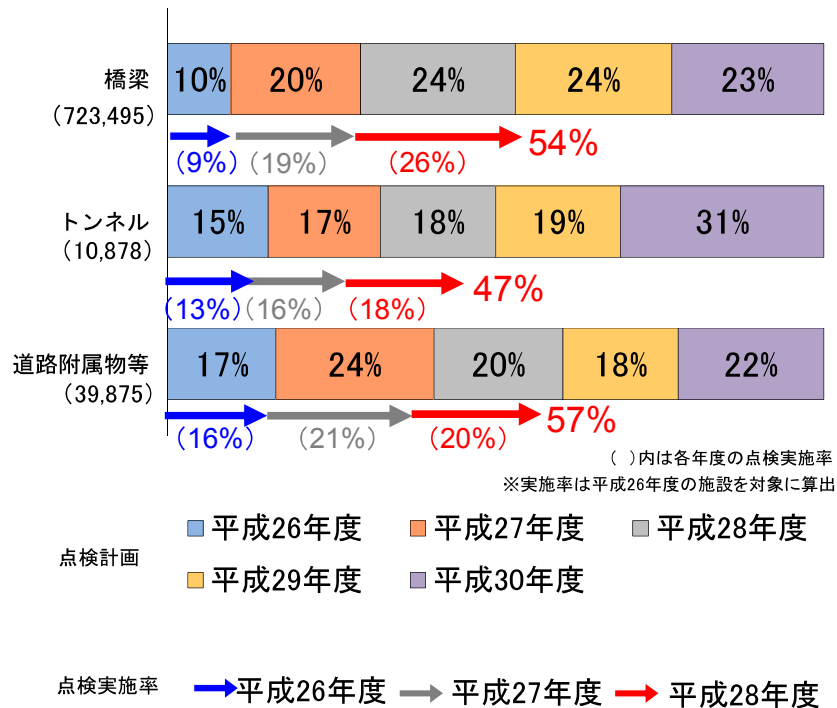
⑨ [その他]

- 過積載等の違反者への取締り・指導の強化

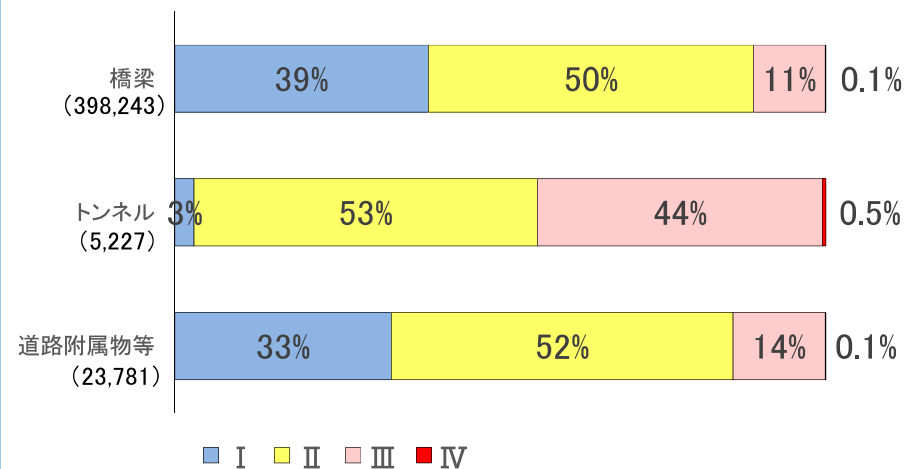
1-① 点検、1-② 診断

- H26年7月からの定期点検が本格化し、平成26～28年度の累積点検実施率は、橋梁 約54%、トンネル約47%、道路附属物等 約57%。
- 診断した結果、緊急に措置が必要となるIV判定は、各施設とも非常に少ない割合。一方、早期に措置が必要となるIII判定は、橋梁 約11%、トンネル 約44%、道路附属物等 約14%。

1-① 点検（点検計画と点検実施率）



1-② 診断（点検結果(H26～28累計)）



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【出典】道路局調べ(H29.3末時点)

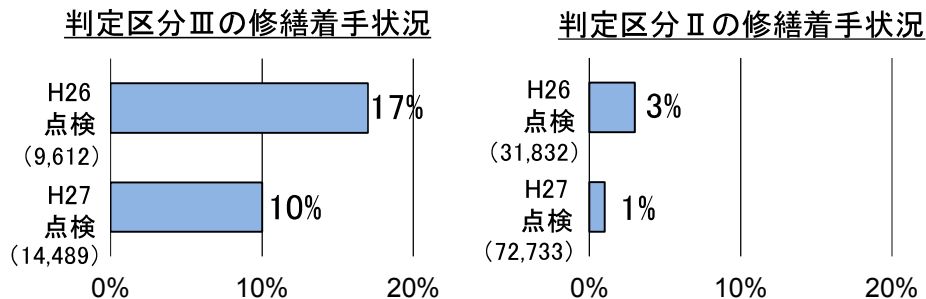
1-③ 措置、1-④ 記録

- 措置については、損傷が深刻化してから大規模な修繕を行う、「事後保全型」から、損傷が軽微なうちに補修を行う「予防保全型」への転換を図る
- 点検・診断結果等について、道路メンテナンス年報等により毎年度公表(平成27年度～)

1-③ 措置

■点検・診断結果を踏まえ、修繕等の措置を実施

平成26・27年度に点検・診断を実施した橋梁の修繕着手率※は、判定区分Ⅲで約1～2割。判定区分Ⅱはほとんどが未着手の状況。



※H26・27年度に判定区分Ⅱ・Ⅲと診断された橋梁のうち修繕(設計を含む)に着手した割合(H28.3末時点)

■予防保全による措置事例(鋼製桁の場合)



桁の塗装劣化やさびの発生



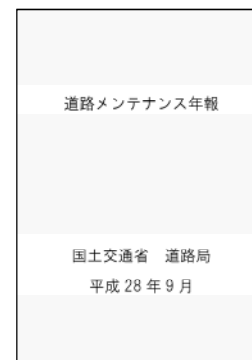
対策例



塗装の塗り替え

1-④ 記録

■道路メンテナンス年報の公表



1. 道路メンテナンス年報について
2. 点検結果
 - (1) 全国の橋梁・トンネル・道路附属物等
 - (2) 最優先で点検すべき橋梁
3. 点検実施状況
 - (1) 全国の橋梁・トンネル・道路附属物等
 - (2) 都道府県別の点検実施状況
 - (3) 最優先で点検すべき橋梁 等

■ホームページによる公表

社会資本情報プラットフォーム(試行版)

「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」に基づき、施設分野ごとに社会資本の基本情報及び維持管理に関する情報を集約し、分野(現在8分野)ごとのデータベースを構築
→「道路メンテナンス年報」のデータを収録



<https://www.ipf.mlit.go.jp/ipf/>

1-① 点検(参考):点検要領の策定状況

○ 主要5分野(橋梁、トンネル、舗装、土工、附属物等)の点検要領を策定

	【全道路】定期点検要領(技術的助言)	【国管理】道路点検要領
橋梁	道路橋定期点検要領〔平成26年6月〕	橋梁定期点検要領〔平成26年6月〕
トンネル	道路トンネル定期点検要領〔平成26年6月〕	道路トンネル定期点検要領〔平成26年6月〕
舗装	舗装点検要領〔平成28年10月〕 ^(※)	舗装点検要領〔平成29年3月〕
土工	シフト、大型カルバート等定期点検要領〔平成26年6月〕	シフト、大型カルバート等定期点検要領〔平成26年6月〕
	道路土工構造物点検要領〔平成29年度策定予定〕 ^(※)	道路のり面工・土工構造物の調査要領(案) 〔平成25年2月〕
附属物等	横断歩道橋定期点検要領〔平成26年6月〕	歩道橋定期点検要領〔平成26年6月〕
	門型標識等定期点検要領〔平成26年6月〕	附属物(標識、照明施設等)点検要領 〔平成26年6月〕
	小規模附属物点検要領〔平成29年3月〕 ^(※)	

※社会資本整備審議会道路分科会道路技術小委員会にて調査・検討を実施(H26.12:第1回~H29.6:第8回)

このほか、新設・改築に関する以下の技術基準についても、調査・検討を実施

「道路土工構造物技術基準」、「道路標識設置基準」、「道路緑化技術基準」、「電線等の埋設物に関する設置基準」、
「凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準」、「橋、高架の道路等の技術基準(道路橋示方書)」

道路の老朽化対策の本格実施に関する提言（平成26年4月14日）の概要

I メンテナンスサイクルを確定 （道路管理者の義務の明確化）

○各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

① [点検]

○橋梁（約73万橋）・トンネル（約1万本）等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施

② [診断]

○統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

『道路インフラ健診』
(省令・告示：H26.3.31公布、同年7.1施行)

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

③ [措置]

○点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め

○利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去

○適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示

④ [記録]

○点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表（見える化）

※施設数はH29.3月時点

II メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

○メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

⑤ [予算]

(高速) ○高速道路更新事業の財源確保（平成26年法改正）

(直轄) ○点検、修繕予算は最優先で確保

(地方) ○複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度

⑥ [体制]

○都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置

○メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施

○社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施

○重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行（跨道橋等）

○地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

⑦ [技術]

○点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定

○点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度

○産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

⑧ [国民の理解・協働]

○老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進

⑨ [その他]

○過積載等の違反者への取締り・指導の強化

II-⑤ 予算(高速): 高速道路における更新計画

○ 道路法等の一部を改正する法律(H26.6)

① 計画的な更新を行う枠組みの構築

- ・ 高速道路機構・高速道路会社間の協定と、高速道路機構の業務実施計画に、更新事業を明記(国土交通大臣が業務実施計画を認可)【高速道路機構法】

② 更新需要に対応した新たな料金徴収年限の設定(世代間の負担の平準化)【道路整備特措法】



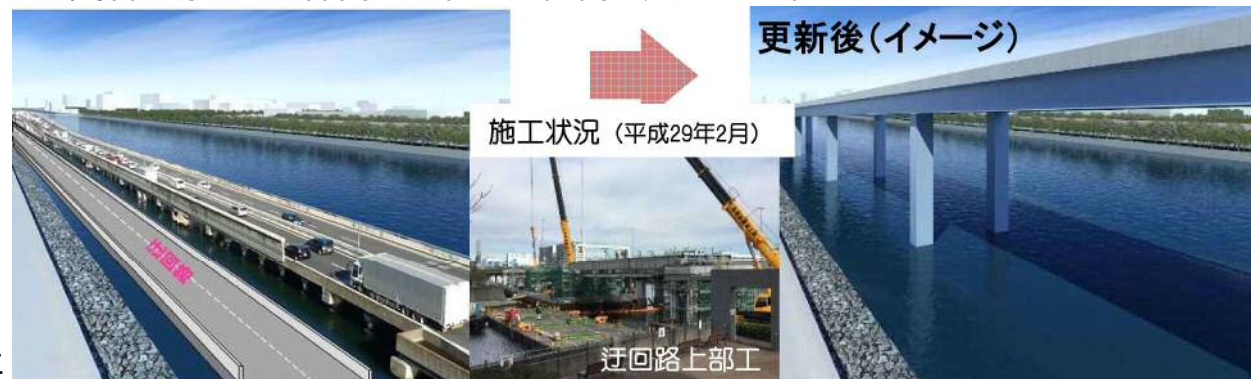
○ 高速道路の更新

- ・ 海水面から一定程度離れた高架構造とするため、栈橋全体を架け替え
- ・ 工事中の交通への影響軽減のため、迂回路を設置
- ・ 平成30年度は、上り線の下部工、上部工を実施予定。



コンクリートの剥離、鉄筋腐食が発生

<更新の事例: 首都高速 東品川栈橋・鮫洲埋立部>



II-⑤ 予算(地方):大規模修繕・更新補助制度の導入(平成27年度創設)

○大規模修繕・更新に対して複数年にわたり集中的に支援を行うことにより、地方公共団体における老朽化対策を推進し、地域の道路網の安全性・信頼性を確保

※平成29年度には、集約化・撤去を対象として拡充

■大規模修繕・更新の事例

おち あいばし まにわし
落合橋(岡山県真庭市)

○鋼材の腐食が著しい橋梁を集中的に修繕



鋼材の腐食

しものかえばし とさしみずし
下ノ加江橋(高知県土佐清水市)

○主部材の著しい損傷により更新



主桁の剥離、鉄筋露出

■集約化・撤去の事例

隣接橋に接続する道路の改良

○迂回路の「交差点改良」や「道路拡幅」を実施し、通行止めとなっている老朽橋を「撤去」



<事業の要件>

- ・都道府県・政令市の管理する道路:全体事業費100億円以上
- ・市区町村の管理する道路:全体事業費 3億円以上
- ・インフラ長寿命化計画(行動計画)において、引き続き存置が必要とされているものであること
- ・点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている施設であること
- ・長寿命化修繕計画(個別施設計画)に位置付けられたものであること

II-⑥ 体制：道路メンテナンス技術集団による直轄診断

○地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い施設について直轄診断を実施(平成26年度～)

■直轄診断実施箇所とその後の対応

	直轄診断実施箇所	措置
H 26 年度	みしま おお ばし 三島大橋 (福島県三島町)	修繕代行事業
	おお どの おお ばし 大渡ダム大橋 (高知県仁淀川町)	修繕代行事業
	おお まえ ばし 大前橋 (群馬県嬬恋村)	大規模修繕・更新 補助事業(更新)
H 27 年度	ぬま お 沼尾シエツド (福島県下郷町)	修繕代行事業
	さる かい ばし 猿飼橋 (奈良県十津川村)	修繕代行事業
	よぶ こ おお ばし 呼子大橋 (佐賀県唐津市)	修繕代行事業
H 28 年度	まん ごく ばし 万石橋 (秋田県湯沢市)	修繕代行事業
	み ほこ ばし 御鉾橋 (群馬県神流町)	修繕代行事業

■平成28年度 直轄診断実施箇所(平成29年度 修繕代行事業箇所)

まん ごく ばし ゆざわし
万石橋(秋田県湯沢市)

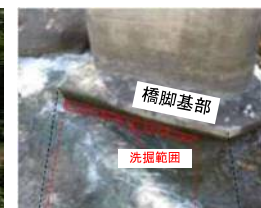


主桁のひびわれ



鉄筋の露出

み ほこ ばし かん なまち
御鉾橋(群馬県神流町)



橋脚基部

洗掘範囲

橋脚基部側面図



橋脚の洗掘



主桁の変形

II-⑥ 体制、II-⑦ 技術

II-⑥ 体制(研修の実施)

○地方公共団体等の職員を対象とした技術レベルに併せた研修を実施。(平成26年度～)

■研修体系

<初級研修>

・法令に基づく定期点検及び補修・補強工法選択の判断に必要な基礎的知識・技能の取得

※平成26～28年度:約3,400名が受講
(平成26年度から、5年間の目標人数5,000人)

<中級研修>

・点検・検査・診断・補修補強の監督に必要な知識・技術を取得

<特論研修>

・三大損傷(疲労・塩害・アルカリ骨材反応)の発生要因や対策技術などの専門的知識の取得

II-⑦ 技術(点検診断に関する技術者資格)

○点検・診断に必要な知識・技術を明確化し、それを満たす民間技術者資格を公募・登録(平成26年度～)

○平成29年2月までに合計110件の民間資格を登録

■登録した施設分野

H29.4.1 現在

分野	施設	登録資格数		
		計	点検	診断
道路	橋梁(鋼橋)	42	26	16
	橋梁(コンクリート橋)	42	26	16
	トンネル	26	16	10
道路計		110	68	42
河川		7		
海岸	<省略>	6		
港湾		4		
延べ登録資格数		127		

II-⑦ 技術：新技術による効率的・効果的なメンテナンスの実現

○新技術の導入によるメンテナンス費用の縮減に向け、要求性能を満たす民間技術について、現場導入を積極的に推進

《橋梁のコンクリートのうき及び剥離》

従来の方法



目視及びハンマーによる打音検査



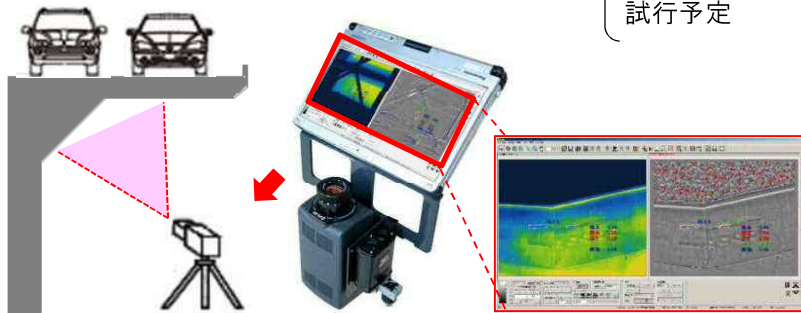
橋梁点検車による点検

新技術を活用した方法

非破壊検査(赤外線調査)によるスクリーニング※

※異常が疑われる箇所に対して打音検査を実施

〔H29年度より約270橋で
試行予定〕



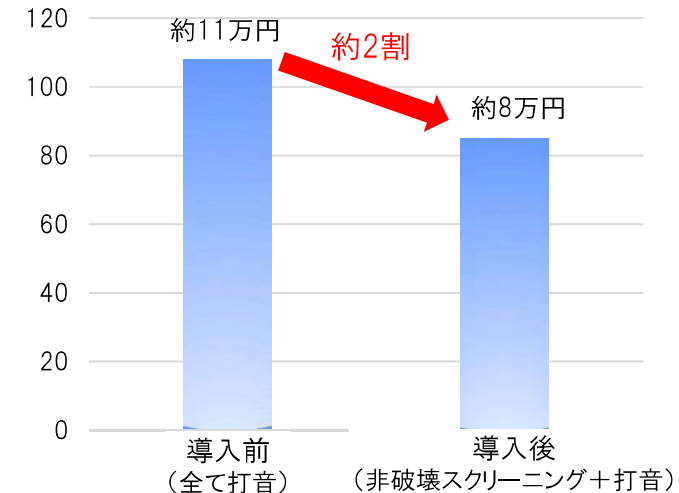
■コスト縮減の試算例

(コンクリートのうきを調べる非破壊検査技術)

非破壊検査導入前後の検査費用の比較

〈全国の橋梁の平均橋面積(218㎡)あたりの検査費用〉

(千円)



※ 土木設計業務等標準積算基準、建設物価(2017.1)、
H29技術者単価、H29労務単価より算出

※ 非破壊検査によるスクリーニング率を3%と仮定
(H27年度試行結果より)

出典：第61回 道路分科会 基本政策部会資料 平成29年4月

II-⑧ 国民の理解・協働：国民への周知・理解の醸成

○道路構造物の老朽化の現状や、メンテナンスの活動等の「見える化」を充実させ、国民の理解と協働の取組みを推進

■老朽化パネル展、親子学習会、副読本

・老朽化の現状、メンテナンスの重要性の訴求



道の駅や公共施設等での
パネル展



親子で橋梁点検を体験



小学生の副読本を作成

■長寿橋梁式典

・「大切に長く使う」といった理念の普及

ばんだいばし

<萬代橋(新潟県)>



萬代橋130周年シンポジウムの開催

せんじゅおおし

<千住大橋(東京都)>



千住大橋の長寿を祝う会の開催

■メンテナンス活動の表彰

・様々な主体(産学官民)、複数の主体によるメンテナンス活動を表彰し、公表(インフラメンテナンス国民会議による「インフラメンテナンス大賞」との連携)

第1回インフラメンテナンス大賞(国土交通大臣賞)

案件名:しゅうニャン橋守隊(CATS-B)による猫の手メンテナンス活動代表団体名:しゅうにニャン橋守隊(山口県周南市)

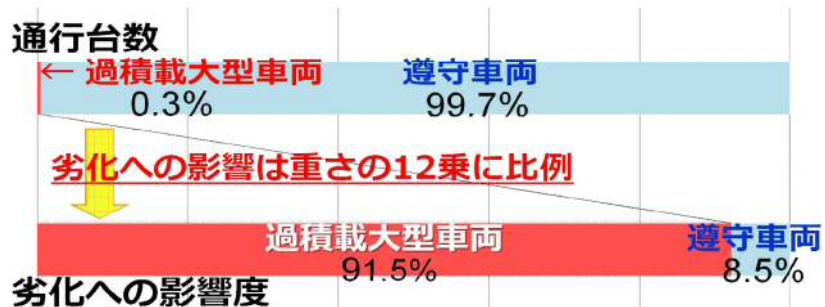


II-⑨ その他：過積載撲滅に向けた取組(WIMの配備・取締の強化)

- 過積載等の違反者に対しては、動的荷重計測装置(Weigh-in-motion)による自動取締りを強化
- 取締り時の違反者への荷主情報の聴取等、荷主にも責任とコスト等を適切に分担

過積載車両が道路橋に与える影響

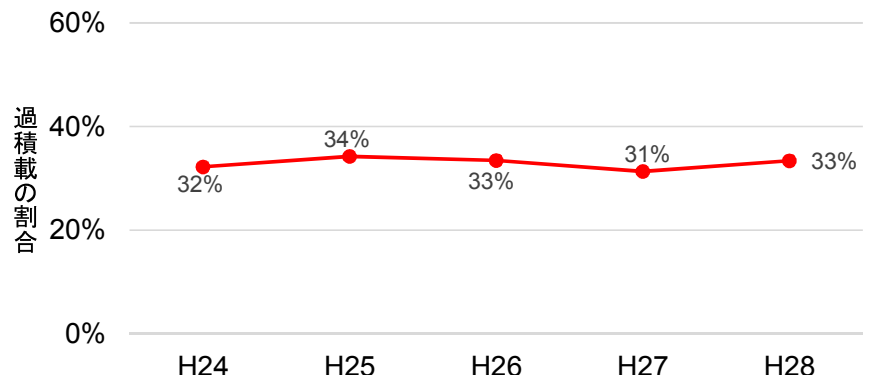
0.3%の過積載車両が道路橋の劣化に与える影響度は、全交通の約9割を占める。



※自動計測装置(全国39箇所)データから試算

特殊車両における過積載の割合

特殊車両の約3割が過積載車両



※自動計測装置(全国39箇所)データ

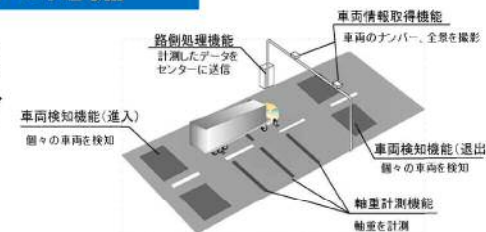
悪質な重量制限違反者への即時告発の実施

重量が基準の2倍以上の悪質な違反者を即時告発する制度を平成27年2月より導入。高速道路においてこれまでに31件を告発(うち、起訴(略式請求含む)8件)。



動的荷重計測装置(WIM)の配備

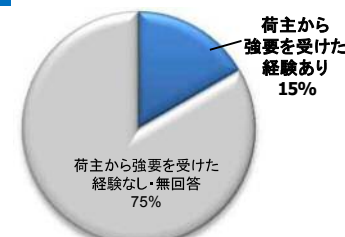
WIMIによる自動取締りについて、真に実効性を上げる取組を強化するため、WIMの配備を増強。



(直轄国道41箇所、高速道路約129箇所(平成29年3月末現在))

荷主にも責任等を適切に分担

荷主にも過積載の責任を課すため、今後、取締り時の荷主情報の聴取及び荷主への勧告を強化するとともに、新たに特車許可申請に荷主情報を記載する方式を導入。【全日本トラック協会へのアンケート結果】



メンテナンスのセカンドステージへ

○今後、加速度的に増加する老朽化インフラに対応するにあたり、メンテナンスのセカンドステージとして、以下の取組を実施

※下線: 今後実施する取組

(1) 予防保全を前提としたメンテナンスの計画的な実施

• 定期的な点検・診断の結果等のデータ蓄積・共有

(2) 新技術の導入等による長寿命化・コスト縮減

• 民間技術活用に向けた、評価技術の現場導入、公募テーマの拡充

(3) 過積載撲滅に向けた取組の強化

• 取締り時の違反者への荷主情報の聴取、荷主も関与した特車許可申請の実施
• OBW(車載型荷重計測システム)の装着を促す仕組みの導入

(4) 集約化・撤去による管理施設数の削減

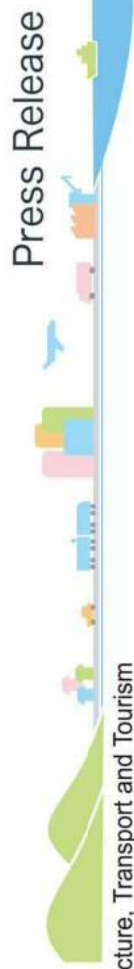
• ガイドラインや事例集を作成し、道路施設の集約化・撤去の推進をサポート

(5) 適正な予算等の確保

• 点検結果の蓄積・コスト縮減策を踏まえ将来必要額の検討

(6) 地方への国による技術支援の充実

• 技術者派遣制度の構築・運用
• 直轄国道事務所や研究機関による技術的支援体制の構築



平成29年8月30日
道路局 国道・防災課

橋梁等の平成28年度点検結果について ～道路メンテナンス年報（第3弾）の公表～

平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視による点検を実施しています。

今回、3年目にあたる平成28年度の点検の実施状況や結果、措置状況を「道路メンテナンス年報」としてとりまとめましたので、お知らせします。

＜ポイント＞

○平成26～28年度の点検実施状況は、橋梁54%、トンネル47%、道路附属物等57%と着実に進捗

○判定区分Ⅳの施設の措置状況を初公表

→判定区分Ⅳの橋梁（396橋）のうち、23%（92橋）が撤去・廃止（予定含む）

○判定区分Ⅱ、Ⅲの施設の修繕実施状況を初公表

→予防保全型の修繕（判定区分Ⅱの修繕）はまだ進んでいない状況

（平成26年度点検：約3%、平成27年度点検：約1%）

○市町村の体制を補うための地域一括発注の活用が増加

（平成27年度：453団体→平成28年度：605団体）

健全性の判定区分

- Ⅰ 健全（構造物の機能に支障が生じていない状態）
- Ⅱ 予防保全段階（構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）
- Ⅲ 早期措置段階（構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態）
- Ⅳ 緊急措置段階（構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）

点検の実施結果等の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_h28.html

＜問い合わせ先＞

国土交通省 代表 TEL 03-5253-8111

【全般】道路局 国道・防災課 課長補佐 吉沢 仁 （内線 37892）直通 03-5253-8492

【高速道路に関すること】

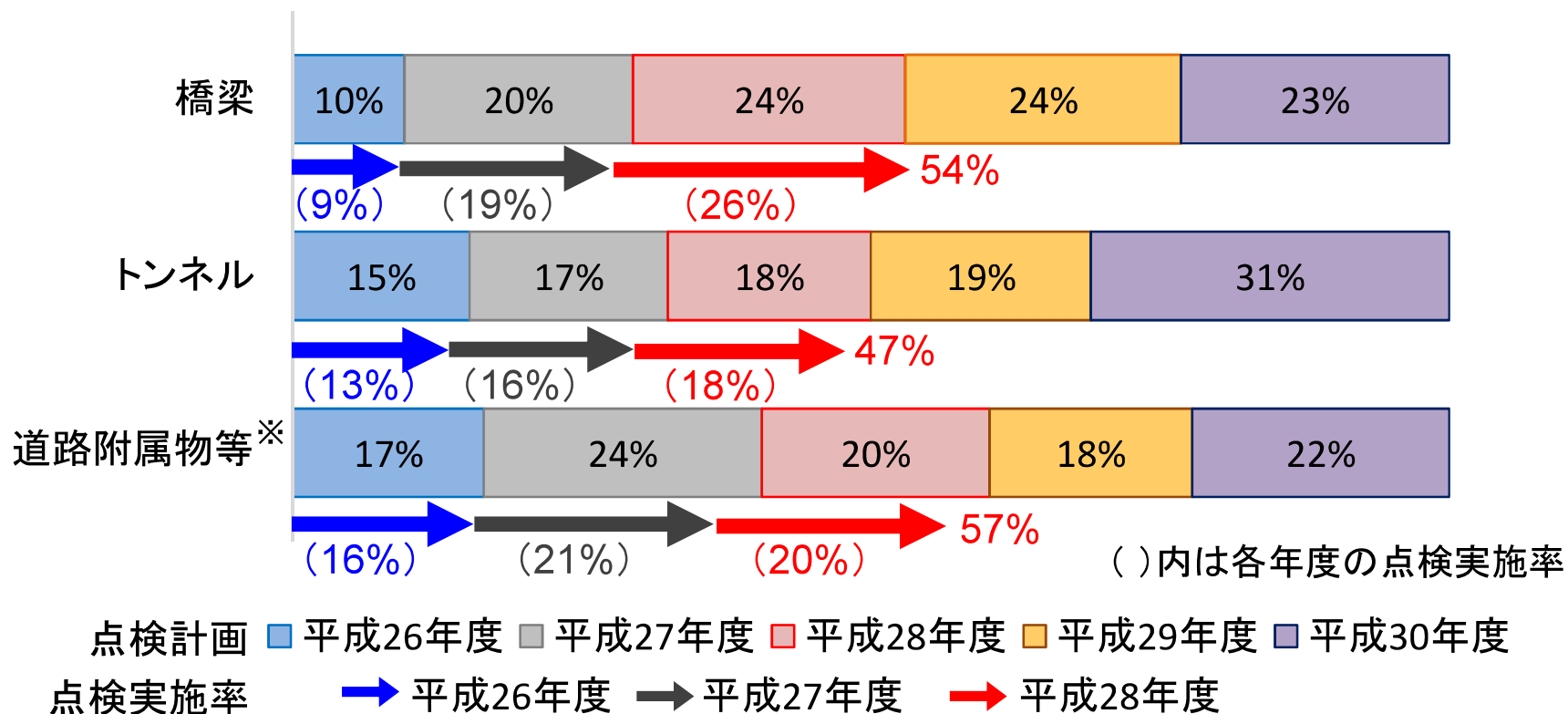
高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 和田 圭仙 （内線 37811）直通 03-5253-8492

【地方道に関すること】環境安全課 課長補佐 渡辺 隆幸 （内線 38162）直通 03-5253-8495

橋梁、トンネル等の点検実施状況

○ 平成26～28年度の点検実施状況は、橋梁54%、トンネル47%、道路附属物等57%と着実に進捗。

平成26～28年度の点検実施状況

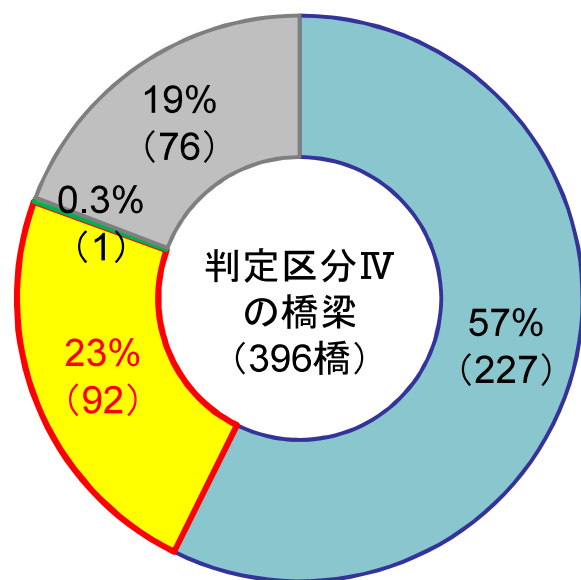


※道路附属物等: シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

修繕・措置の実施状況

- 平成26～28年度に判定区分Ⅳと診断された橋梁のうち、23%(92橋)が撤去・廃止済み又は撤去・廃止予定。
- 平成26・27年度に点検を実施した橋梁の修繕着手率は、事後保全型(判定区分Ⅲの修繕)で約1～2割。
- 予防保全型(判定区分Ⅱの修繕)はまだ進んでいない状況。

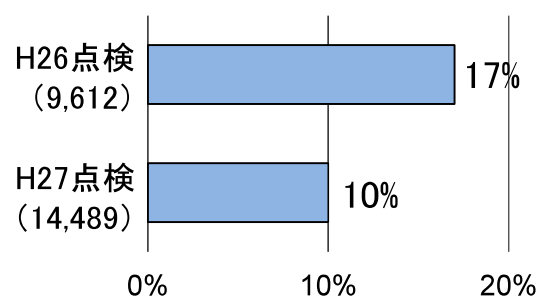
判定区分Ⅳの橋梁の措置状況※1(予定含む)



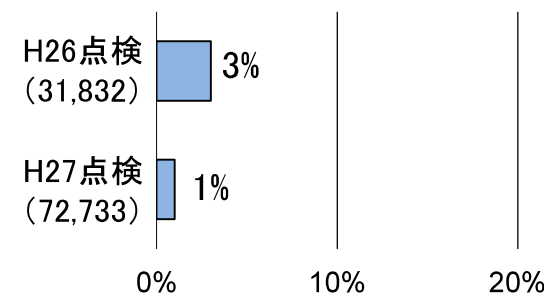
■ 修繕 ■ 撤去・廃止 ■ 機能転換 ■ 未定

事後保全型、予防保全型の橋梁の修繕着手率※2

事後保全型(判定区分Ⅲの修繕)



予防保全型(判定区分Ⅱの修繕)



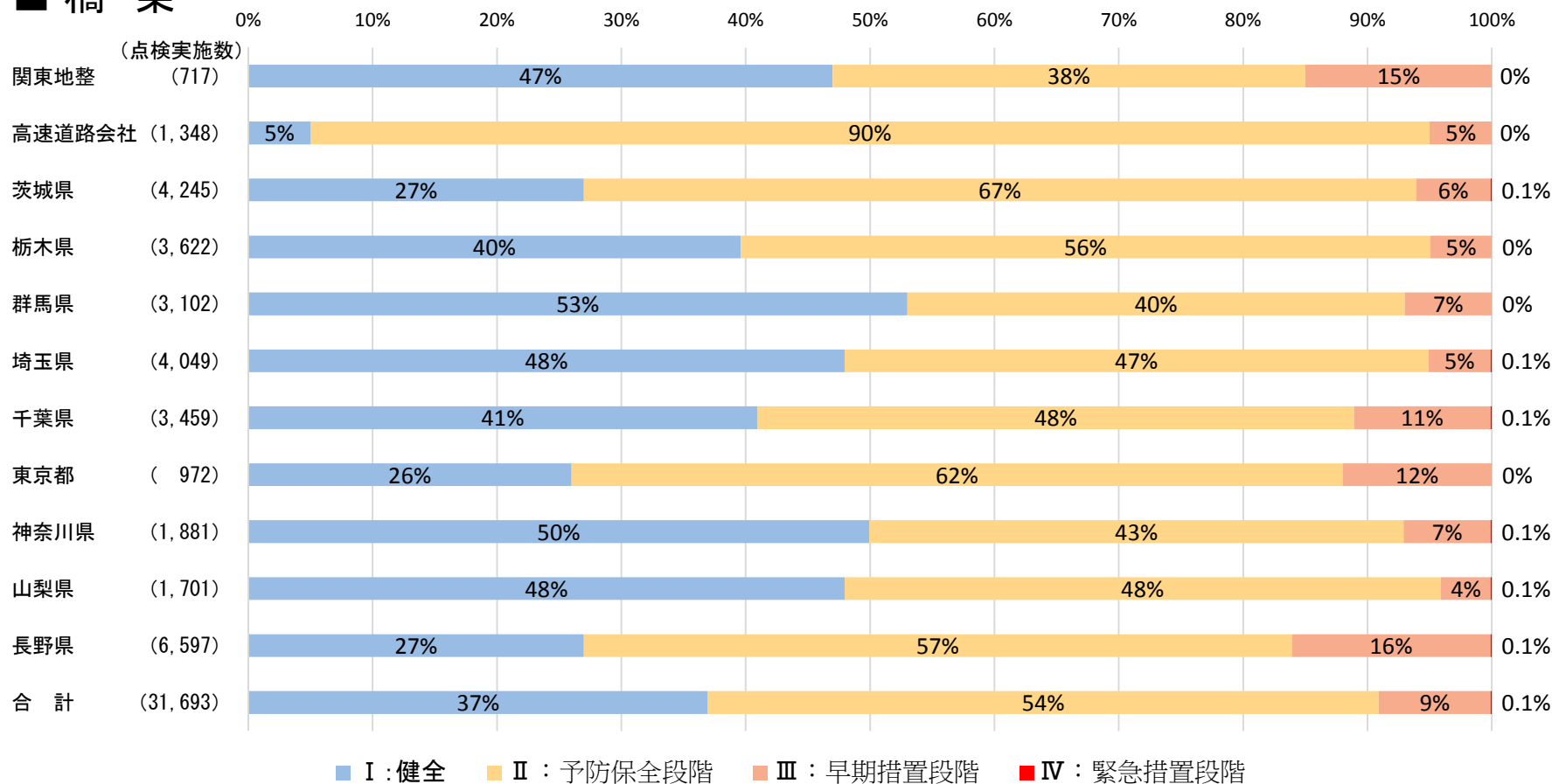
※1 平成26～28年度に判定区分Ⅳと診断された橋梁の措置状況(平成28年度末時点)

※2 平成26・27年度に判定区分Ⅱ、Ⅲと診断された橋梁のうち、修繕(設計を含む)に着手した橋梁の割合(平成28年度末時点)

関東管内の点検結果の分布(橋梁)

- 関東管内の平成28年度の点検実施橋梁について、整備局、高速道路会社、都県別に判定区分の割合を見ると、次のとおり、地域ごとに判定区分の割合に差がありました。
- なお、関東管内の全体の判定区分は、点検実施数31,693橋に対し、判定区分Ⅰ 37%、Ⅱ 54%、Ⅲ 9%、Ⅳ 0.1%となりました。

■ 橋 梁

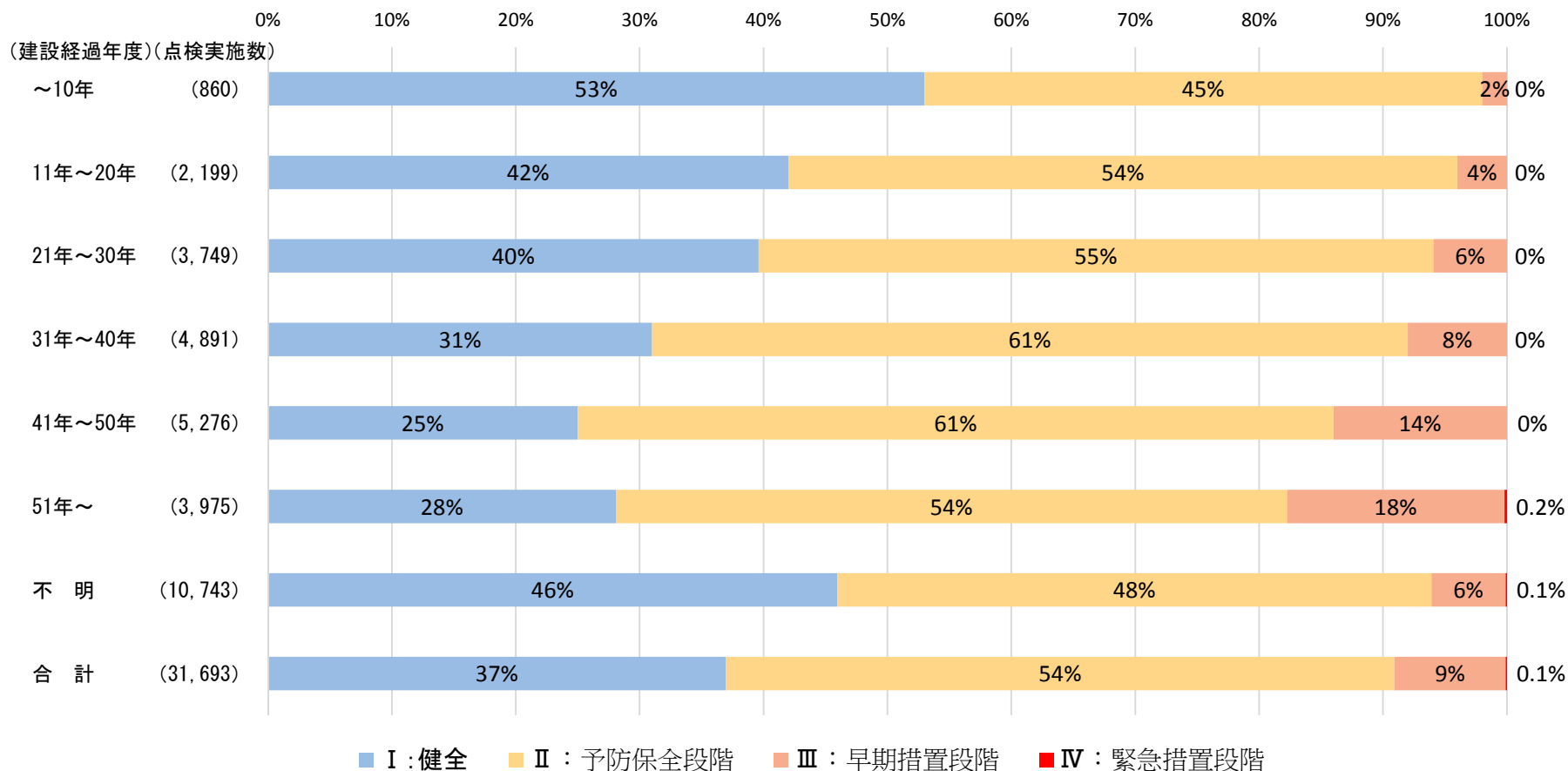


※都県内には、市区町村及び公社の判定区分数が含まれています。

関東管内の点検結果の分布(関東地整)

- 関東地整内において、平成28年度の点検実施橋梁のうち、緊急又は早期に修繕などの措置を行う必要のある橋梁が約9%(2,758橋)ありました。
- 建設経過年数が長くなるほど、早期に修繕などの措置が必要な橋梁の割合が多くなっています。51年以降で健全な橋梁が多くなっているのは補修後の橋梁が多く含まれていると推定します。

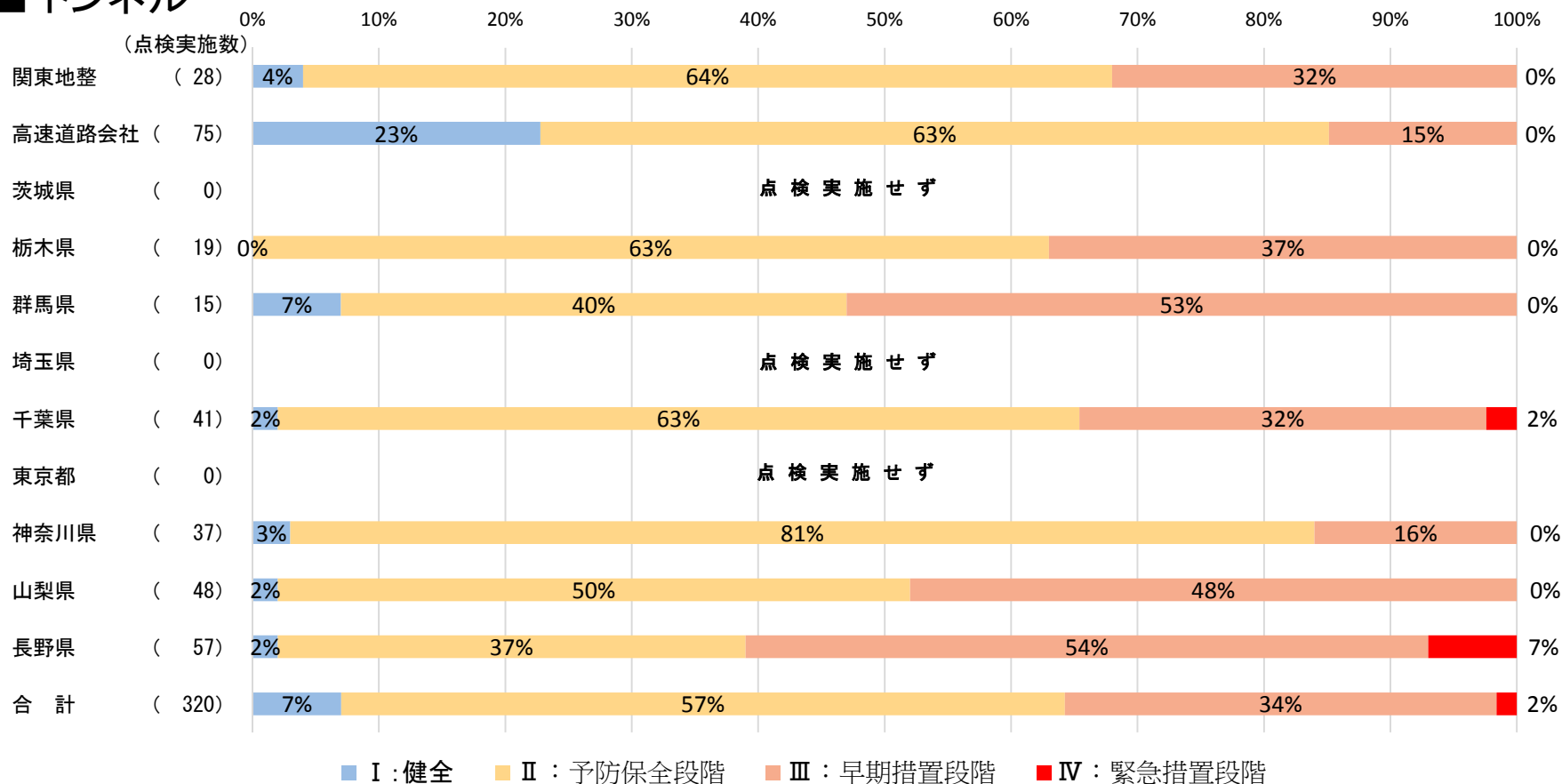
■ 橋 梁



関東管内の点検結果の分布(トンネル)

- 関東管内の平成28年度の点検実施トンネルについて、整備局、高速道路会社、都県別に判定区分の割合を見ると、次のとおり、地域ごとに判定区分の割合に差がありました。
- なお、関東管内の全体の判定区分は、点検実施数320施設に対し、判定区分Ⅰ 7%、Ⅱ 57%、Ⅲ 34%、Ⅳ 2% となりました。

■ トンネル

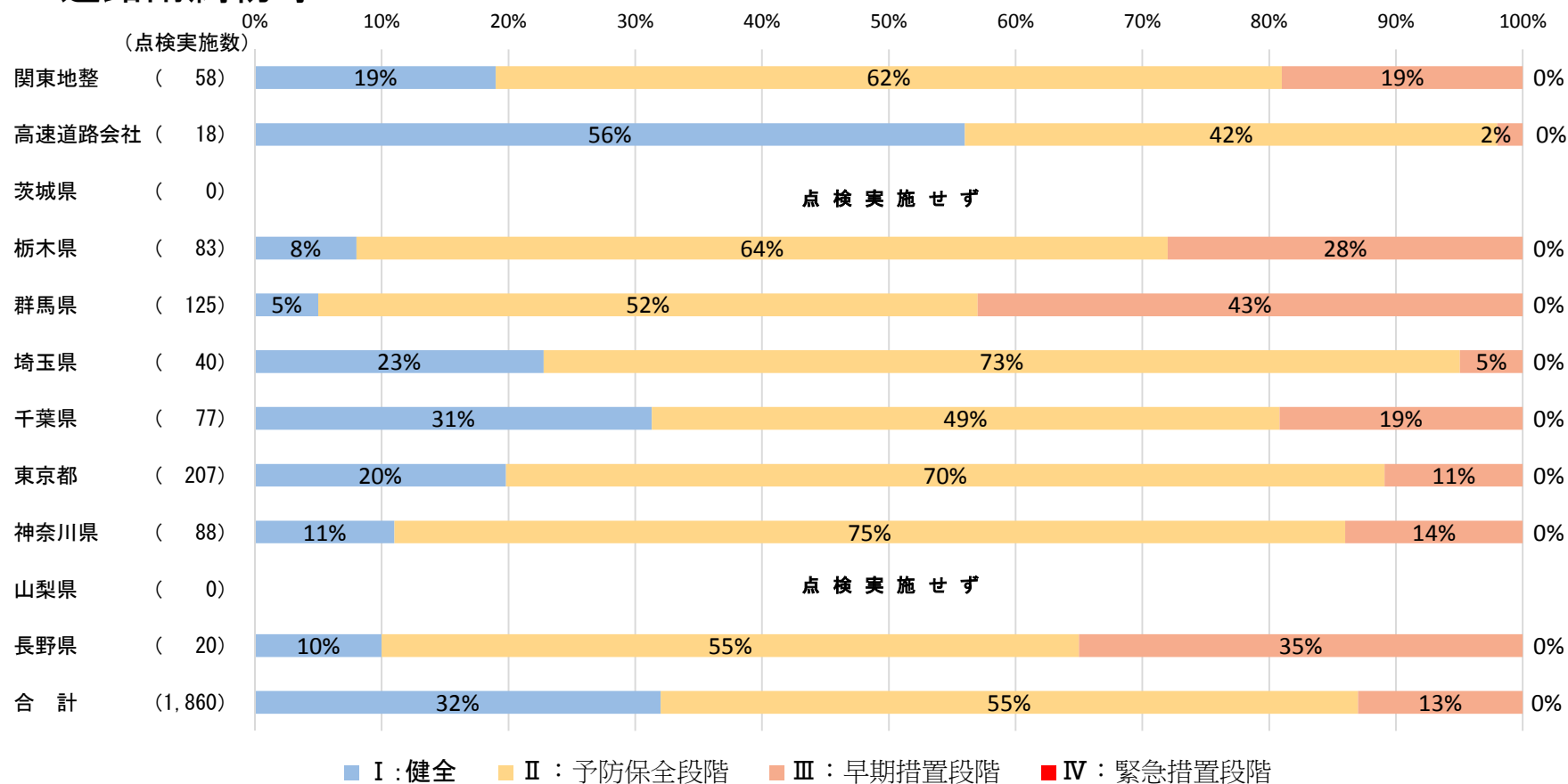


※都県内には、市区町村及び公社の判定区分数が含まれています。

関東管内の点検結果の分布(道路附属物等)

- 関東管内の平成28年度の点検実施道路附属物等について、整備局、高速道路会社、都県別に判定区分の割合を見ると、次のとおり、地域ごとに判定区分の割合に差がありました。
- なお、関東管内の全体の判定区分は、点検実施数1,860施設に対し、判定区分Ⅰ 32%、Ⅱ 55%、Ⅲ 13%、Ⅳ 0% となりました。

■ 道路附属物等



※都県内には、市区町村及び公社の判定区分数が含まれています。

栃木県の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が0橋。また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は181橋（4.7%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は2,168橋（56.7%）

<平成28年度管理者別点検結果（橋梁）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	259	59	41	15	3	0
東日本 高速道路(株)	500	143	1	139	3	0
栃木県 (公社含む)	3,137	700	267	380	53	0
市区町村	9,275	2,922	1,168	1,633	121	0
合計	13,171	3,826	1,477	2,168	181	0

※ H29.3.31時点

※国土交通省の管理橋梁数のうち、39橋が茨城県所在地であり、2橋が埼玉県所在地である。

<判定区分表>

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

栃木県のH28点検結果(トンネル)

栃木県のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が0本。また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は7本（36.8%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は12本（63.2%）

<平成28年度管理者別点検結果（道路トンネル）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	-	-	-	-	-	-
東日本 高速道路(株)	14	0	0	0	0	0
栃木県 (公社含む)	61	13	0	10	3	0
市区町村	19	6	0	2	4	0
合計	94	19	0	12	7	0

※ H29.3.3時点

<判定区分表>

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

栃木県のH28点検結果(道路附属物等)

栃木県の道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が0施設。
 また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は24施設（18.2%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は91施設（68.9%）

＜平成28年度管理者別点検結果（道路附属物等）＞ 道路附属物は、横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識等。

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	165	37	4	32	1	0
東日本 高速道路(株)	191	9	6	3	0	0
栃木県 (公社含む)	256	78	7	49	22	0
市区町村	83	5	0	4	1	0
合計	695	132	17	91	24	0

※国土交通省の管理橋梁数のうち、17施設が茨城県所在地である。

※ H29.3.3時点

＜判定区分表＞

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【H29.12 現在】

道路管理者	管理施設数 (A)	H26～H28の 点検実績数 (B)	H29当初 点検予定 (C)	H29点検 見込み数 (D)	H29までの点 検見込み数 (E=B+D)	管理施設数に 対する点検割 合(E/A)	H30点検 予定数 (F=A-E)	備考
国土交通省	259	148	55	55	203	78.4%	56	
東日本高速道路(株)	500	450	9	5	455	91.0%	45	
栃木県(公社含む)	3,137	1,735	714	732	2,467	78.6%	670	
宇都宮市	1,279	799	242	242	1,041	81.4%	238	
足利市	792	204	194	334	538	67.9%	254	
栃木市	814	296	313	313	609	74.8%	205	
佐野市	605	253	226	225	478	79.0%	127	
鹿沼市	718	404	153	153	557	77.6%	161	
日光市	688	321	190	190	511	74.3%	177	
小山市	454	230	149	98	328	72.2%	126	
真岡市	498	273	67	145	418	83.9%	80	
大田原市	416	215	82	101	316	76.0%	100	
矢板市	184	148	11	9	157	85.3%	27	
那須塩原市	213	168	24	18	186	87.3%	27	
さくら市	269	61	156	200	261	97.0%	8	

- ・ 国土交通省の管理橋梁数のうち、39橋が茨城県所在地であり、2橋が埼玉県所在地である。

栃木県の点検進捗状況(橋梁)

【H29.12 現在】

道路管理者	管理施設数 (A)	H26～H28の 点検実績数 (B)	H29当初 点検予定 (C)	H29点検 見込み数 (D)	H29までの点 検見込み数 (E=B+D)	管理施設数に 対する点検割 合(E/A)	H30点検 予定数 (F=A-E)	備考
那須烏山市	140	95	45	26	121	86.4%	19	
下野市	242	119	58	86	205	84.7%	37	
上三川町	303	140	99	99	239	78.9%	64	
益子町	100	54	0	0	54	54.0%	46	
茂木町	177	85	42	65	150	84.7%	27	
市貝町	77	1	38	38	39	50.6%	38	
芳賀町	265	171	51	51	222	83.8%	43	
壬生町	153	59	52	80	139	90.8%	14	
野木町	34	2	16	16	18	52.9%	16	
塩谷町	157	45	69	69	114	72.6%	43	
高根沢町	213	85	70	93	178	83.6%	35	
那須町	271	196	75	33	229	84.5%	42	
那珂川町	212	40	125	66	106	50.0%	106	
合計	13,170	6,797	3,325	3,542	10,339	78.5%	2,831	

- ・国土交通省の管理橋梁数のうち、39橋が茨城県所在地であり、2橋が埼玉県所在地である。

栃木県の点検進捗状況(トンネル)

【H29.12 現在】

道路管理者	管理施設数 (A)	H26～H28の 点検実績数 (B)	H29当初 点検予定 (C)	H29点検 見込み数 (D)	H29までの点 検見込み数 (E=B+D)	管理施設数に 対する点検割 合(E/A)	H30点検 予定数 (F=A-E)	備考
東日本高速道路(株)	14	12	0	0	12	85.7%	2	
栃木県(公社含む)	61	22	22	25	47	77.0%	14	
足利市	1	1	0	0	1	100.0%	0	
日光市	12	6	3	6	12	100.0%	0	
大田原市	2	0	0	0	0	0.0%	2	
那須塩原市	1	0	1	1	1	100.0%	0	
那須烏山市	2	0	2	2	2	100.0%	0	
那珂川町	1	0	1	1	1	100.0%	0	
合計	94	41	29	35	76	80.9%	18	

- ・ 国土交通省に管理トンネルはありません。

栃木県の点検進捗状況(道路附属物等)

【H29.12 現在】

道路管理者	管理施設数 (A)	H26～H28の 点検実績数 (B)	H29当初 点検予定 (C)	H29点検 見込み数 (D)	H29までの点 検見込み数 (E=B+D)	管理施設数に 対する点検割 合(E/A)	H30点検 予定数 (F=A-E)	備考
国土交通省	165	94	25	0	94	57.0%	71	
東日本高速道路(株)	191	131	14	17	148	77.5%	43	
栃木県(公社含む)	256	143	95	77	220	85.9%	36	
宇都宮市	18	5	0	0	5	27.8%	13	
足利市	8	0	8	8	8	100.0%	0	
栃木市	1	1	0	0	1	100.0%	0	
佐野市	2	0	1	1	1	50.0%	1	
鹿沼市	5	0	0	1	1	20.0%	4	
日光市	7	3	0	3	6	85.7%	1	
小山市	11	4	4	0	4	36.4%	7	
真岡市	1	1	0	0	1	100.0%	0	
大田原市	1	1	0	0	1	100.0%	0	
矢板市	4	1	3	2	3	75.0%	1	
那須塩原市	4	0	4	4	4	100.0%	0	
さくら市	3	1	0	0	1	33.3%	2	

- ・ 国土交通省の管理橋梁数のうち、17施設が茨城県所在地である。
- ・ 道路附属物等とは、大型カルバート、シェッド、横断歩道橋、門型標識等である。

栃木県の点検進捗状況(道路附属物等)

【H29.12 現在】

道路管理者	管理施設数 (A)	H26～H28の 点検実績数 (B)	H29当初 点検予定 (C)	H29点検 見込み数 (D)	H29までの点 検見込み数 (E=B+D)	管理施設数に 対する点検割 合(E/A)	H30点検 予定数 (F=A-E)	備考
下野市	2	1	0	0	1	50.0%	1	
上三川町	3	0	3	3	3	100.0%	0	
市貝町	1	0	0	0	0	0.0%	1	
塩谷町	1	0	1	1	1	100.0%	0	
塩谷町	1	0	1	1	1	100.0%	0	
塩谷町	1	0	1	1	1	100.0%	0	
高根沢町	3	1	2	0	1	33.3%	2	
那須町	2	0	0	0	0	0.0%	2	
那珂川町	1	1	0	0	1	100.0%	0	
合計	692	388	162	119	507	73.3%	185	

- ・国土交通省の管理橋梁数のうち、17施設が茨城県所在地である。
- ・道路附属物等とは、大型カルバート、シェッド、横断歩道橋、門型標識等である。

栃木県の点検進捗状況(最優先で点検すべき橋梁①)

＜緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋＞

【H29.12 現在】

道路管理者	管理施設数 (A)	H26～H28の 点検実績数 (B)	H29当初 点検予定 (C)	H29点検 見込み数 (D)	H29までの点 検見込み数 (E=B+D)	管理施設数に 対する点検割 合(E/A)	H30点検 予定数 (F=A-E)	備考
国土交通省	48	29	7	7	36	75.0%	12	
東日本高速道路(株)	77	61	4	2	63	81.8%	14	
栃木県(公社含む)	54	19	7	7	26	48.1%	28	
宇都宮市	12	12	0	0	12	100.0%	0	
栃木市	3	3	0	0	3	100.0%	0	
佐野市	1	1	0	0	1	100.0%	0	
鹿沼市	7	3	0	0	3	42.9%	4	
日光市	8	7	0	0	7	87.5%	1	
大田原市	1	0	0	0	0	0.0%	1	
矢板市	4	1	3	3	4	100.0%	0	
那須塩原市	7	7	0	0	7	100.0%	0	
さくら市	3	2	0	0	2	66.7%	1	
那須烏山市	2	2	0	0	2	100.0%	0	
下野市	3	2	1	0	2	66.7%	1	
上三川町	2	0	2	2	2	100.0%	0	

- ・ 国土交通省の管理施設数のうち、12橋は県外にある管理橋梁である。

栃木県の点検進捗状況(最優先で点検すべき橋梁①)

＜緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋＞

【H29.12 現在】

道路管理者	管理施設数 (A)	H26～H28の 点検実績数 (B)	H29当初 点検予定 (C)	H29点検 見込み数 (D)	H29までの点 検見込み数 (E=B+D)	管理施設数に 対する点検割 合(E/A)	H30点検 予定数 (F=A-E)	備考
茂木町	1	1	0	0	1	100.0%	0	
壬生町	1	1	0	0	1	100.0%	0	
那須町	1	1	0	0	1	100.0%	0	
合計	235	152	24	21	173	73.6%	62	

- ・国土交通省の管理施設数のうち、12橋は県外にある管理橋梁である。

栃木県の点検進捗状況(最優先で点検すべき橋梁②)

< 跨線橋 (歩道橋含む) >

【H29.12 現在】

道路管理者	管理施設数 (A)	H26～H28の 点検実績数 (B)	H29当初 点検予定 (C)	H29点検 見込み数 (D)	H29までの点 検見込み数 (E=B+D)	管理施設数に 対する点検割 合(E/A)	H30点検 予定数 (F=A-E)	備考
国土交通省	36	7	12	12	19	52.8%	17	
東日本高速道路(株)	19	10	7	5	15	78.9%	4	
栃木県(公社含む)	75	47	14	14	61	81.3%	14	
宇都宮市	7	3	4	4	7	100.0%	0	
足利市	1	1	0	0	1	100.0%	0	
栃木市	8	8	0	0	8	100.0%	0	
佐野市	1	0	0	0	0	0.0%	1	
鹿沼市	2	0	0	1	1	50.0%	1	
日光市	5	0	3	3	3	60.0%	2	
小山市	3	3	0	0	3	100.0%	0	
真岡市	2	2	0	0	2	100.0%	0	
矢板市	2	1	0	0	1	50.0%	1	
那須塩原市	5	4	0	0	4	80.0%	1	
さくら市	2	2	0	0	2	100.0%	0	
下野市	1	1	0	0	1	100.0%	0	

- ・ 国土交通省の管理施設数のうち、5橋は県外にある管理橋梁である。

栃木県の点検進捗状況(最優先で点検すべき橋梁②)

< 跨線橋 (歩道橋含む) >

【H29.12 現在】

道路管理者	管理施設数 (A)	H26～H28の 点検実績数 (B)	H29当初 点検予定 (C)	H29点検 見込み数 (D)	H29までの点 検見込み数 (E=B+D)	管理施設数に 対する点検割 合(E/A)	H30点検 予定数 (F=A-E)	備考
高根沢町	4	3	1	1	4	100.0%	0	
那須町	7	7	0	0	7	100.0%	0	
合計	180	99	41	40	139	77.2%	41	

- ・ 国土交通省の管理施設数のうち、5橋は県外にある管理橋梁である。

栃木県の点検進捗状況(最優先で点検すべき橋梁③)

＜緊急輸送道路を構成する橋梁＞

【H29.12 現在】

道路管理者	管理施設数 (A)	H26～H28の 点検実績数 (B)	H29当初 点検予定 (C)	H29点検 見込み数 (D)	H29までの点 検見込み数 (E=B+D)	管理施設数に 対する点検割 合(E/A)	H30点検 予定数 (F=A-E)	備考
国土交通省	223	131	47	47	178	79.8%	45	
東日本高速道路(株)	500	450	9	5	455	91.0%	45	
栃木県(公社含む)	1,631	1,179	227	225	1,404	86.1%	227	
宇都宮市	3	3	0	0	3	100.0%	0	
日光市	3	3	0	0	3	100.0%	0	
下野市	3	2	1	0	2	66.7%	1	
合計	2,363	1,768	284	277	2,045	86.5%	318	

- ・ 国土交通省の管理橋梁数のうち、34橋が茨城県所在地であり、2橋が埼玉県所在地である。

【H29.12 現在】

道路管理者	H29修繕当初計画数 (A)	H29修繕実施済数 (B)	H29修繕予定数
国土交通省	10	8	10
東日本高速道路株	0	16	16
栃木県(公社含む)	36	43	43
宇都宮市	12	7	12
足利市	0	0	0
栃木市	2	0	0
佐野市	1	0	1
鹿沼市	0	1	1
日光市	4	4	4
小山市	1	1	1
真岡市	2	2	2
大田原市	4	3	4
矢板市	0	0	0
那須塩原市	0	0	0
さくら市	3	0	2

・ H29修繕実施済数 (B) には、修繕工事中のものも含まれています。

栃木県の修繕予定(橋梁)

【H29.12 現在】

道路管理者	H29修繕当初計画数 (A)	H29修繕実施済数 (B)	H29修繕予定数
那須烏山市	0	0	0
下野市	0	0	0
上三川町	1	0	0
益子町	3	0	1
茂木町	0	0	3
市貝町	1	0	0
芳賀町	1	0	0
壬生町	0	0	0
野木町	2	0	2
塩谷町	3	2	3
高根沢町	1	0	1
那須町	1	0	1
那珂川町	3	1	3
合計	91	88	110

- ・ H29修繕実施済数 (B) には、修繕工事中のものも含まれています。

栃木県の修繕予定(トンネル)

【H29.12 現在】

道路管理者	H29修繕当初計画数 (A)	H29修繕実施済数 (B)	H29修繕予定数
東日本高速道路(株)	0	0	0
栃木県 (公社含む)	9	8	8
足利市	0	0	0
日光市	1	1	1
大田原市	0	0	0
那須塩原市	0	0	0
那須烏山市	0	0	0
那珂川町	0	0	0
合計	10	9	9

- ・ H29修繕実施済数 (B) には、修繕工事中のものも含まれています。
- ・ 国土交通省に管理トンネルはありません。

栃木県の修繕予定(道路附属物等)

【H29.12 現在】

道路管理者	H29修繕当初計画数 (A)	H29修繕実施済数 (B)	H29修繕予定数
国土交通省	1	1	1
東日本高速道路株	0	0	0
栃木県(公社含む)	8	8	8
宇都宮市	0	0	0
足利市	0	0	0
栃木市	0	0	0
佐野市	0	0	0
鹿沼市	0	0	0
日光市	0	0	0
小山市	0	0	0
真岡市	0	0	0
大田原市	0	0	0
矢板市	0	0	0
那須塩原市	0	0	0
さくら市	0	0	0

- ・ H29修繕実施済数 (B) には、修繕工事中のものも含まれています。

栃木県の修繕予定(道路附属物等)

【H29.12 現在】

道路管理者	H29修繕当初計画数 (A)	H29修繕実施済数 (B)	H29修繕予定数
下野市	0	0	0
上三川町	0	0	0
市貝町	0	0	0
芳賀町	0	0	0
壬生町	0	0	0
塩谷町	0	0	0
高根沢町	0	0	0
那須町	0	0	0
那珂川町	0	0	0
合計	9	9	9

- ・ H29修繕実施済数 (B) には、修繕工事中のものも含まれています。

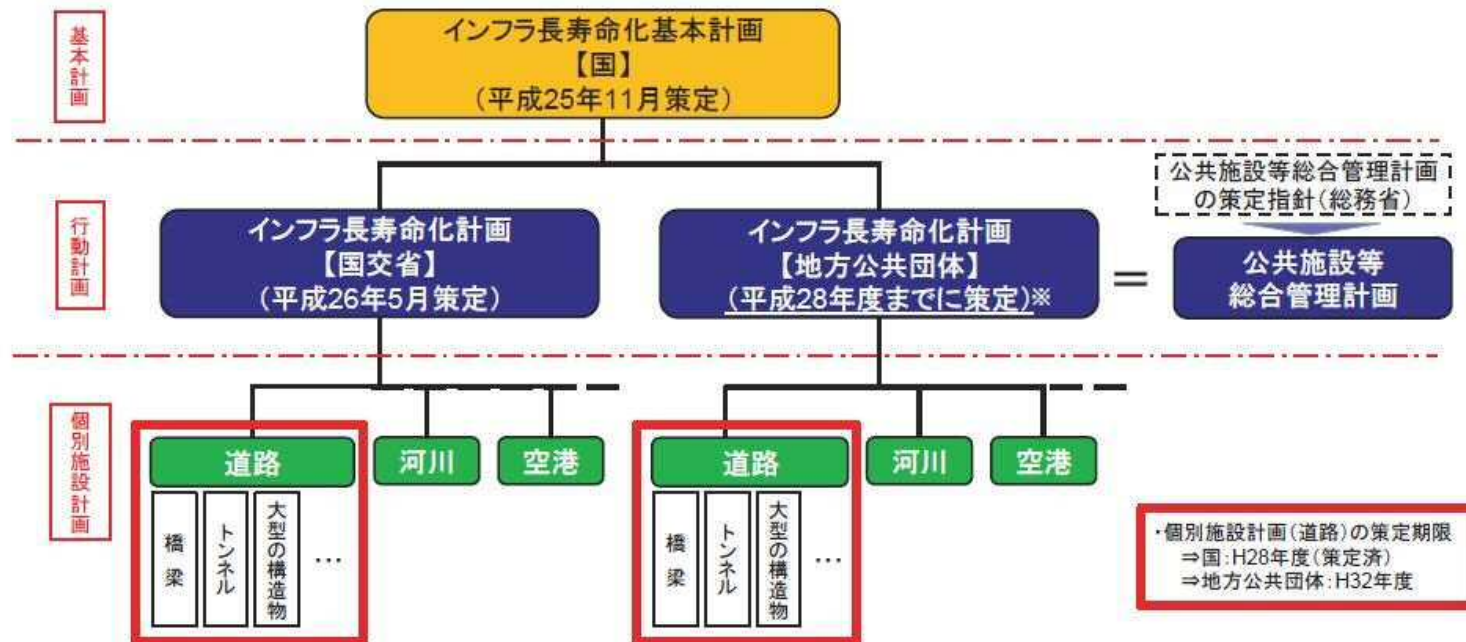
平成29年8月
道路メンテナンス年報抜粋

(6) 個別施設計画の策定状況(平成 28 年度末時点)

- 各道路管理者は、橋梁・トンネル・大型の構造物定期的な点検・診断の結果に基づき個別施設計画[※]を策定（地方公共団体は平成 32 年度までに策定予定）。
- 平成 28 年度末時点の個別施設計画の策定率は、橋梁で約 65%、管理者別では、都道府県・政令市等 約 75%、市町村 約 64%。
- その他、トンネル及び大型の構造物の策定率は、それぞれ約 26%、約 31%。

※維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減・平準化を図る上で点検・診断等の結果を踏まえた個別施設毎の具体的な対応方針を定めた計画

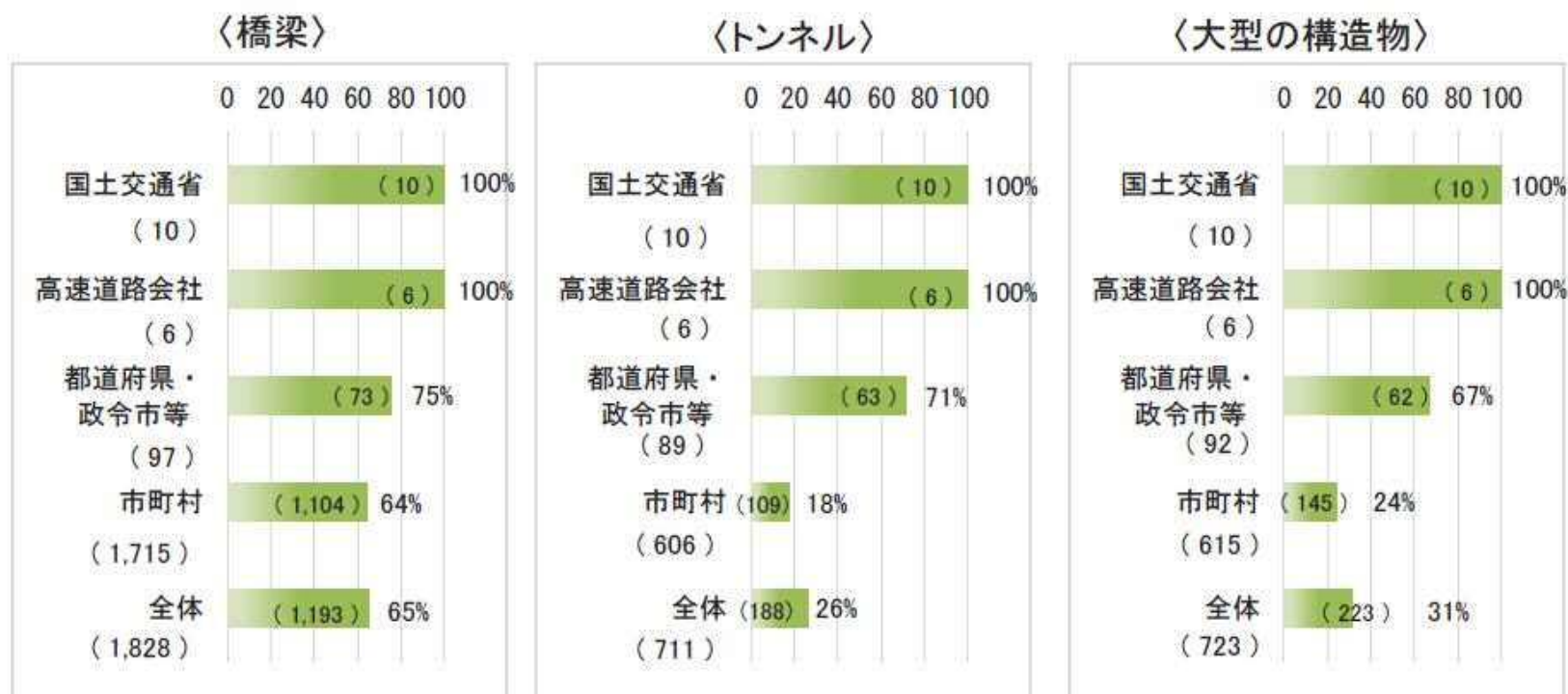
○インフラ長寿命化計画の体系



個別施設計画の策定状況

平成29年8月
道路メンテナンス年報抜粋

○個別施設計画の策定状況(平成28年度末時点)



※()は団体数 ※市町村は特別区を含む

※割合は個別施設計画策定対象の施設を管理する団体数により算出

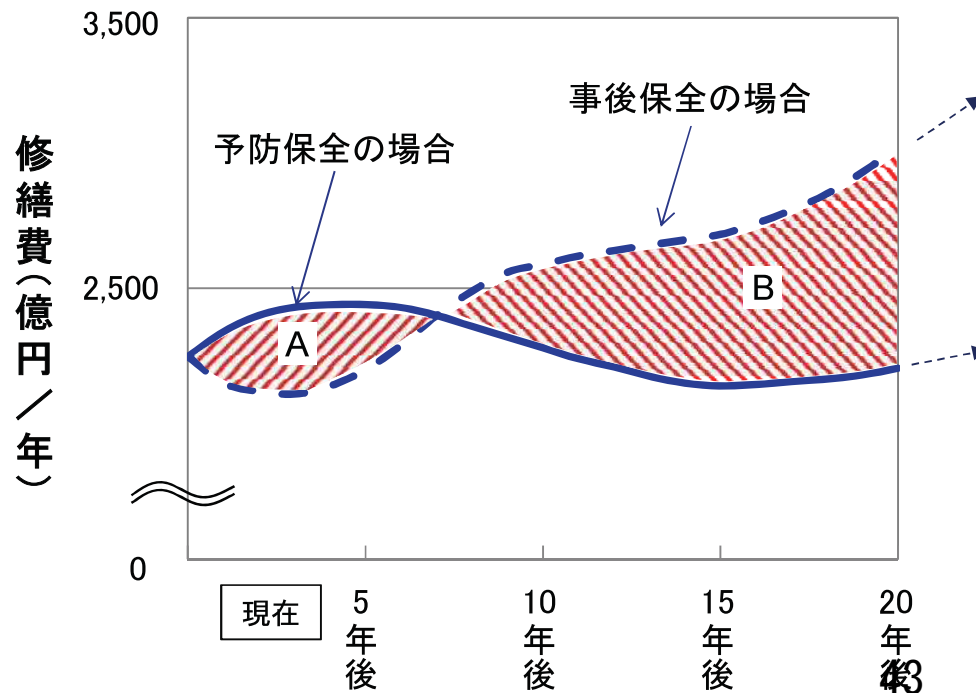
※大型の構造物は横断歩道橋、門型標識、シェッド、大型カルバートであり、いずれかの施設の個別施設計画が策定されていれば策定済みとしている

予防保全によるライフサイクルコストの縮減効果(今後20年の推計)

- 点検結果、修繕実績等に基づき推計。
- 今後の点検実施状況も踏まえ、精査が必要。
- さらに、新技術の導入等により、コスト縮減の取り組みを進める。

予防保全の場合 約4.2~4.9兆円/20年 (年平均 約2,300億円) (2037年 約2,100~2,400億円)
事後保全の場合 約4.7~5.5兆円/20年 (年平均 約2,500億円) (2037年 約2,800~3,300億円)

20年間で約5,000億円の縮減
(参考:平成29年度 修繕当初予算 約2,250億円※)
※北海道、沖縄の事業分を含めた平成29年度当初予算額



対象道路
: 国土交通省管理道路

対象構造物
: 橋梁、トンネル、舗装、
その他構造物(土工、附属物)

対象予算
: 修繕、点検、耐震補強

対象年
: 2017年~2037年(20年間)

道路構造物管理実務者研修(平成29年度)

平成29年度の道路構造物管理実務者研修

＜関東地方整備局主催-橋梁(4日間)、トンネル(3日間)＞

➤ 目的: 地方公共団体職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識技能の習得を図る。

➤ 対象: 地方公共団体職員及び関東地方整備局職員

➤ 開催状況・予定:

		地方公共団体 参加・申込み状況(団体数)
<u>橋梁初級研修Ⅰ</u>	①H29. 7. 18～7. 21	45
	②H29. 9. 26～9. 29	42
<u>橋梁初級研修Ⅱ</u>	①H29. 10. 3～10. 6	33(申込み数)
	②H29. 11. 28～12. 1	41(申込み数)
<u>トンネル研修</u>	①H29. 10. 31～11. 2	13(申込み数)

➤ 場所: 国土交通大学校 柏研修センター

※橋梁初級研修Ⅰ: 点検要領に基づく点検に必要な知識・技能の習得

橋梁初級研修Ⅱ: 補修・補強の工法選択の判断に必要な基礎知識の習得

＜昨年度の研修状況＞



自治体講習会、現場研修会(開催状況).

開催日	曜日	時間	内 容	参加 人数	橋梁名	備 考
H28.11.29	火	14:00 ~16:30	技術講習会	46	—	栃木県河内庁舎5階大会議室 講師:ゴム支承協会
H28.12.1	木	10:30 ~17:00	橋梁点検研修会(現地)	22	新4号国道 久部高架橋	集合場所:宇都宮国道
H28.12.5	月	10:30 ~17:00	橋梁点検研修会(現地)	22	新4号国道 鉢形第2跨道橋	集合場所:道の駅しもつけ
H29.7.11	火	14:00 ~17:00	耐震補強現場見学会	16	東北自動車道 みちのく、橋田川橋	集合場所:宇都宮国道 協力会社:リテックE
H29.7.12	水	14:00 ~17:00	耐震補強現場見学会	17	東北自動車道 永野川橋、宝木第二橋、庚塚橋	集合場所:宇都宮国道 協力会社:セントラルC
H29.10.31	火	14:00 ~16:30	橋梁点検研修会(座学)	47	—	宇都宮国道第1会議室
H29.11.7	火	13:00 ~16:30	橋梁点検研修会(現地)	28	さくら市五行橋	集合場所:さくら市役所 協力会社:リテックE
H29.11.8	水	13:00 ~16:30	橋梁点検研修会(現地)	23	足利市葉直町16号線1号橋	集合場所:旧足利西高校 協力会社:リテックE
H29.11.9	木	13:00 ~16:30	橋梁点検研修会(現地)	11	野木町矢畑北橋	集合場所:野木原集会場 協力会社:リテックE

H29橋梁現場研修会実施状況

対象者： 栃木県の自治体職員
開催日： 平成29年7月11日、12日
場所： 11日 東北道（みちのく橋、田川橋）
12日 東北道（宝木第二橋、永野川橋、庚塚橋）
参加人数： 11日16名、12日17名
内容： 橋梁耐震補強、橋梁点検



11日田川橋



12日永野川橋

H29自治体橋梁点検研修会開催結果（概要）

対象者： 栃木県の自治体職員

開催日： 平成29年10月31日 11月7日、8日、9日

場所： 10月31日 座学（宇都宮国道事務所内）

11月 7日 さくら市（五行橋）

8日 足利市（葉直町16号線1号橋）

9日 野木町（矢畑北橋）

参加人数： 10月31日47名、11月7日28名、8日23名、9日11名

内容： 橋梁点検



7日さくら市



8日足利市



9日野木町

自治体橋梁点検研修会(H29.11.7~9)アンケート集計結果

H29.11.10

1 研修の参加確認

	7日	8日	9日	計
研修会(座学) I 参加	17	13	5	35
II 不参加	10	7	2	19
現場研修会 I さくら市	27	0	0	27
II 足利市	0	20	0	20
III 野木町	0	0	7	7

2 土木に関する経歴確認

2-1 学業歴について				
I 土木系卒	17	18	3	38
II 建築系卒	2	0	0	2
III 左記以外の理科系卒	3	0	1	4
IV I~III以外	5	2	3	10
2-2 職歴について				
I 土木系職	21	18	3	42
II 建築系職	0	0	0	0
III 左記以外の機械・設備系職	0	0	0	0
IV I~III以外	6	2	4	12
2-3 建設に関する知識習得経験 (複数回答有)				
I 教育機関	11	4	2	17
II 職場の上司・先輩	21	17	5	43
III 研修・講習会	19	7	3	29
IV 独学	1	0	0	1
V その他	0	0	0	0

3 現地研修会の理解度について

3-1 事前説明の内容についてどの程度理解できたか				
I 高い	2	0	2	4
II やや高い	12	12	3	27
III 中程度	12	8	2	22
IV やや低い	1	0	0	1
V 低い	0	0	0	0
3-2 現地点検方法説明の内容についてどの程度理解できたか				
I 高い	2	2	2	6
II やや高い	11	9	3	23
III 中程度	12	9	2	23
IV やや低い	2	0	0	2
V 低い	0	0	0	0
3-3 調書記録・作成方法説明の内容についてどの程度理解できたか				
I 高い	4	1	2	7
II やや高い	11	10	3	24
III 中程度	10	9	2	21
IV やや低い	2	0	0	2
V 低い	0	0	0	0

3-4 改善が必要と思われる事項について

7日	3	選定される橋梁は、未実施の箇所ではなく、実施済の箇所であり、(まずは流れを業者が)次いで別の橋梁等を各市町等でやってみる
	14	確認すべき項目の多い橋を点検したほうがよい
	15	橋梁が健全で点検のプロセスが理解しづらかった
	26	判定基準を用いて各自が、現地及び写真を見て判定するほうが良い。その上で、コンサルさんの事例等から、答え合わせをすると良い。
	27	スモール判定の一覧表が現地に有ると良かったと思います。橋梁の規模がより人数を考えた方が良かった。
8日	19	一特に床版下面は、一度点検をした箇所だと、チョーキングされているのでただの見学になってしまいます。
	20	もっと一般的な橋梁で現地点検をして欲しい。(PC、鋼橋の両方をできるとなるとよい。)現地で待ち時間が長かったので、工夫が必要
		現地研修の橋は健全度が低い橋を選定してほしい(破損が顕著)損傷の少ない橋では、点検の練習にならない
		橋梁点検者の実演があると、業務の参考になる

4 研修会の実施時期について

4-1 座学(未記入有)				
I 4~6月	3	3	1	7
II 7~9月	3	0	2	5
III 10~12月	16	12	3	31
IV 1~3月	0	1	0	1
V 特になし	1	3	1	5
4-2 現地(未記入有)				
I 4~6月	3	2	0	5
II 7~9月	2	1	3	6
III 10~12月	17	12	3	32
IV 1~3月	1	1	0	2
V 特になし	1	2	1	4
4-3 座学実施後から現地研修開催までの期間(未記入有)				
I 1週間以内	8	5	0	13
II 1~2週間後	11	9	6	26
III 3~4週間後	0	1	0	1
IV 1~2ヶ月後	2	0	0	2
V 特になし	2	3	1	6

5 質問事項

8日	1	橋梁の形式によってポイントが違うと思うので、色々な種類の橋梁が見たい
9日	2	橋梁データの中で耐震入力がよくわかりません
	3	判定区分についての研修を実施してほしい
	4	写真の撮り方。III or IV判定の事例集を現地講習希望

6 研修に関する要望

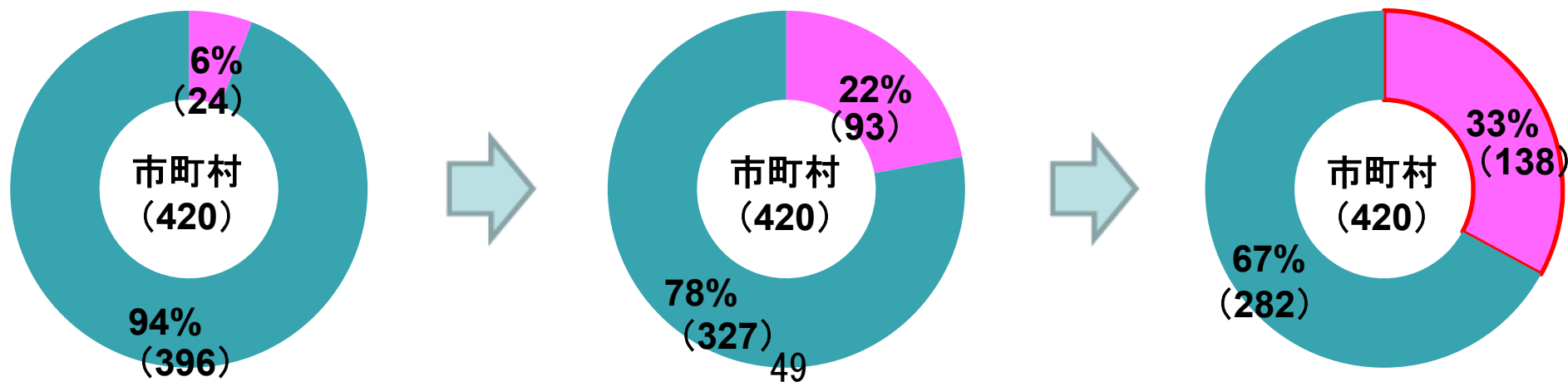
7日	27	国交省版で説明するのであれば、スモール判定→大文字判定 一判定区分の手順を教えてください、良く分からなかった。 具体的に判定をI、II、IIIの判定基準が分からなかった。何でII? 何でI? どの程度の損傷になるとIII? 自治体レベルの点検方法を、特化して研修して欲しい。
8日	2	B種の橋と重要度が異なるので、A種の橋として必要な点検レベルが、説明を聞いていても分かりませんでした。
	14	講師の方が多数いて質問しやすかった
	14	湧水時期の前にはなってしまうが、年度の初めの方で研修が行われると良いのではないかと(点検委託発注前)
	19	難しいとは思いますが、判定III、IV相当の橋梁の現場研修が出来るとありがたいです。(判定IVを見てみたい)
	19	現地で点検研修においては、最後に業者(コンサル)のいつも実施している点検を見本として見せて頂けると良い。参考になる。
	9日	点検の順番や、人数がいる場合の割り振りなどより実践的な点検を見せて欲しいと思いました。
	3	鋼橋、Co橋、それぞれの現場研修を実施してほしい
	4	来年度も希望致します
	7	Co橋、メタル橋、横断歩道等、多くの種類の点検を行いたい

○市町村の人不足・技術力不足を補うため、市町村の点検・診断の発注事務を都道府県が一括して実施。

全国 ○平成28年度は、605市町村（38道府県）が地域一括発注を活用。



関東地方 ○平成28年度は、138市町村（8県）が地域一括発注を活用。



道路施設点検の地域一括発注の状況

- 平成29年度は、県内18市町（佐野市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町）の橋梁977橋、トンネル7門、大型カルバート5基、横断歩道橋6橋の点検業務を14契約で一括発注した（9月発注）
- 県内1市（小山市）の橋梁83橋、大型カルバート1基の点検業務を発注予定。

<平成29年度 地域一括発注の経過>

- ・平成28年11月 意向調査（技術センター ⇒ 県内市町）
- ・平成29年 5月上旬
～6月下旬 委託内容の調整（技術センター ⇔ 一括発注希望市町）
- ・平成29年 7月上旬
～8月上旬 受委託契約締結（技術センター ⇔ 一括発注希望市町）
- ・平成29年 9月上旬 一括発注（14契約）

	年度	H26	H27	H28	H29	合計	H30
	取組実績 (橋梁)	地域一括発注 実施点検数	0橋	843橋	1,637橋	1,421橋 (予定)	3,901橋 (見込み)
	市町村数 (継続市町村 数)	0市町	9市6町	10市7町	9市10町	—	

道路施設点検の地域一括発注の状況

取組実績 (トンネル)	年度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	合計	H 3 0
	地域一括発注 実施点検数	0門	0門	5門	7門 (予定)	12門 (見込み)	
	市町村数 (継続市町村 数)	0市町	0市町	1市	3市1町	—	

取組実績 (大型カル バート)	年度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	合計	H 3 0
	地域一括発注 実施点検数	0基	0基	0基	7基 (予定)	7基 (見込み)	
	市町村数 (継続市町村 数)	0市町	0市町	0市町	3市	—	

取組実績 (横断歩道 橋)	年度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	合計	H 3 0
	地域一括発注 実施点検数	0橋	0橋	2橋	6橋 (予定)	8橋 (見込み)	
	市町村数 (継続市町村 数)	0市町	0市町	2市	2市1町	—	

自治体の直営点検実施状況

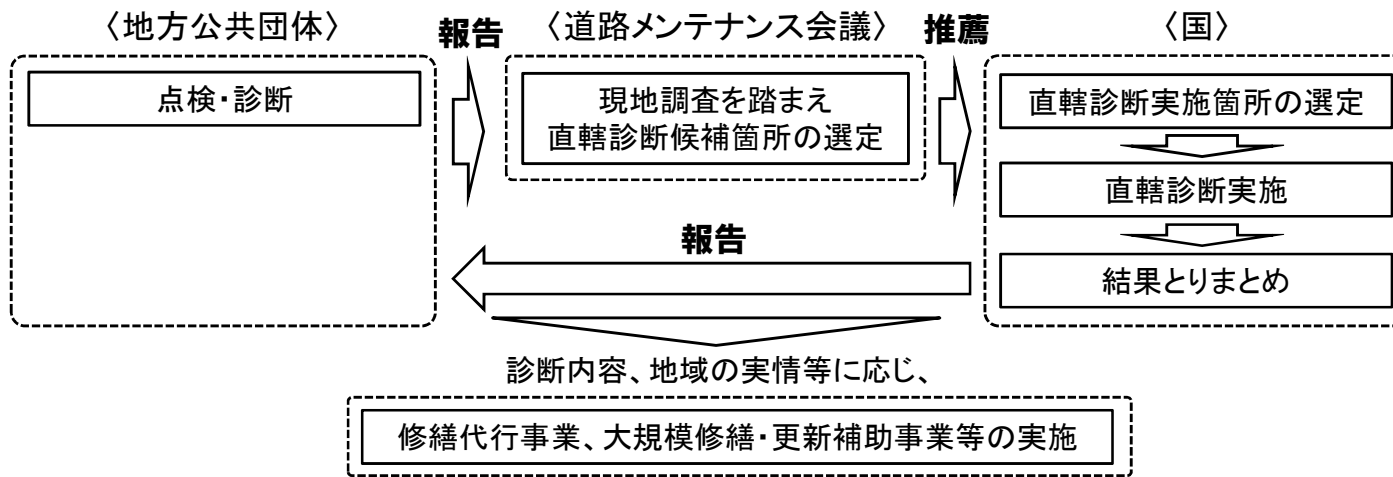
H29.12.7

自治体名	実施状況	対象橋梁	点検数				備考
			H26	H27	H28	H29	
栃木県	H26年度から実施	直接近接目視可能なもの	55	159	147	126	
宇都宮市	H26年度から実施	橋長10m以下	52	100	150	152	
栃木市	H27年度から実施	橋長10m以下	—	10	253	212	
鹿沼市	H26年度から実施	橋長15m未満	1	162	143	149	
下野市	H27年度から実施	橋長10m以下	—	1	5	5	
上三川町	H26年度から実施	橋長15m以下	10	59	71	59	
芳賀町	H27年度から実施	橋長5m以下	2	28	42	37	
日光市	H27年度から実施	橋長5m以下	—	1	3		H29予定あり(数量未定)
益子町	H27年度から実施	橋長10m以下	—	1	0	0	
塩谷町	H29年度から実施	橋長10m以下	—	—	—	51	
市貝町	H29年度から実施	橋長5m以下	—	—	—	22	
計			120	521	814	813	

※H29の点検数は予定数量

- 地方公共団体への支援として、要請により緊急的な対応が必要かつ高度な技術力を要する施設について、地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断を実施。
- 診断の結果、診断内容や地域の実情等に応じ、修繕代行事業、大規模修繕・更新事業等を実施。

【全体の流れ】



【直轄診断実施箇所とその後の対応】

	直轄診断実施箇所	措置
H 26 年度	三島大橋(福島県三島町)	修繕代行事業
	大渡ダム大橋(高知県仁淀川町)	修繕代行事業
	大前橋(群馬県嬭恋村)	大規模修繕・更新補助事業
H 27 年度	沼尾シェッド(福島県南会津郡下郷町)	修繕代行事業
	猿飼橋(奈良県吉野郡十津川村)	修繕代行事業
	呼子大橋(佐賀県唐津市呼子町)	修繕代行事業
H28 年度	万石橋(秋田県湯沢市)	修繕代行事業
	御鉾橋(群馬県神流町)	修繕代行事業
H29 年度	音沢橋(富山県黒部市)	
	乙姫大橋(岐阜県中津川市)	

【平成29年度 直轄診断実施箇所】

■ 音沢橋(富山県黒部市)



<音沢橋の状況>

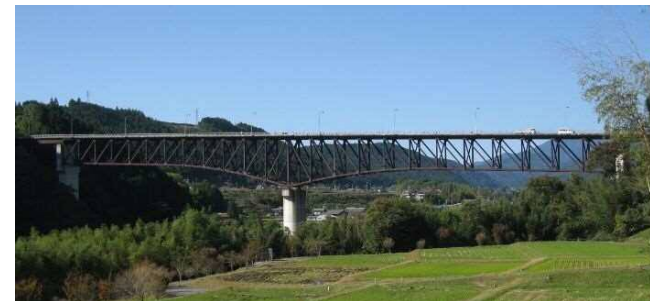


下部工にASRによる劣化が疑われる

鉄筋の露出



■ 乙姫大橋(岐阜県中津川市)



<乙姫大橋の状況>



耐候性鋼材に層状の剥離

大規模修繕・更新補助制度の概要【H27より】

制度の目的

今後、地方公共団体の管理する道路施設の老朽化の拡大に対応するため、大規模修繕・更新に対して複数年にわたり集中的に支援を行うことにより、地方公共団体における老朽化対策を推進し、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。

補助対象

- ・ 橋脚の補強など、構造物の一部の補修・補強により、性能・機能の維持・回復・強化を図るもの
- ・ 橋梁の架替など、構造物の再施工により、性能・機能の維持・回復・強化を図るもの

事業要件

■ 事業の規模

- ・ 都道府県・政令市の管理する道路の場合：全体事業費 100 億円以上
- ・ 市区町村の管理する道路の場合：全体事業費 3 億円以上

■ インフラ長寿命化計画等（平成29年度以降の措置※）

- ・ インフラ長寿命化計画（行動計画）において、引き続き存置が必要とされているものであること
- ・ 点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている施設であること
- ・ 長寿命化修繕計画（個別施設計画）に位置付けられたものであること

※ 橋長15m未満の橋梁、トンネル及び大型の構造物
にあつては、平成33年度以降の措置

支援内容

- ・ 防災・安全交付金事業として実施した場合と同等の割合を国費として補助※
- ・ 事業の実施にあたり、国庫債務負担行為制度（4 箇年以内）の活用も可能

※ 現行法令に基づく補助率を上回る分については
防災・安全交付金により措置

個別の事業毎に採択するため、課題箇所に確実に予算が充当

大規模修繕・更新補助(集約化・撤去の拡充)【H29より】

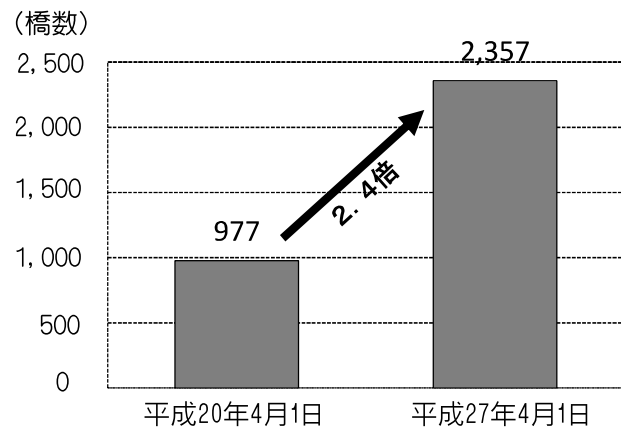
制度概要

地方公共団体における老朽化対策を支援するため、大規模修繕・更新補助制度に集約化・撤去を対象として拡充

対象事業

撤去される施設が有していた機能を、同一路線の別の施設に機能を集約する事業

＜地方公共団体管理橋梁で通行規制数が増加＞



※東日本大震災の被災地域は一部含まず

＜集約化・撤去のイメージ＞



大規模修繕・更新補助(集約化・撤去の事例)

○迂回路の「隣接橋の対策」や「道路改良」を実施し、通行止めとなっている老朽橋を「撤去」



隣接橋の対策

- 老朽化に伴う架け替え
- 拡幅(車道)
- 拡幅(歩道)
- 歩道橋の設置
- 老朽化に伴う修繕

隣接橋に接続する道路の改良

- 整備
- 拡幅(車道)
- 拡幅(歩道)
- 交差点改良

公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)の概要【H29年度創設】

制度概要

地方公共団体において道路の適正な管理を実施するため、補助事業等※と一体として実施される地方単独事業（長寿命化事業）について、地方財政措置を拡充するもの

(交付税措置率0%→30%)

※社会資本整備総合交付金事業を含む

対象事業

- ・ 舗装の表層に係る補修（例：切削、オーバーレイ、路上再生等）
- ・ 小規模構造物（例：道路照明施設、道路標識、防護柵、落石防止柵、防雪柵等）の補修・更新



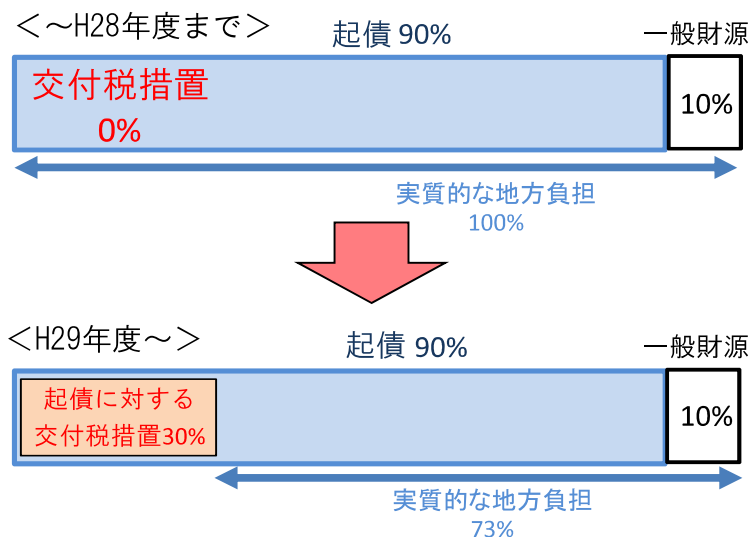
<舗装のオーバーレイ>



<防護柵の取替>

※期間は平成29年度から平成33年度までの5年間

地方財政措置



総括調査票

調査事業名 (32) 社会資本総合整備事業費 (道路事業)

②調査の視点

【計画的・効率的な老朽化対策】

- インフラの更新需要の増大に対応するため、インフラ長寿命化計画により老朽化対策を計画的・効率的に進めることが課題。具体的には、長寿命化計画に基づき、定期的な点検により損傷状況を把握して計画的なメンテナンスを行うことにより、インフラを長寿命化し、長期的なコストを圧縮する必要。
- このため、道路事業では、防災・安全交付金において、定期点検、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定、計画に基づく修繕・更新・撤去を重点配分対象としており、これらの支援が長期的なコスト圧縮に確実につながるようにする必要。

③調査結果及びその分析

【計画的・効率的な老朽化対策】

- 平成 28 年度に老朽化対策として実施された橋梁の更新事業（関連事業、効果促進事業を除く）255 件について、修繕履歴がない又は不明なものが全体の 2/3（170 件）を占めていた。
- このうち、判定区分がⅠ・Ⅱ又は点検未実施であるにもかかわらず、更新を行ったものが 11 件あり、これらのうち、一度も修繕を行っていないものが 7 件あった。
- また、判定区分Ⅲの橋梁の更新事業 216 件では、修繕する場合との費用比較を実施した上で更新を行っている事例が 75%（163 件）あった一方で、25%（53 件）についてはこうした費用比較を実施していなかった。なお、費用比較を実施していない理由を見ると、防災・安全交付金による更新の必要性を示すものは見られなかった。
- 更に、個別施設計画の記載内容について以下の 3 項目を確認（255 件）したところ、それぞれの項目につき 2 割前後の計画で記載がなされていなかった。
 - ・ 予防保全の対象施設の要件が明確化されているか（38 件、15%）
 - ・ 予防保全型の管理を行った場合の維持管理費の算出がなされているか（58 件、23%）
 - ・ 点検結果を踏まえ、今後、修繕計画を見直すことを明記しているか（36 件、14%）

【参考】道路橋の健全性の診断の判定区分

区分	状態
Ⅰ 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【表 1】
老朽化対策として実施された橋梁の更新事業

判定区分	未実施	修繕履歴			計
		有り	無し	不明	
Ⅰ	2件	3件	0件	5件	
Ⅱ	1件	0件	0件	1件	
Ⅲ	1件	4件	0件	5件	
Ⅳ	77件	106件	33件	216件	
計	4件	19件	5件	28件	
	85件	132件	38件	255件	

【表 2】
判定区分Ⅲの橋梁の更新時に修繕との費用比較を実施していない理由（53件）

- ・ 幅員狭小等の課題があり、対策が必要な時期に更新を実施（35件）
- ・ 耐震基準等を満たしておらず、対策が必要な時期に更新を実施（12件）
- ・ 損傷状況から判断（6件）

④今後の改善点・検討の方向性

【計画的・効率的な老朽化対策】

- 現在の執行状況は、インフラ長寿命化を促すという防災・安全交付金の重点配分の考え方とは整合的でないものが見られた。
 - このため、防災・安全交付金によるインフラ老朽化対策については、
 - ・ 個別施設計画及び点検結果に基づくものに重点化する、
 - ・ ビアレビューやPDCAサイクルにより個別施設計画の精度・質を上げていく、ことが必要であり、こうした観点から、以下の見直しを実施すべきである。
- ① 判定区分Ⅰ・Ⅱの橋梁の更新事業は、防災・安全交付金の交付対象から除外する。
 - ② 判定区分Ⅲ・Ⅳの段階にある橋梁の更新事業については、修繕の場合と更新の場合のライフサイクルコスト（LCC）を比較し、更新の方がLCCが小さくなる場合に限ることにより交付対象を厳格化する。
 - ③ 重点配分対象となる個別施設計画の基準（必要記載事項等）を整理し、この基準を満たさない個別施設計画に基づく老朽化対策が含まれる整備計画は重点配分対象とならないことを明確化する。

道路メンテナンス会議のページ

宇都宮国道事務所

宇都宮国道事務所ホーム > みちづくり > 栃木県道路メンテナンス会議

みちづくり

栃木県道路メンテナンス会議

●会議の概要

「栃木県道路メンテナンス会議」は、平成26年5月に栃木県内の全ての道路管理者が集い、道路施設等の維持管理・補修・更新等を効率的・効果的に行うため、道路管理者が相互に連絡・調整を行い、道路施設の点検や修繕計画を共有・協力することにより、円滑な道路管理を促進し、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化を図ることを目的に設立された会議です。

●会議の開催状況

平成29年度

17.06.28 第1回道路メンテナンス会議 [記者発表資料](#)[PDF:165KB] [配布資料](#)[PDF:17,679KB]
17.06.28 第1回道路鉄道連絡会議 [開催結果\(概要\)](#)[PDF:310KB]

平成28年度

16.07.08 第1回道路メンテナンス会議 [記者発表資料](#)[PDF:231KB] [配付資料](#)[PDF:6,756KB]
16.10.24 第2回道路メンテナンス会議 [記者発表資料](#)[PDF:527KB] [配付資料](#)[PDF:6,357KB]
17.02.17 第3回道路メンテナンス会議 [記者発表資料](#)[PDF:658KB] [配付資料](#)[PDF:4,894KB]

●管理施設情報

[道路メンテナンス年報](#)

点検の実施状況や結果等を取りまとめたものです。(国土交通省道路局HP)

●自治体職員向け講習会、現場研修会

平成29年度

17.7.11,12 橋梁補強現場研修会 [開催結果\(概要\)](#)[PDF:264KB]

平成28年度

16.11.29 技術講習会 [開催結果\(概要\)](#)[PDF:146KB]
16.12.15 点検現場研修会 [記者発表資料](#)[PDF:1,053KB]

●広報活動

平成28年度

16.9.12～17.3.3 道路を守るパネル展 [記者発表資料](#)[PDF:571KB]
16.12.7 点検体験会(足利工業大学) [記者発表資料](#)[PDF:851KB]
16.12.20 点検体験会(宇都宮大学) [記者発表資料](#)[PDF:958KB]

●老朽化対策に関する掲載ページへのリンク集

- ・[道路の老朽化対策\(国土交通省道路局\)](#)
施策の概要、関連する提言、関連法令、点検要領等が掲載されています。
- ・[関東の道路施設の老朽化対策\(国土交通省関東地方整備局\)](#)
関東地方整備局の老朽化対策の状況や維持管理・更新の取り組みが掲載されています。
- ・[関東維持管理技術センター\(国土交通省関東地方整備局\)](#)
構造物の維持管理に関する建設技術の研究開発機関のHPです。
- ・[構造物メンテナンス研究センター\(国立研究開発法人土木研究所\)](#)
道路橋の安全管理のための構造物技術に係わる総合研究機関のHPです。
- ・[メンテナンス研究推進本部\(国土交通省国土技術政策総合研究所\)](#)
維持管理に関する研究機関のHPです。

自治体職員に見てもらえるように改善中

道路の老朽化対策(メンテナンス)に関する講演会(開催状況)

開催日	曜日	時間	講演会名	会場	講演者	講演タイトル
H26.10.7	火	13:30 ～16:30	道路メンテナンス会議 支承認習会	栃木県庁本館 9階 会議室3	(社)日本支承協会	支承の維持管理について
H26.10.22	火	14:00 ～16:30	道路メンテナンス会議 技術講演会	宇都宮国道 第1、2会議室	(独)土木研究所 地質・地盤研究グループ 中谷グループ長	基調講演 本格的なメンテナンス時代を迎えて
					施工技術チーム 宮武上席研究員	道路土工構造物のメンテナンス等の留意点
					土質・振動チーム 佐々木上席研究員	道路土工構造物の最近の被災事例等について
					技術推進本部 南研究員	新技術等の紹介
H27.3.17	火	13:30 ～15:30	社会資本メンテナンス 講演会	栃木県総合文化センター 特別会議室	宇都宮大学 中島教授	既設構造物の健全度及び劣化に関する研究事例の紹介
					(独)土木研究所 七澤上席研究員	本格的なメンテナンス時代を迎えて
					宇都宮国道 道路構造保全官	県内国道の老朽化の現状報告
H27.10.21	水	13:30 ～16:30	道路メンテナンス会議 橋梁講習会	栃木県河内庁舎 5階大会議室	(社)日本橋梁建設協会	鋼橋の補修・補強における点検～設計施工の留意点 震災時における応急対応について
H28.3.16	水	13:30～	道路の老朽化対策に 関する講演会	栃木県総合文化センター 特別会議室	足利工業大学 末武教授	橋梁長寿命化と市民参加(私たちの橋を守る)
					(独)土木研究所	定期点検の意義と効果
					宇都宮国道 道路構造保全官	栃木県の道路構造物の現状
H29.1.30	月	13:30～	道路メンテナンスの大切さを考える講演会	栃木県自治会館 4階大会議室	足利工業大学 宮澤教授	コンクリート構造物の長寿命化への取り組み
					(独)土木研究所	定期点検の意義と効果
					宇都宮国道 道路構造保全官	栃木県の道路構造物の現状
H29.7.27	木	13:00 ～17:00	コンクリート構造物の 長寿命化対策に関わる 技術講習会	栃木県総合文化センター	宇都宮大学 藤原教授	テクソトローピー性を付与した高性能断面補修材の開発
					日本建設保全協会 宗技術部長	補修設計・施工の留意点とRC床版の長寿命化対策事例
					関東地方整備局 道路部 茅根道路構造保全官	道路橋の維持管理に関する最近の話題
					(株)駒井ハルテック 橋梁保全事業室 三輪室長	「コンクリート構造物の表面被覆材による劣化・剥落防止工法の事例」「樹脂系接着剤を用いたコンクリート用あと施工アンカーによる施工事例」

※H29.7講習会は日本建設保全協会主催

道路のメンテナンスに関する講演会 実施計画(案)

1. 目的

道路構造物のメンテナンスの重要性等について理解促進を図ることを目的とする。

2. 開催概要

(1) 講演会名

道路のメンテナンスに関する講演会

※藤倉准教授が熊本地震や耐震補強について講演する予定のため

H26 社会資本メンテナンス講演会

H27,28 道路の老朽化対策に関する講演会

(2) 日時

6/1(金)PM

(3) 開催場所

栃木県総合文化センター 特別会議室(定員200人)

H26,27 栃木県総合文化センター

H28 栃木県自治会館

(4) 内容

①宇都宮大学の藤倉准教授 →熊本地震、耐震補強

②シーザー(土木研究所) →先端技術

③ネクスコ →先端技術

④整備局道路保全企画室 → 道路橋の維持管理

⑤宇都宮国道→栃木県内の状況報告

3. 過年度の講演者

H26 宇都宮大学 中島教授

H27 足利工業大学 末武教授

H28 足利工業大学 宮澤教授

4. その他

・謝金、広報費を要求予定

・設計コンサル等の参加を促進するためにCPDプログラムを申請予定

H29橋梁現場研修会実施状況

対象者： 足利工業大学 学生等
開催日： 平成29年11月15日
場所： 国道50号 みかもの橋（栃木県栃木市岩舟町地先）
参加人数： 13名（教員1名）
講師等： 宇都宮国道事務所等
内容： 橋梁点検体験



橋台部をたたき「うき」の確認体験



伸縮装置等の近接目視体験



高所作業車で床版のびび割れ計測体験

H29橋梁現場研修会実施状況

対象者： 宇都宮大学 学生等
開催日： 平成29年12月 1日
場所： 国道4号 磯岡跨道橋（栃木県河内郡上三川町磯岡地先）
参加人数： 17名（教員2名）
講師等： 宇都宮国道事務所等
内容： 橋梁点検体験



橋台部にてコンクリート強度確認体験



伸縮装置等の近接目視体験



ローリングタワーで床版近接目視体験

H29広報活動（パネル展示）実施状況

対 象：県民、その他

開 催 日：平成29年6月17日（県民の日イベント）

目 的：高度経済成長期に集中的に整備された道路橋など、道路施設老朽化の現状と対策の取り組みについて、栃木県民に広くお知らせするため。

展示場所：県庁15階展望ロビー



道路施設老朽化対策の取組紹介



県民の日記念イベント(県庁15階展望ロビー)

H29広報活動（パネル展示）実施状況

対 象：県民、その他

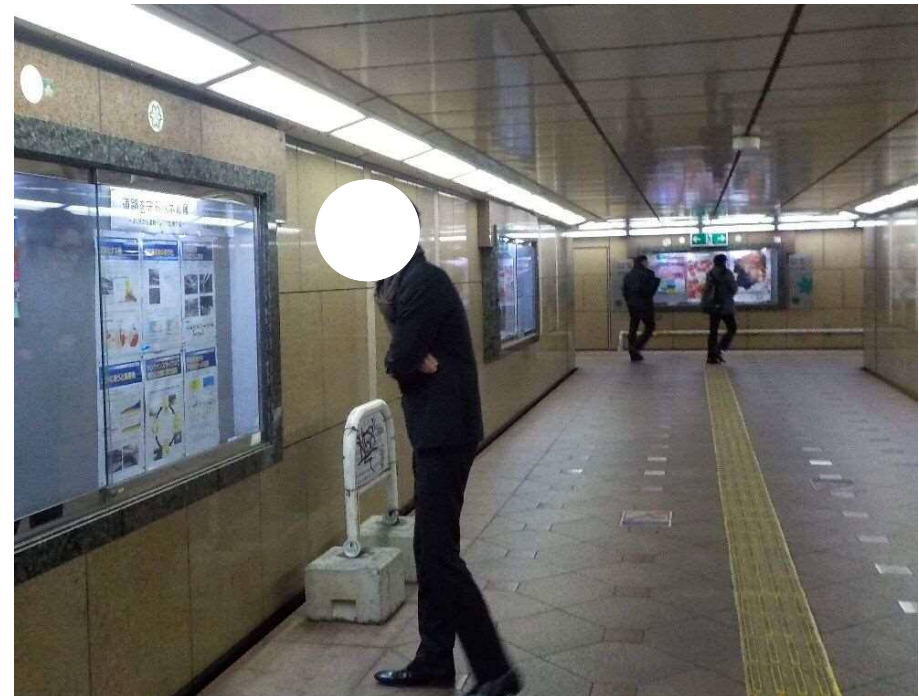
開 催 日：平成29年12月1日（金）～8日（金）

目 的：高度経済成長期に集中的に整備された道路橋など、道路施設老朽化の現状と対策の取り組みについて、一般通行者に広くお知らせするため。

展示場所：栃木県宇都宮市大通り（本町地下道）



道路施設老朽化対策の取組紹介



栃木県宇都宮大通り(本町地下道)

橋梁・耐震補強の進め方について

熊本地震を踏まえた耐震対策の課題

- ① 熊本地震で落橋したロッキング橋脚については、熊本地震（前震と本震の2度の大きな地震）と構造の特殊性から、これまでの対策では不十分で落橋の可能性が否定できない
- ② 緊急輸送道路の耐震補強は未だ不十分な状況（完了率※：77%）
- ③ 落橋した場合の影響が大きい高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋で落橋防止対策が一部未了（完了率※：95%、地方管理のみ）



九州自動車道をまたぐ跨道橋の落橋
（県道小川嘉島線・府領第一橋）

※完了率は、平成29年3月末時点



橋梁の支承・主桁の損傷
（大分自動車道・並柳橋）

① ロッキング橋脚の耐震補強

高速道路・直轄国道や同道路をまたぐ跨道橋等のロッキング橋脚については、平成31年度※までに耐震補強を完了（約450橋）

※対策完了目標年次



対策前



対策後

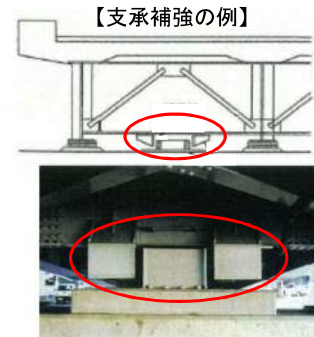
耐震補強の施工例

② 緊急輸送道路の耐震補強の加速化

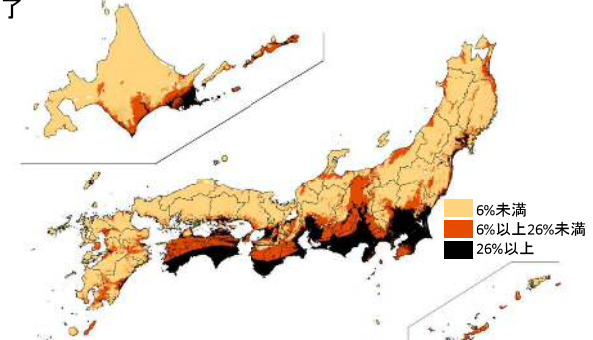
高速道路や直轄国道について、大規模地震の発生確率等を踏まえて、落橋・倒壊の防止に加え、路面に大きな段差が生じないように、支承の補強や交換等を行う対策を加速化

- ・平成33年度まで※：少なくとも発生確率が26%以上の地域で完了
- ・平成38年度まで※：全国で完了

※対策完了目標年次



水平力を分担する構造



6%未満
6%以上26%未満
26%以上

今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率
※今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が26%、6%であることは、それぞれごく大まかには、約100年、約500年に1回程度、震度6弱以上の揺れに見舞われることを示す。
出典) 全国地震動予測地図2016年版(地震調査研究推進本部)を基に作成

③ 高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋

高速道路や直轄国道をまたぐ跨道橋については、少なくとも落橋・倒壊の防止を満たすための対策を平成33年度まで優先的に支援（地方管理：約400橋※）その他、ロッキング橋脚については、平成31年度までに対策を完了させる。

※高速道路や直轄国道においては対策済み

跨道橋

《対策イメージ》



地方管理道路



直轄国道



【落橋防止構造】

落橋防止構造



【橋脚補強】

橋脚補強

☆地方管理道路の緊急輸送道路についても①、②、③の対策を推進

H29.3月末時点

緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	73%
国管理	81%
都道府県管理	78%
政令市管理	78%
市町村管理	65%
計	77%

※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁

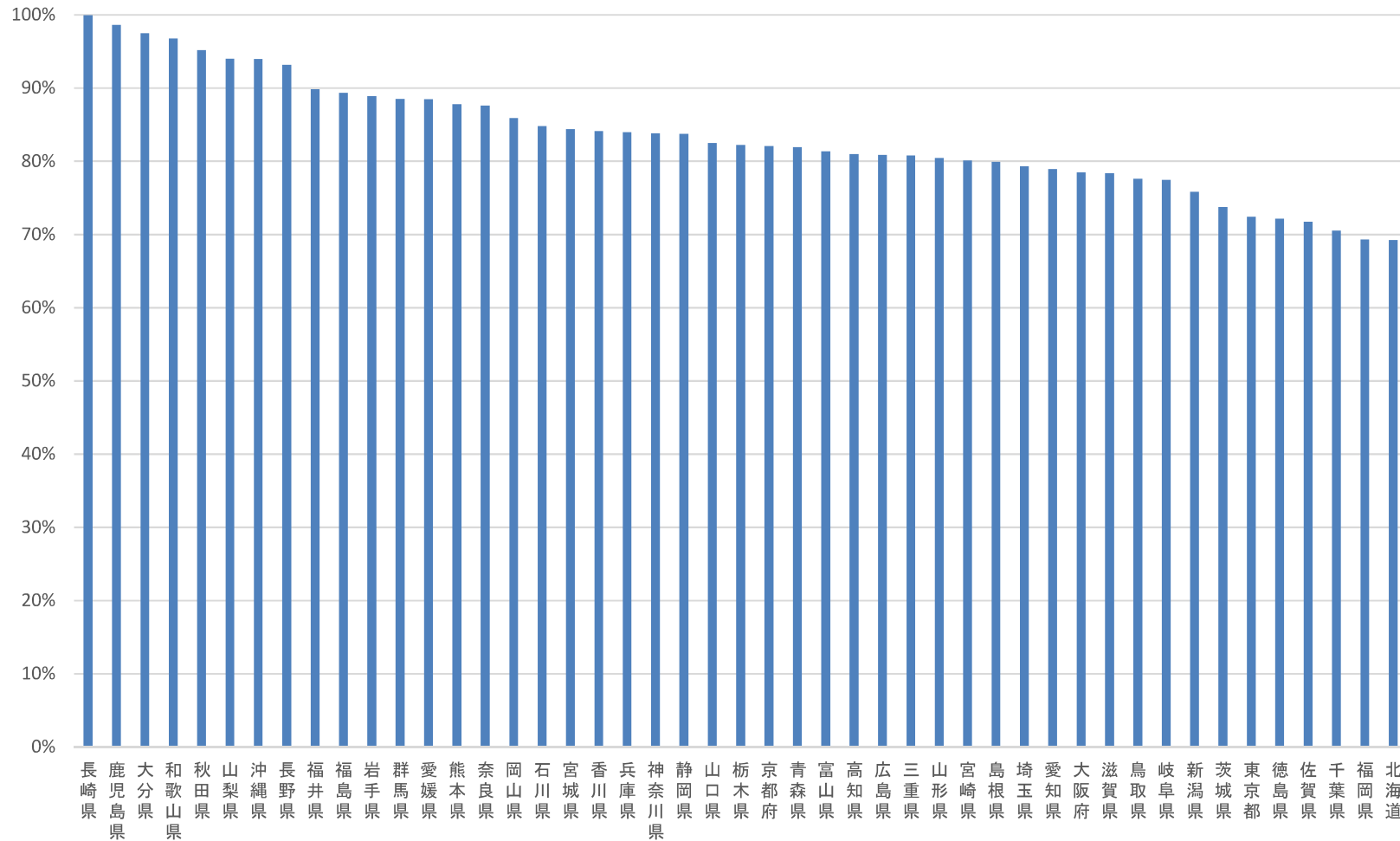
※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁。

なお、落橋・倒壊等の致命的な損傷に至らないレベルの耐震化率は全国で約99%

※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

都道府県別の耐震補強進捗率(直轄国道)

H29.3月末時点



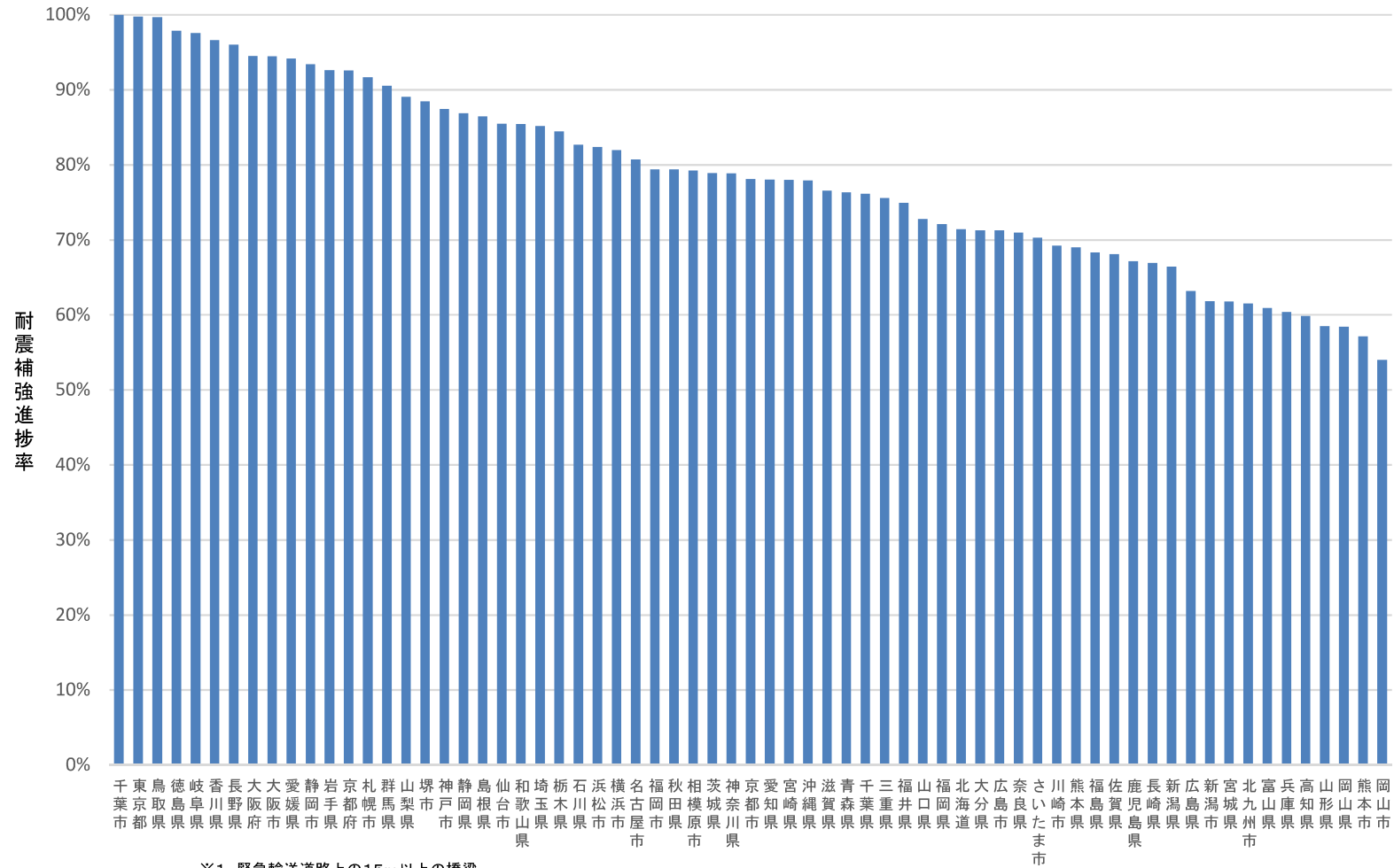
※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁

※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の進捗率

※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

緊急輸送道路(都道府県・政令市管理道路)の耐震補強進捗率

H29.3月末時点



- ※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁
- ※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の進捗率
なお、落橋・倒壊等の致命的な損傷に至らないレベルの耐震化率は全国で約99%
- ※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

高速道路会社管理の耐震補強進捗率(会社別)

H29年3月末時点

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	73%
東日本高速	79%
中日本高速	88%
西日本高速	59%
首都高速	98%
阪神高速	90%
本四高速	45%

※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁

※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の進捗率

※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

第2回インフラメンテナンス大賞 10月4日より募集を開始しました！

各大臣賞

国土交通大臣賞・総務大臣賞・
文部科学大臣賞・厚生労働大臣賞・
農林水産大臣賞・防衛大臣賞

各省部門ごとに1件

このほかに情報通信技術の優れた活用に関する
総務大臣賞1件（計19件）

優秀賞

（特別賞と合わせて
最大18件程度）

特別賞

大臣賞に準ずるものとして
特に表彰すべき案件がある場合
（選考委員会が選定
（6件以内）

応募期間

10月4日（水）から11月30日（木）

（応募要領等は http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000175.html からご覧ください）

主催者

国土交通省・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・防衛省

表彰対象

以下の各部門において、日本国内のインフラメンテナンスに係る優れた効果・実績を挙げた取組や
技術開発を行った者（個人及び施設管理者・企業・団体等による活動グループ）

- ア) メンテナンス実施現場における工夫部門
- イ) メンテナンスを支える活動部門
- ウ) 技術開発部門

審査方法

有識者による選考委員会にて審査・選出

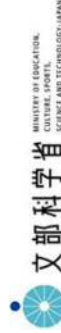
5 - 2



国土交通省



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

農林水産省



防衛省
MINISTRY OF
DEFENSE

第1回 インフラメンテナンス大賞 受賞案件

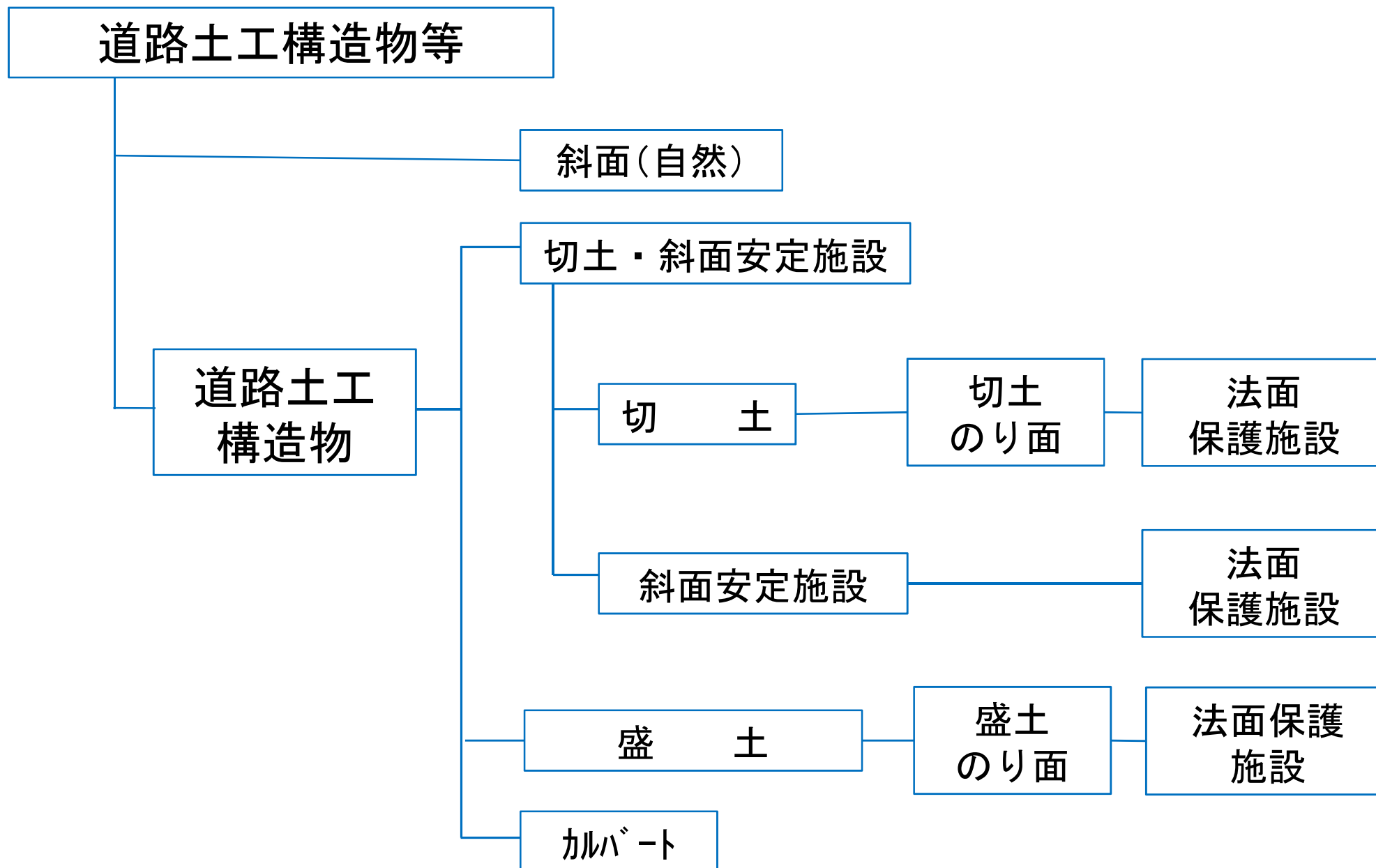
※凡例 ア メンテナンス実施現場における工夫部門 イ メンテナンスを支える活動部門 ウ 技術開発部門

省	No.	表彰の種類	部門※	分野	応募者（代表企業・団体名）	応募案件名
総務省	1	総務大臣賞	ウ	情報通信	エス・ティ・ティ・インフラネット（株）	屋外設備データベースのメンテナンスを抜本的に効率化する計測・管理技術の開発
	2	情報通信技術の優れた活用に関する総務大臣賞	ウ	道路	首都高速道路（株）	GISと三次元点群データを活用した道路・構造物維持管理支援システムの開発
	3	特別賞	ア	情報通信	(株)NTTファシリティーズ	全国各地へ面的に広がる日本の通信インフラの保守・機能継続
	4		ア	情報通信	東日本電信電話（株）	通信用鉄塔設備劣化度判定の簡易化・定量化の実現と点検業務効率化の推進
	5	優秀賞	ア	情報通信	(株)NTT東日本・東北	元位置工具による共架柱の更改造の削減について
	6		ウ	情報通信	読賣テレビ放送（株）	タブレット端末を使用したオンエア監視装置の開発
文部科学省	1	文部科学大臣賞	イ	文教施設等	国立大学法人名古屋大学	大学施設の創造的再生に向けた教職協働によるキャンパスマネジメント
	2	特別賞	イ	文教施設等	国立大学法人岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター	健全なインフラメンテナンスをリードする技術者の育成事業（ME養成及び道守養成）
	3	優秀賞	ア	文教施設等	八女市	老朽化した中学校屋内運動場の長寿命化を図り活用した取組
	4		ア	文教施設等	橋本市	橋本市立高野口小学校の木造校舎の改修
厚生労働省	1	厚生労働大臣賞	ウ	水道	(株)テック	既設経年管を再利用したステンレス・フレキ管による水道管路の更新・耐震化の新工法
	2	優秀賞	ア	水道	東京都水道局	漏水防止計画作業
	3		ウ	水道	日本ヴィクトリック（株）	伸縮可とう管の変位状況を簡単に検知できる専用の計測装置で、管路の安全管理に貢献
農林水産省	1	農林水産大臣賞	イ	農業農村	山田堰土地改良区	水田を潤す日本最古の三連水車（1789年 寛政元年）の維持・伝統・環境保全活動
	2		イ	林野	公益財団法人オイスカ・名取市海岸林再生の会	東日本大震災復興支援「海岸林再生プロジェクト10カ年計画」
	3		ウ	水産	一般社団法人全日本漁港建設協会	「漁港施設点検システム」の構築と活用
	4	特別賞	ア	農業農村	有田川土地改良区	畑地かんがい用水送水施設（パイプライン）の破損事故発生からの早期復旧への取り組み
	5		ア	農業農村	愛谷堰土地改良区	農業水利施設における地域住民参加型「直営施工事」
	6	優秀賞	イ	林野	NPO法人北海道魚道研究会	魚道データベースの構築と魚道清掃ボランティア活動
国土交通省	7		ウ	農業農村	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構	ポンプ設備の劣化進行を状態監視する新たな診断システム
	1		ア	下水道	東京都下水道局	「下水道管のビッグデータ」を活用したメンテナンス
	2	国土交通大臣賞	イ	道路	しゅうニャン橋守隊	しゅうニャン橋守隊（CATS-B）による猫の手メンテナンス活動
	3		ウ	河川・ダム・砂防・海岸	(株)桂原製作所	維持管理性を向上させた河川排水用新形立軸ポンプ（架タ点検ポンプ）の技術開発
	4	特別賞	ア	鉄道	東海旅客鉄道（株）	東海道新幹線土木構造物の大規模改修による長寿命化
	5		ア	道路	青森県	青森県におけるトータルマネジメントシステムによる橋梁維持管理
	6	優秀賞	ア	道路	島根県	道路橋及びコンクリート構造物の点検・診断等アドバイザー制度
7		イ	道路	(独)国立高等専門学校機構舞鶴工業高等専門学校 社会基盤メンテナンス教育センター	地元インフラを地元で守り次世代へと継承する建設技術者育成活動	
防衛省	1	防衛大臣賞	ア	自衛隊施設	清水建設（株）・（株）村田相互設計・中国四国防衛局	海上自衛隊 第1術科学校『大講堂』平成の大改修

道路土工構造物点検要領について

- (1). 道路土工構造物とは
- (2). 道路土工構造物の特性・特徴
- (3). 近年の状況変化
- (4). 道路土工構造物のマネジメント
- (5). 道路土工構造物技術基準
- (6). 道路土工構造物点検要領

(1). 道路土工構造物等とは



(1). 道路土工構造物の定義

○ 道路土工構造物

道路を建設するために構築する土砂や岩石等の地盤材料を主材料として構成される構造物及びそれらに附帯する構造物の総称をいい、切土・斜面安定施設、盛土、カルバート及びこれらに類するものをいう。

●切土・斜面安定施設

切土

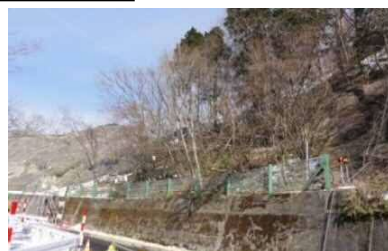


切土



切土(法面保護)

斜面安定施設



擁壁



モルタル吹付



法柱



アンカー



落石防護網



ロックシェッド

●盛土



盛土



盛土(補強土壁)

●カルバート



ボックスカルバート



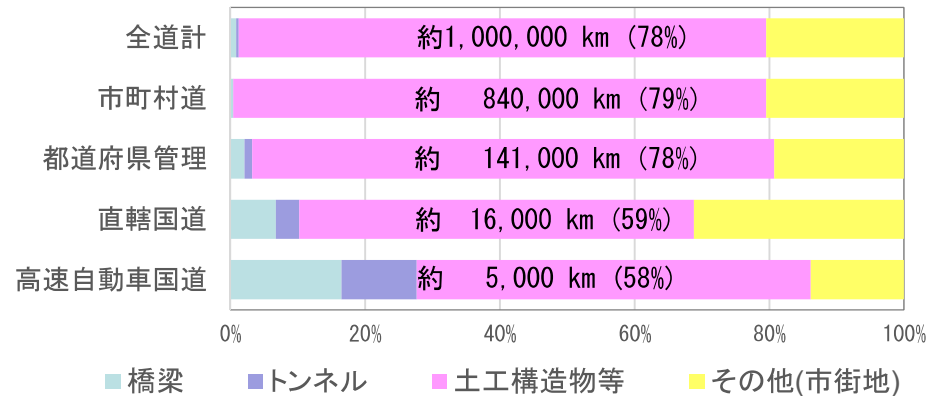
アーチカルバート

(2). 道路土工構造物の特性・特徴

- 道路土工構造物は、道路を構成する主要構造物であり施設量が膨大
- 豪雨や地震などの自然現象を原因とした様々な損傷メカニズムが存在
- 自然斜面や地山などの不均質性から現状では損傷を予見するには限界

【道路土工構造物等構成・施設量】

◆道路土工構造物等の施設延長



※施設延長: 道路統計年報(H26.4)

※その他延長(市街地): 道路統計年報延長×H22センサスの沿道区分計数より推計

◆道路土工構造物断面イメージ

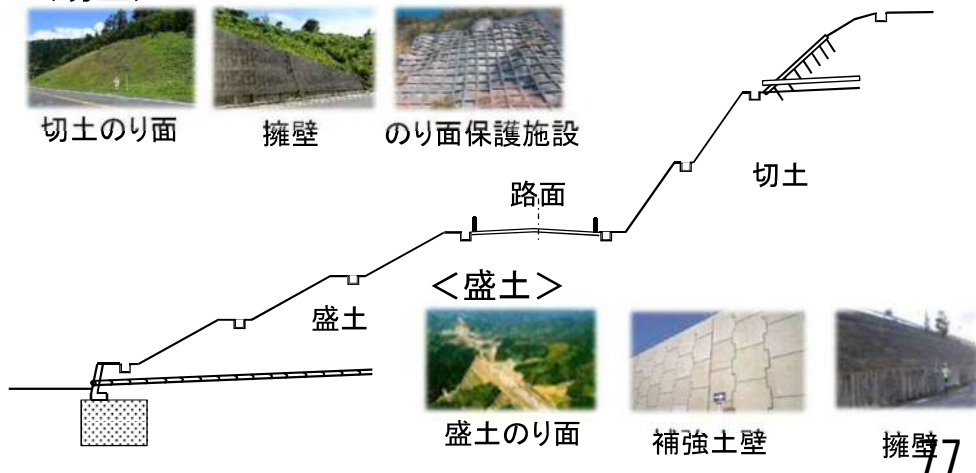
<切土>



切土のり面

擁壁

のり面保護施設



<盛土>



盛土のり面



補強土壁



擁壁

【多様な損傷メカニズム】

◆豪雨による被災

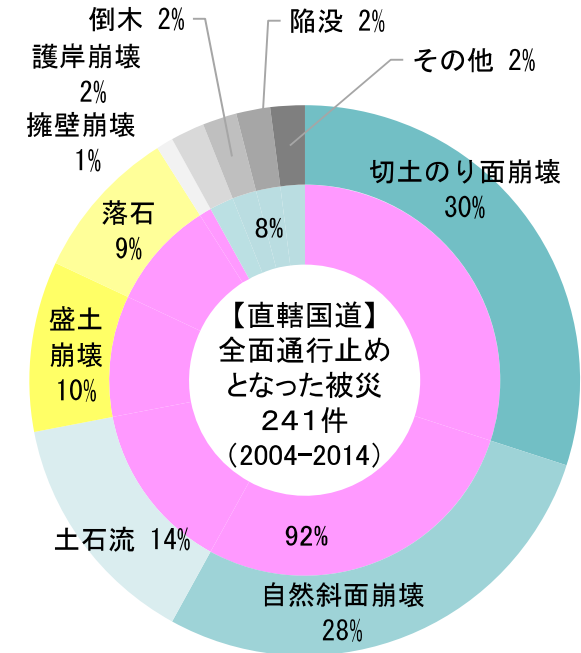
- ・盛土内の湧水に起因する崩壊



- ・表層流水に起因する崩壊



◆豪雨・台風による損傷が大多数



【直轄国道】
全面通行止め
となった被災
241件
(2004-2014)

(国交省調べ)

◆地震による被災

- ・盛土の基礎地盤に起因する崩壊



- ・地山の地質に起因する崩壊



(3). 近年の状況変化

- 従来の経験工学に基づく設計範囲を超える大規模な道路土工構造物が増加
- 道路土工構造物においても、風化や老朽化が進行

◆新東名など大型土工構造物が増加

東名、名神の盛土高は、10m(2段)以下がほとんど



新東名、新名神では、盛土高が80mを超えるものも建設



新東名 清水PA付近の盛土(H=90m 14段)

◆道路土工構造物の老朽化

○他の道路施設と同様に土工構造物においても、風化の進行や防災対策施設の老朽化が進行



強風化・土砂化斜面での崩壊例



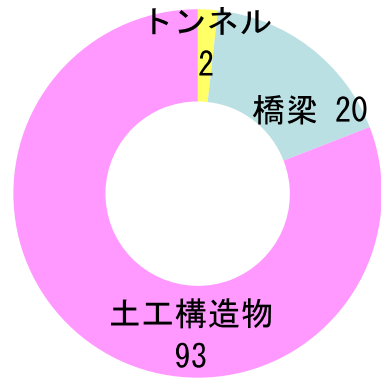
法枠工の老朽化損傷

(3). 近年の状況変化 ～熊本地震の被害状況～

○ 耐震補強が進む橋梁に対し、近年の災害においても道路土工構造物の崩壊が緊急輸送に大きく影響

◆平成28年熊本地震での構造物別被害状況

(構造物別被災箇所数)



橋梁：兵庫県南部地震以降の基準を適用したと考えられる橋のうち熊本地震により何らかの被災が生じた橋梁数

トンネル：熊本地震により被災したトンネル数

土工構造物：熊本地震により被災した土工構造物数

(主な被災箇所)

盛土崩壊



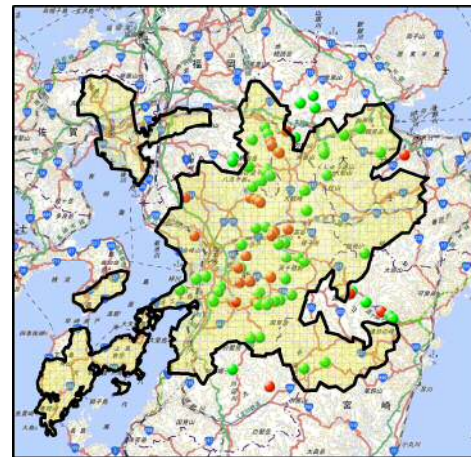
九州自動車道 益城町



国道443号 益城町

(道路土工構造物の被災状況) (単位:箇所数)

事象	緊急輸送道路		計
	緊急輸送道路	緊急輸送道路以外	
道路土工構造物の損傷	46 (50%)	47 (50%)	93
斜面崩壊	40 (51%)	38 (49%)	78
切土のり面崩壊	4 (44%)	5 (56%)	9
盛土崩壊	2 (33%)	4 (67%)	6



震度5強以上を観測した地域
● 通行止め箇所 (1ヶ月以内で解除)
● 通行止め箇所 (1ヶ月以上継続)

落石・岩盤崩壊



国道212号 大山町西大山



国道445号 御船町滝尾

(4). 道路土工構造物等の新たなマネジメント

道路土工構造物技術基準(H27.3)

○国として技術基準を制定し、道路機能への影響の観点からの作用、要求性能など設計の基本的考え方を規定

従 来

災害や危険性の高い箇所を対象とし、損傷を見つけてから対策

道路巡視・危険度調査など

- 日常巡視、定期巡視、異常時巡視など
- 災害の発生危険度の高い箇所を調査

高速道路会社を除き
点検未実施

高速道路会社

- 重要度の高い土工構造物等について、点検を実施
例：切土3段以上の長大のり面、崩壊・補修履歴のあるのり面
頻度：1回以上／5年

通行規制

- 事前通行規制(連続雨量・組合せ雨量等)

新たなマネジメント

復旧難易度や老朽化の進行等に対する**予防的な対応も導入**

巡視・危険度調査の高度化

- 巡視及び危険度調査を継続
- リモートセンシング技術などを活用した斜面変動などの異状検知技術を検討

道路土工構造物への点検の試行

- 変状などの予兆の把握や効率的な修繕の実施に必要な情報を得るため、重要度が高く規模の大きな構造物(特定土工構造物)の特定点検制度を導入
- この他、全ての構造物に点検を試行導入
- 点検技術の開発や点検の進捗による知見の収集を踏まえ、必要に応じて、特定点検の対象の拡大を検討

科学的知見を導入したより安全・合理的な通行規制の導入

- 土中の残留水分量を考慮した指標等の科学的根拠に基づく通行規制基準の導入を検討

技術開発の継続

- 道路土工構造物に関する点検データの収集と蓄積により、劣化や崩壊メカニズムの解明なに向けた分析や道路土工構造物の予防保全に係る技術開発を継続

(4). 道路に関する主な技術基準

※代表的なものを記載

	新設・改築に関する技術基準	維持・修繕に関する技術基準	
橋梁	橋、高架の道路等の技術基準(H29.7改定)	5年に一度近接目視 定期点検要領	
トンネル	道路トンネル技術基準	5年に一度近接目視 定期点検要領 ※トンネル内に設置している附属物を取り外すための金属類やアンカー等を含む	
	道路トンネル非常用施設設置基準(改定中)		
舗装	舗装の構造に関する技術基準	点検要領	
土工	道路土工構造物設置基準	5年に一度近接目視 定期点検要領 (シェッド・大型カルバート)	
附属物等		点検要領(H29.8策定) (切土・盛土・擁壁)	
	道路標識設置基準	5年に一度近接目視 定期点検要領 (門型標識・情報板)	
	道路照明施設設置基準		点検要領 (門型以外の標識・照明)
	立体横断施設技術基準	5年に一度近接目視 定期点検要領(横断歩道橋)	
	防護柵の設置基準	(維持管理の内容を含む)	
	道路緑化技術基準	(維持管理の内容を含む)	

1). 道路土工構造物の位置づけ（法・政令）

○道路法

○第29条（道路の構造の原則）

道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対して安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならない。

○第30条（道路の構造の基準）

高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

八 排水施設

十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設

○道路構造令

○第26条（排水施設）

道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする

○第33条（防雪施設その他の防護施設）

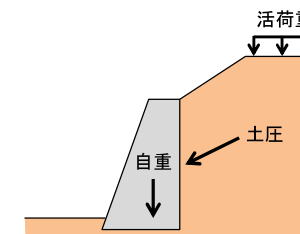
2（前略）落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、さく、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

2). 技術基準の内容（作用）

4-2 作用

(1) 常時の作用

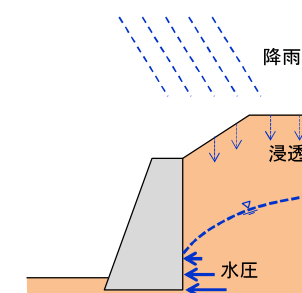
常に道路土工構造物に影響する作用とする。



常時のイメージ

(2) 降雨の作用

地域の降雨特性、道路土工構造物の立地条件、路線の重要性を勘案して設定される供用期間中に通常経験する降雨に基づく作用とする。



降雨のイメージ

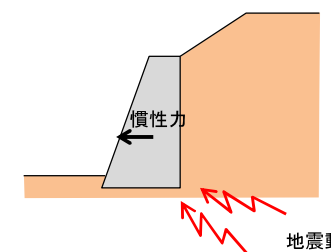
(3) 地震動の作用

1) レベル1地震動

供用期間中に発生する確率が高い地震動

2) レベル2地震動

供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度をもつ地震動



地震動のイメージ

3). 技術基準の内容（要求性能）

4-3 要求性能

(1) 道路土工構造物の要求性能は、(3)に示す重要度の区分を勘案し、かつ、当該道路土工構造物に連続あるいは隣接する構造物等の要求性能・影響を勘案して、4-2の作用及びこれらの組合せに対して(2)から選定する。

(2) 道路土工構造物の要求性能は、安全性、使用性、修復性の観点から次のとおりとする。

性能1: 道路土工構造物は健全、または、道路土工構造物は損傷するが、当該区間の道路としての機能に支障を及ぼさない

性能2: 道路土工構造物の損傷が限定的なものにとどまり、当該区間の道路の機能の一部に支障を及ぼすが、すみやかに回復できる

性能3: 道路土工構造物の損傷が、当該区間の道路の機能に支障を及ぼすが、致命的なものとならない

(3) 道路土工構造物の重要度の区分は、次のとおりとする。

重要度1: 下記(ア)、(イ)に示す道路土工構造物

(ア) 下記のうち、損傷すると道路の機能に著しい影響を与える道路土工構造物

・高速自動車国道、都市高速道路、指定都市高速道路、本州四国連絡道路、一般国道に設置される道路土工構造物

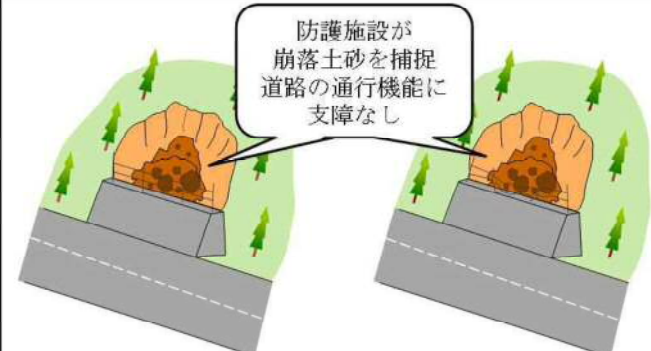
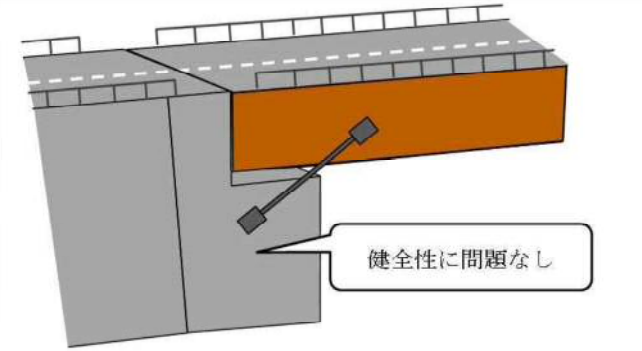
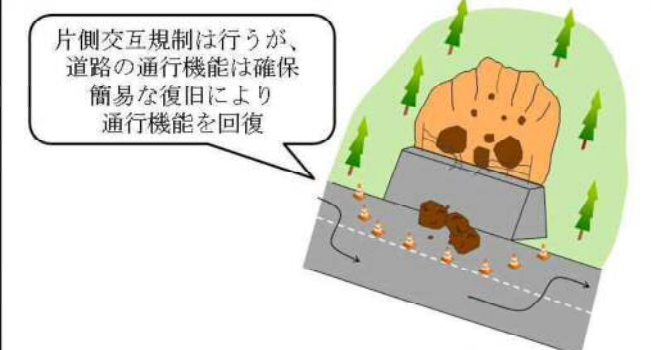
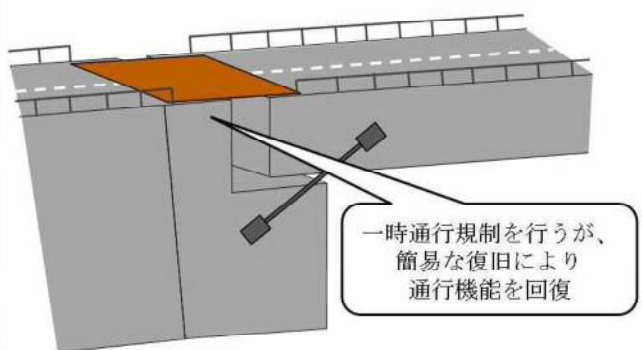

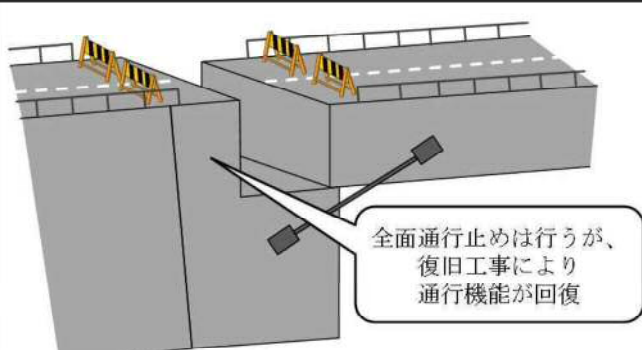
・都道府県道、市町村道のうち、地域の防災計画上の位置づけや利用状況等から、特に重要な道路に設置される道路土工構造物

(イ) 損傷すると隣接する施設に著しい影響を与える道路土工構造物

重要度2: 上記以外の道路土工構造物

3). 技術基準の内容 (要求性能)

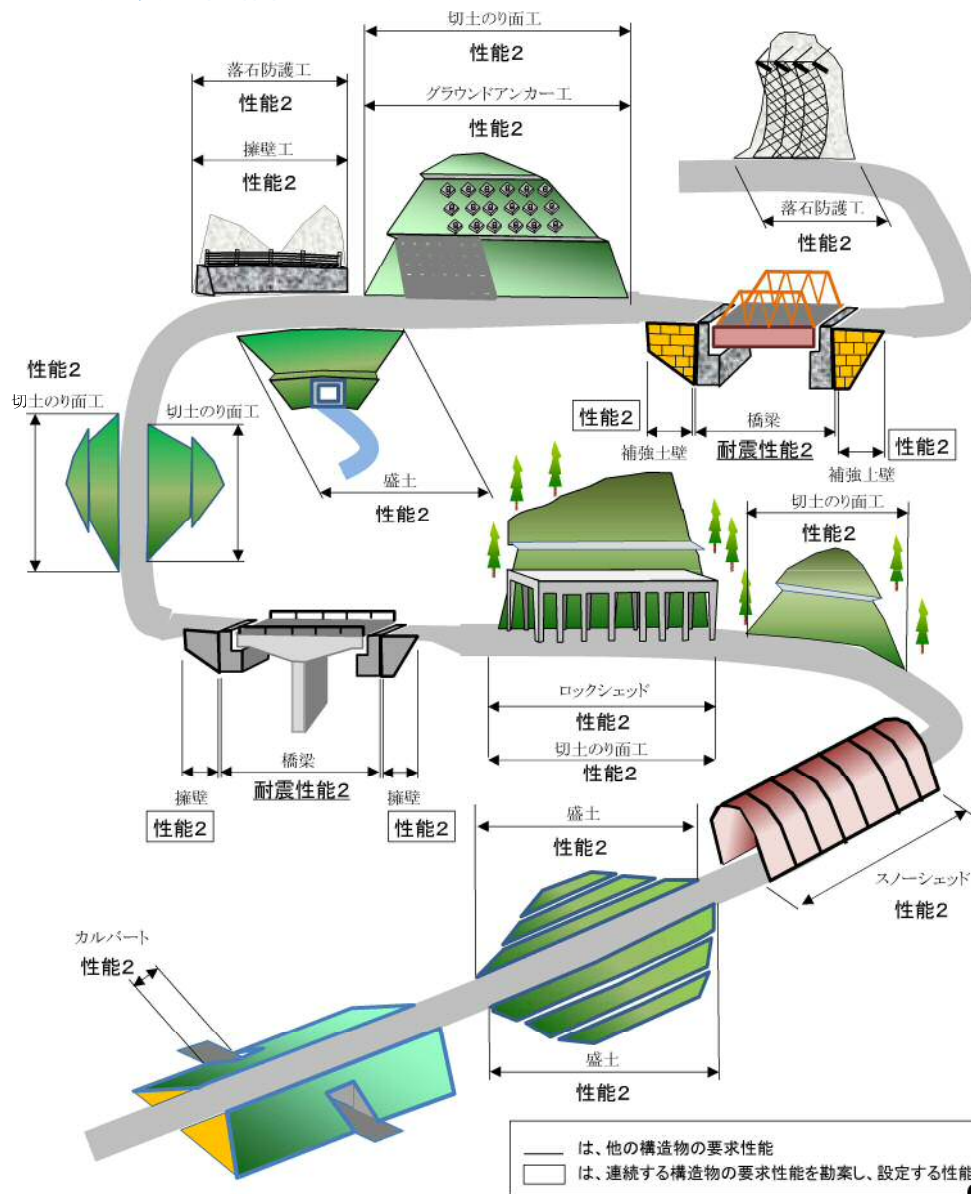
○要求性能のイメージ

斜面安定施設		(参考) 橋梁	
性能	損傷イメージ	耐震性能	損傷イメージ
<p>性能1</p> <p>道路土工構造物は健全、または、道路土工構造物は損傷するが、当該区間の道路としての機能に支障を及ぼさない</p>		<p>耐震性能1</p> <p>地震によって健全性を損なわない性能</p>	
<p>性能2</p> <p>道路土工構造物の損傷が限定的なものにとどまり、当該区間の道路の機能の一部に支障を及ぼすが、すみやかに回復できる</p>		<p>耐震性能2</p> <p>地震による損傷が限定的で、機能の回復が速やかに行い得る性能</p>	
<p>性能3</p> <p>道路土工構造物の損傷が、当該区間の道路の機能に支障を及ぼすが、致命的なものとならない</p>		<p>耐震性能3</p> <p>地震による損傷が致命的とならない性能</p>	

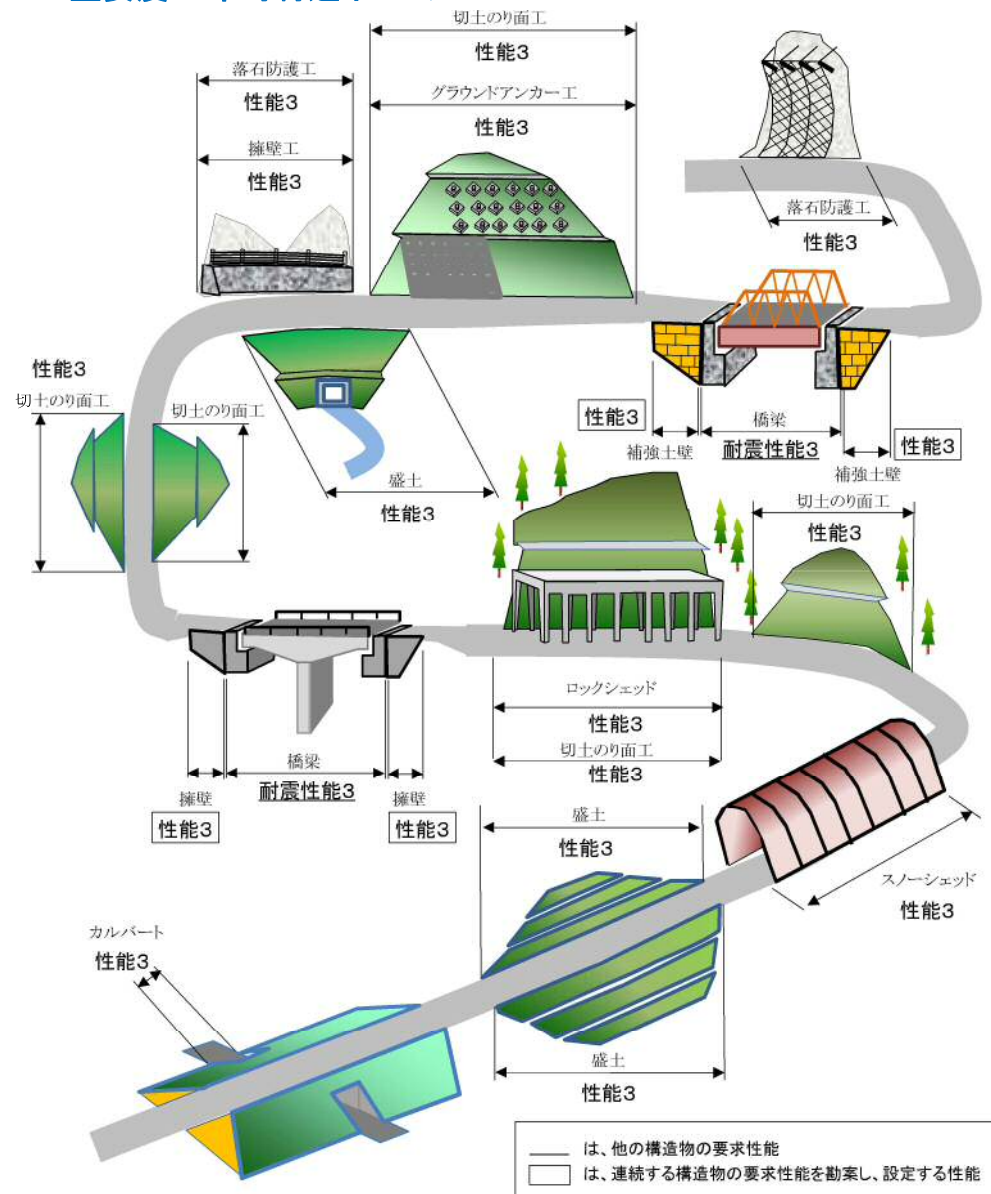
3). 技術基準の内容 (要求性能)

○連続・隣接する構造物との要求性能の整合のイメージ 作用:地震動(レベル2)

重要度1:直轄国道・主要地方道イメージ



重要度2:市町村道イメージ

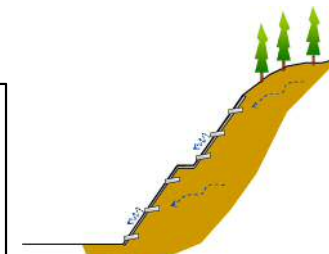


3). 技術基準の内容（排水処理等）

○排水処理

4-4-1 切土・斜面安定施設

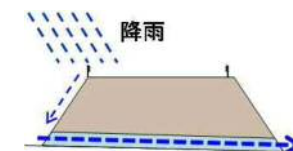
- (4)切土は、雨水や湧水等を速やかに排除する構造となるよう設計する。
- (5)斜面安定施設は、表流水、地下水、湧水等を速やかに排除するよう設計する。



切土・斜面安定施設
のイメージ

4-4-2 盛土

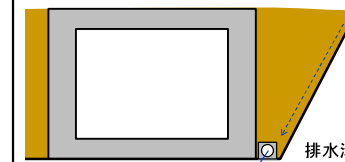
- (3)盛土は、雨水や湧水等を速やかに排除する構造となるよう設計する。



排水施設を配置
盛土のイメージ

4-4-3 カルバート

- (2)カルバート裏込め部は、雨水や湧水等を速やかに排除する構造となるよう設計する。



カルバートのイメージ

○施工時における設計時の前提条件との適合

第5章 道路土工構造物の施工

- (1)道路土工構造物の施工は、設計において前提とした条件が満たされるよう行わなければならない。

(6)道路土工構造物点検要領について(H29.8)

1) 道路土工構造物等のマネジメント

- 巡視や危険度調査等により変状を把握し防災対策を実施
被災後に現況復旧を行うなど、事後的な対応を基本としたマネジメントを実施
- 一部管理者で点検が実施されているものの、統一的な点検に基づく予防保全の取組は未実施

		道路土工構造物等	
		道路土工構造物	自然斜面
変 状 把 握		日常、定期、異常時の巡視、住民からの通報など	
		道路ストック総点検(H25)	危険度調査(H8道路防災総点検等)
規 制		経験的に定めた連続雨量による通行規制(S45～) 時間雨量と連続雨量の組合せによる通行規制の試行(H27～)	
復 旧		被災後の現況復旧	

【変状の把握】

・道路の異状、破損など交通に支障を与える障害発生等の危険を把握する。



(日常巡視:車上から視認できる範囲で状況を把握)



(異常時巡視:豪雨や地震による災害発生の実態を把握)

【危険度調査】

・豪雨、豪雪等により災害に至る可能性がある箇所について、調査を実施



(危険度調査状況)

【事前通行規制】

・異常気象による災害発生のおそれがある箇所について、過去の記録などを基に規制の基準等を定め、災害が発生する前に通行規制を実施



(事前通行規制状況)

2). 位置付けと適用の範囲

本要領の位置付け

本要領は、道路土工構造物を対象とした、道路法施行令第35条の2第1項第二号の規定に基づいて行う点検について、基本的な事項を示したもの

なお、道路の重要度、施設の規模、新技術の適用などを踏まえ、独自に実施している道路管理者の既存の取組みや、道路管理者が必要に応じてより詳細な点検、記録を行うことを妨げるものではない

1. 適用の範囲

本要領は、道路法上の道路における道路土工構造物のうち、すでに点検要領が策定されているシェッド、大型カルバート等を除くものの点検に適用

○自然斜面は、道路土工構造物でないことから本要領の対象外とし、事前通行規制や「道路防災総点検」（平成8年）等の既存の取組み方法を引き続き活用

<切土・斜面安定施設>

切土



切土（のり面保護）

斜面安定施設



擁壁



のり枠

【H26.6策定済】
シェッド・大型カルバート



ロックシェッド

<盛土>



盛土



盛土（補強土壁）

<カルバート>



ボックスカルバート



大型ボックスカルバート

道路土工構造物

2). 点検の目的と用語の定義

2. 点検の目的

道路土工構造物の安全性の向上及び効率的な維持修繕を図るため、道路土工構造物の変状を把握するとともに、措置の必要性の判断を行うことを目的

3. 用語の定義

(1) 特定道路土工構造物

技術基準に規定された重要度1のうち該当する長大切土又は高盛土のこと

- (a) 長大切土：切土高おおむね15m以上の切土で、これを構成する切土のり面のり面保護施設、排水施設等を含む
- (b) 高盛土：盛土高おおむね10m以上の盛土で、盛土のり面、のり面保護施設、排水施設等を含む

(2) 区域：道路土工構造物の点検の単位のこと

○長大切土については、のり面の高さの正確な把握が難しい場合や既存の取組みなどを踏まえ、小段3段より高い切土のり面、としてもよい。同様に、高盛土についても、小段2段より高い盛土のり面、としてもよい。

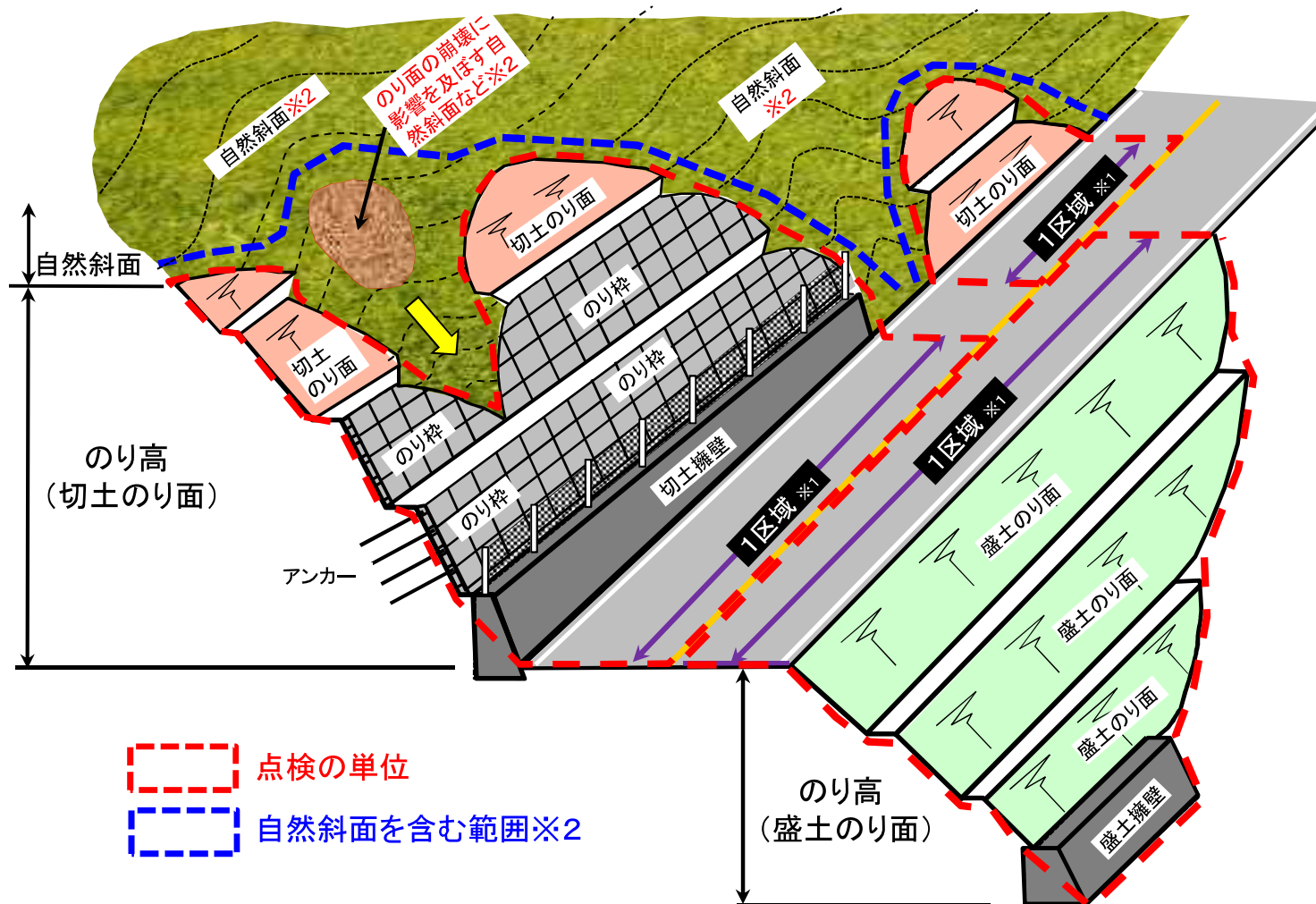
(参考)

「重要度1」の道路土工構造物は以下のとおり

- (ア) 下記に掲げる道路に存する道路土工構造物のうち、当該道路の機能への影響が著しいもの
 - ・高速自動車国道、都市高速道路、指定都市高速道路、本州四国連絡高速道路及び一般国道
 - ・都道府県及び市町村道のうち、地域の防災計画上の位置づけや利用状況等に鑑みて、特に重要な道路
- (イ) 損傷すると隣接する施設に著しい影響を与える道路土工構造物

2) 道路土工構造物の区域の考え方

○点検の単位は、複数の施設を一つの構造物ととらえたものを1区域として設定。



※1 被災形態が同一のり面で異なる場合や、記録の整理方法を考慮する場合などは、適当な区間で分割してよい。


※2 自然斜面がのり面の崩壊に影響を及ぼす要因である場合や、のり面の崩壊に伴う変状がのり面周辺の自然斜面にあらわれる場合などは、自然斜面を含む区域を点検対象とすることが望ましい。

2). 点検の基本的な考え方

4. 点検の基本的な考え方

道路土工構造物の崩壊に繋がる変状を把握し、健全性を評価し、適切な措置を講ずることで、道路土工構造物の崩壊を最小限に留めるために通常点検を実施

さらに、特定道路土工構造物については、大規模な崩壊を起こした際の社会的な影響が大きいことから、頻度を定めて定期的に点検（特定土工点検）を行い、健全性を評価

		内容	
		重要度1	重要度2
道路 土工 構造物	大型カルバート シェッド	定期点検要領策定済み (平成26年6月)	
	道路土工構造物 (上記を除く) 規模が大きい  規模が小さい	【通常点検】 (特定道路土工構造物を含む全ての道路土工構造物を対象)	
		<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> 【特定土工点検】 特定道路土工構造物 (・長大切土 ・高盛土) </div>	
自然 斜面		【危険度調査】 (道路防災総点検など)	

2) 特定道路土工構造物(特定土工構造物点検)

5-1. 点検の方法

- (1) 特定土工点検の頻度は、5年に1回を目安として道路管理者が適切に設定
- (2) 特定土工点検は、近接目視（小段やのり肩からの目視）により行うことを基本

5-2. 点検の体制

特定土工点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行う

- 詳細点検にあたっては、施設等の外形的な形状・性質・寸法等の変状に基づく評価に加え、道路土工構造物の変状要因を推定することが必要
- 道路土工構造物の被災形態や地盤を原因とした災害に関する知識と知見が重要

5-3. 健全性の診断

特定道路土工構造物の健全性の診断は以下の判定区分により行う

判定区分	判定の内容
I 健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合（道路の機能に支障が生じていない状態）
II 経過観察段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合（道路の機能に支障が生じていないが、別途、詳細な調査の実施や定期的な観察などの措置が望ましい状態）
III 早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合（道路の機能に支障は生じていないが、次回点検までに支障が生じる可能性があり、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい状態）
IV 緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合（道路の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）

2) . 特定道路土工構造物(特定土工構造物点検)

5-4. 措置

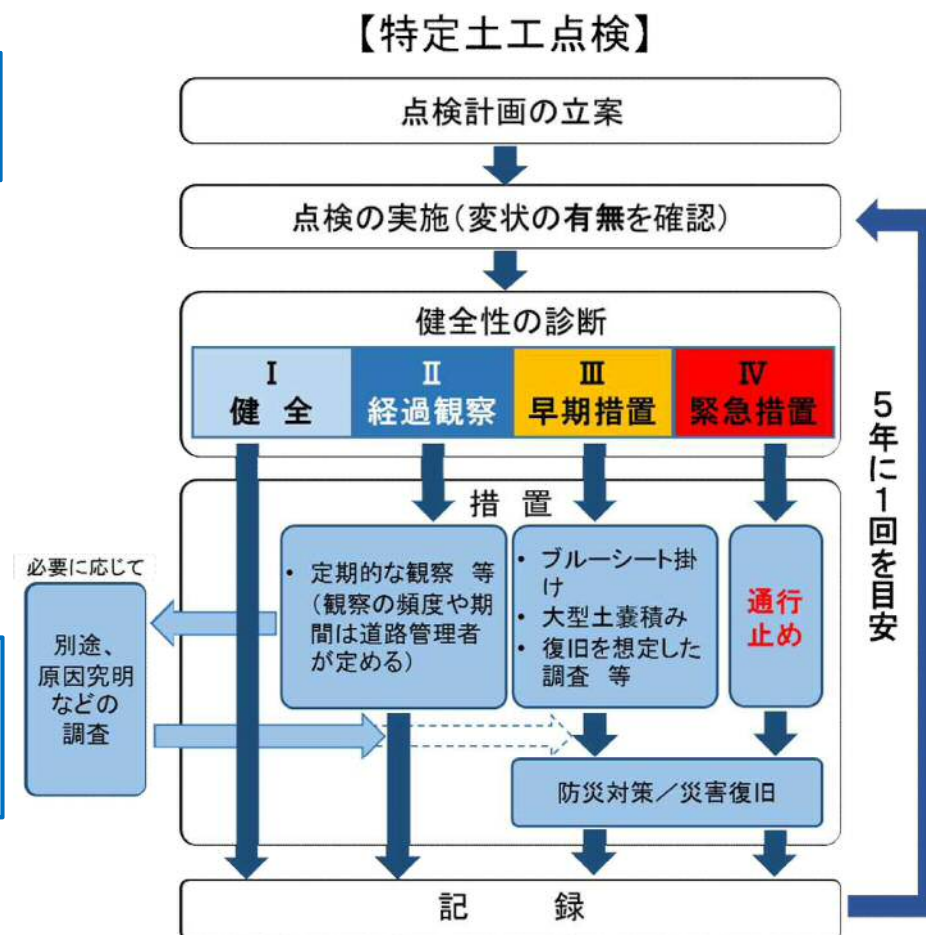
健全性の診断に基づき、適切な方法と時期を決定し、必要な措置を講ずる

- 点検・診断を行った結果、判定区分「Ⅲ」または「Ⅳ」の道路土工構造物については、適切な措置を行い、所要の安全性を確保する必要あり。
- 判定区分「Ⅱ」については、定期的な観察を行う。
- 点検の際に特定道路土工構造物を構成する施設や部材等に変状を発見した場合、できる限りの応急措置を行う。

5-5. 記録

点検、診断、措置の結果を記録し、当該特定道路土工構造物が供用されている期間はこれを保存

- 巡視時に記録した情報も共有化し、整理・保存。
- のり面を構成する各施設の点検結果を記載するとともに、のり面の現状の全体像が総括的に理解できるように記載。



2) 道路土工構造物(通常点検)

6-1. 点検の方法

- (1) 道路土工構造物の通常点検は、巡視等により変状が認められた場合に実施
- (2) 点検方法は、巡視中もしくは巡視後、近接目視等により行うことを基本

- 日常、定期又は異常時に実施する巡視によるほか、道路利用者や沿道住民からの通報を受けた場合、あるいは道路監視カメラなどによる監視により変状が認められた場合等も含む。
- 重要度2で長大切土や高盛土以外の道路土工構造物については、変状が軽微な場合には巡視の機会を通じた変状の把握及び措置・記録による管理とすることが可能。

6-2. 点検の体制

通常点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行う

- 道路土工構造物に関する知識とそれに関連する技能を有する者が適正に点検を行うことが重要。

6-3. 健全性の診断

道路管理者が設定した判定区分に照らし、点検で得られた情報により適切に診断

- 判定区分を4段階に分類することを参考提示

判定区分	判定の内容
I 健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合 (道路の機能に支障が生じていない状態)
II 経過観察段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合(道路の機能に支障が生じていないが、別途、詳細な調査の実施や定期的な観察などの措置が望ましい状態)
III 早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合(道路の機能に支障は生じていないが、次回点検までに支障が生じる可能性があり、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい状態)
IV 緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合(道路の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態)

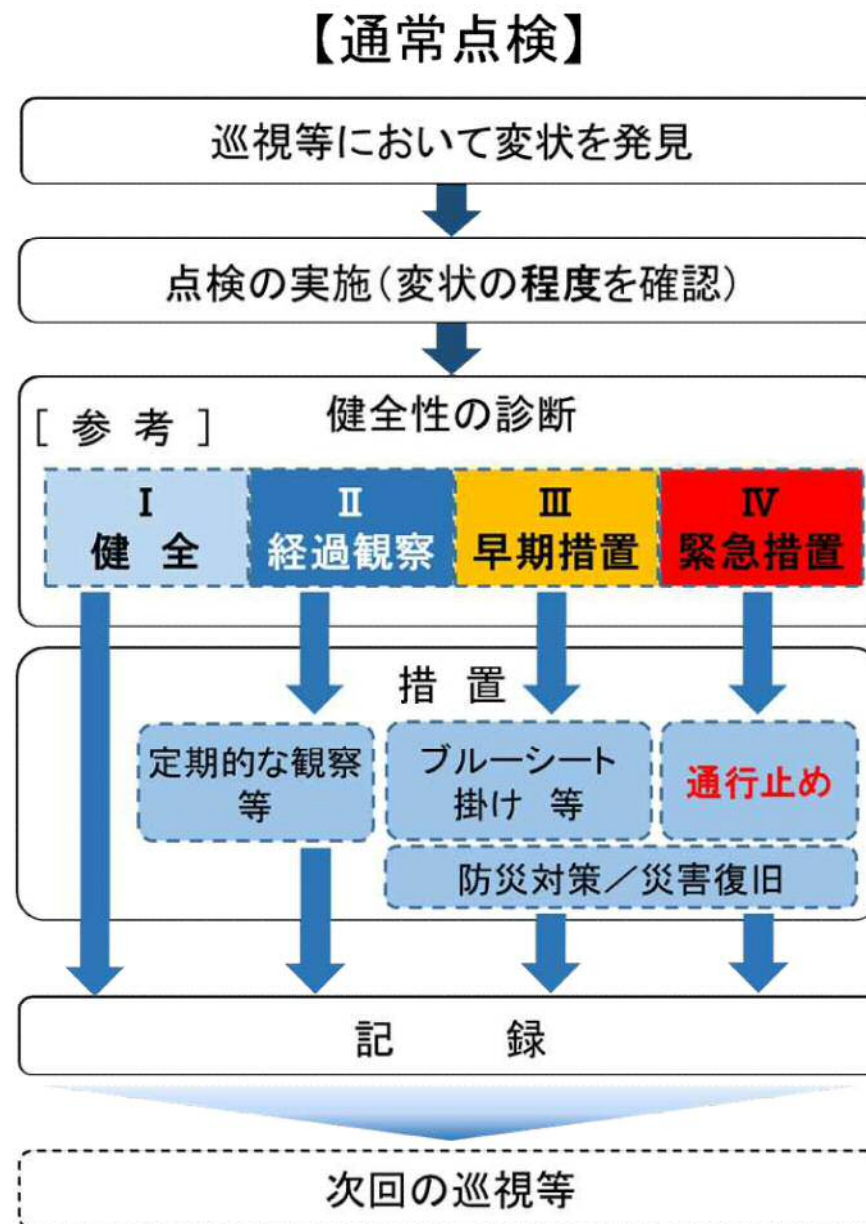
2) . 道路土工構造物(通常点検)

6-4. 措置

健全性の診断に基づき、適切な方法と時期を決定し、必要な措置を講ずる

6-5. 記録

点検、診断、措置の結果を記録し、当該道路土工構造物が供用されている期間はこれを保存



3) 道路土工構造物の着眼点

(1) 切土

切土は、切土のり面、のり面保護施設（吹付モルタル、のり枠、擁壁、グラウンドアンカー等）、排水施設等を含む区域とし、区域全体を対象として点検を行う。施設ごとの点検における視点は以下の通りである。

また、必要に応じて点検に先立ち除草を行うものとする。

(ア) 切土のり面

- ①のり面の地山の変状（亀裂、段差、はらみだし、浸食、湧水、小崩壊、等）
- ②切土直下の路面の変状（亀裂、盛り上がり）

(イ) 吹付モルタル、のり枠

- ① 吹付のり面の変状（亀裂、剥離、はらみだし、空洞、目地のずれ、傾動、土砂のこぼれ出し）
- ② のり枠の変状（亀裂、剥離、うき、鉄筋の露出）

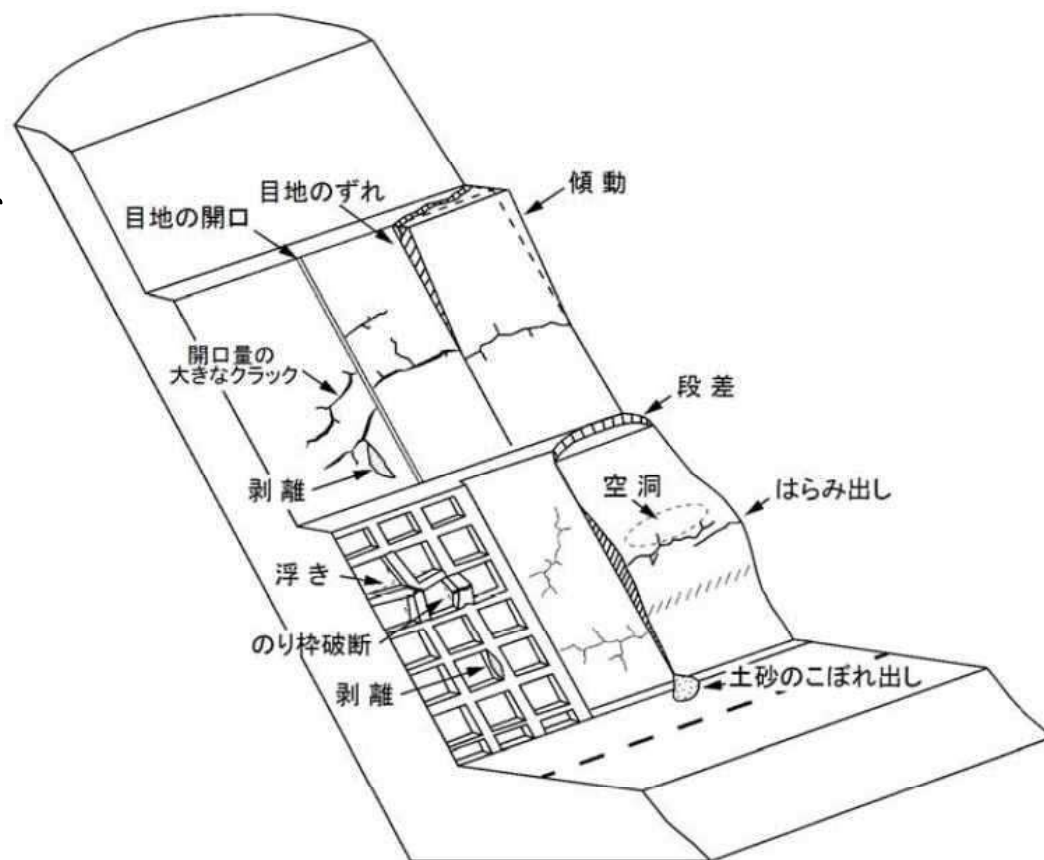


図 切土のり面の点検の着眼点

3) . 道路土工構造物の着眼点

(ウ) グラウンドアンカー

- ① アンカーの支圧板、受圧構造物の亀裂、破損
(状況に応じて適宜、打音検査を行う)
- ② アンカーの頭部キャップ、頭部コンクリートの破損、防錆油の流出
- ③ アンカーの頭部からの遊離石灰の溶出、湧水、雑草の繁茂



写真 受圧構造物の破損の例



写真 アンカーの頭部からの湧水・雑草の繁茂の例

(エ) 擁壁

- ① 土砂のこぼれ出し
- ② 基礎部・底版部の洗掘
- ③ 擁壁前面地盤の隆起
- ④ 壁面のクラック、座屈
- ⑤ 目地部の開き、段差
- ⑥ 壁面、基礎コンクリート、笠コンクリート、防護柵基礎の沈下・移動・倒れ
- ⑦ 路面の亀裂
- ⑧ 排水施設の変状 (閉塞)
- ⑨ 水抜き孔や目地からの著しい出水、水のにごり



写真 土砂のこぼれ出し例



写真 壁面の傾斜の例

3) . 道路土工構造物の着眼点

(オ) 排水施設

- ① 排水施設の変状（排水溝の閉塞、亀裂、破損、目地部分の開口やずれ）
- ② 周辺施設の変状（排水溝周辺の浸食、溢水の痕跡、排水孔の閉塞等）
- ③ 排水施設内の土砂、流木、落ち葉等の堆積状況
- ④ 排水孔からの流出量の変化



写真 排水溝の破損の例

(カ) その他落石防護施設・落石予防施設 ・雪崩対策施設

- ① 部材の変形、傾動等
- ② 基礎工、基礎地盤の沈下・移動・倒れ、崩壊・洗掘等
- ③ 排水施設からの土砂流出、変形等
- ④ 擁壁目地部のずれ、開き、段差等やそこからの土砂流出
- ⑤ 対象岩体の転倒・転落、近傍斜面への落石・土砂流出等
- ⑥ 柵・網背面等への落石・土砂崩落等
- ⑦ 鋼部材の腐食、亀裂・破断、緩み、脱落等
- ⑧ コンクリート部材のうき、剥離、クラック等



写真 落石防護柵の傾動の例



写真 落石防護網の著しい腐食による断面欠損の例

3) . 道路土工構造物の着眼点

(2) 盛土

盛土は、盛土のり面、のり面保護施設（擁壁、補強土等）、排水施設等を含む区域とし、区域全体を対象として点検を行う。施設ごとの点検における視点は以下のとおりである。また、必要に応じて点検に先立ち除草を行うものとする。

(ア) 盛土のり面

- ① のり面の変状（亀裂、段差、はらみだし、浸食、湧水、小崩壊、軟弱化等）
- ② のり尻付近の変状（亀裂、段差、はらみだし、浸食、湧水、小崩壊、軟弱化等）
- ③ 路面の変状（亀裂、段差）
- ④ 路肩部の変状（亀裂、浸食）
- ⑤ 路面排水施設の状況（閉塞、溢水等）

(イ) 擁壁・補強土壁

「(1) 切土 (エ) 擁壁」と同様の着眼点

(ウ) 排水施設

「(1) 切土 (オ) 排水施設」と同様の着眼点

3) . 道路土工構造物の着眼点

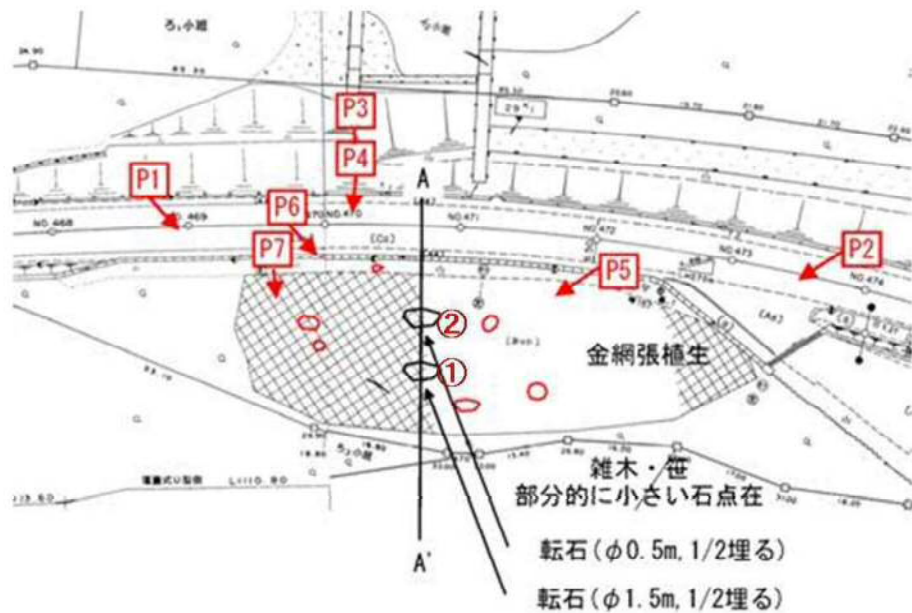
(エ) カルバート

- ① 化学的侵食による部材断面減少があるもの
- ② カルバート本体からの漏水が見られるもの
- ③ 隣接する盛土区間との著しい段差や盛土自体の損傷が見られるもの
- ④ 継手のずれ、開き、段差があり、カルバート内に水たまりや土砂流入が見られるもの
- ⑤ 取付け道路面と内部道路面の著しい段差
- ⑥ ウイング部のコンクリートのうき、剥離、クラック、鉄筋の露出等があるものや、
ウイングと擁壁のずれやそこからの土砂流出が見られるもの

4) 道路土工構造物点検様式

管理番号	点検対象構造物	路線名	所在地	起点側 緯度	00° 00' 00"
				起点側 経度	000° 00' 00"
00000000	切土のり面	一般国道〇号	〇〇県△△市□□町	起点側 距離標	000km000
管理者名	点検実施年月日	代替路の有無	自専道 or 一般道	緊急輸送道路	バス路線
〇〇地方整備局 〇〇河川国道事務所	平成 30 年〇月△日	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	一般道	一次	該当 <input type="radio"/> 非該当 <input checked="" type="radio"/>
事前通行規制指定	交通量	DID 区間	被災履歴	占用物件 (名称)	
有 (通行・特殊) <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	規制基準 連続雨量 〇〇〇mm 時間雨量 〇〇〇mm	平日 〇〇〇台/12h 休日 〇〇〇台/12h	該当 <input type="radio"/> 非該当 <input checked="" type="radio"/>	有 (H 年) <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	

現況スケッチ (点検範囲の各施設の位置関係がわかるもの)





位置図 (縮尺 1/12500 程度)




関連情報：平成 00 年 00 月 00 日 道路巡回日誌 (変状記録情報あり)、防災カルテ N000C000 (経過観察記録あり)

5) 道路土工構造物の判定の手引き

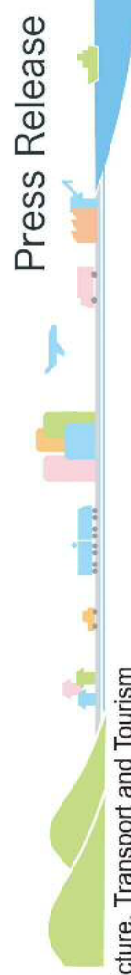
◆法面保護施設

のり面保護施設の変状		のり面保護施設の変状							
	<table border="1"> <tr> <td>構造物名</td> <td>切土のり面（吹付）</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>亀裂が大きく開口し、地山から浮いている状態である。極めて不安定な状態であり、落下して被害が生じるおそれがある。</td> </tr> </table>		構造物名	切土のり面（吹付）	理由	亀裂が大きく開口し、地山から浮いている状態である。極めて不安定な状態であり、落下して被害が生じるおそれがある。	<table border="1"> <tr> <td>構造物名</td> <td>切土のり面（吹付）</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>亀裂が開口し、かつはらみだしているとともに、背面地山の土砂もこぼれだしている。極めて不安定な状態であり、崩壊して被害が生じるおそれがある。</td> </tr> </table>	構造物名	切土のり面（吹付）
構造物名	切土のり面（吹付）								
理由	亀裂が大きく開口し、地山から浮いている状態である。極めて不安定な状態であり、落下して被害が生じるおそれがある。								
構造物名	切土のり面（吹付）								
理由	亀裂が開口し、かつはらみだしているとともに、背面地山の土砂もこぼれだしている。極めて不安定な状態であり、崩壊して被害が生じるおそれがある。								
のり面保護施設の変状		のり面保護施設の変状							
	<table border="1"> <tr> <td>構造物名</td> <td>切土のり面（吹付）</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>亀裂が大きく開口し、かつ地山から浮いて座屈が生じている。極めて不安定な状態であり、崩壊して被害が生じるおそれがある。</td> </tr> </table>		構造物名	切土のり面（吹付）	理由	亀裂が大きく開口し、かつ地山から浮いて座屈が生じている。極めて不安定な状態であり、崩壊して被害が生じるおそれがある。	<table border="1"> <tr> <td>構造物名</td> <td>切土のり面（のり枠）</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>枠が破断し、構造物自体として非常に不安定な状態であり、倒壊または落下して被害をもたらすおそれがある。また、このような著しい変状は地山自体の変動が原因である可能性が高く、地すべりや崩壊によって被害が生じるおそれがある。</td> </tr> </table>	構造物名	切土のり面（のり枠）
構造物名	切土のり面（吹付）								
理由	亀裂が大きく開口し、かつ地山から浮いて座屈が生じている。極めて不安定な状態であり、崩壊して被害が生じるおそれがある。								
構造物名	切土のり面（のり枠）								
理由	枠が破断し、構造物自体として非常に不安定な状態であり、倒壊または落下して被害をもたらすおそれがある。また、このような著しい変状は地山自体の変動が原因である可能性が高く、地すべりや崩壊によって被害が生じるおそれがある。								

◆グラウンドアンカー

アンカー本体の変状		アンカー本体の変状							
	<table border="1"> <tr> <td>構造物名</td> <td>グラウンドアンカー</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>アンカーが破断して飛び出しており、アンカーの機能を果たしておらず、アンカー頭部の落下による第三者被害につながるおそれがある。また、アンカーによる抵抗力の減少によりアンカー斜面の崩壊につながるおそれがある。</td> </tr> </table>		構造物名	グラウンドアンカー	理由	アンカーが破断して飛び出しており、アンカーの機能を果たしておらず、アンカー頭部の落下による第三者被害につながるおそれがある。また、アンカーによる抵抗力の減少によりアンカー斜面の崩壊につながるおそれがある。	<table border="1"> <tr> <td>構造物名</td> <td>グラウンドアンカー</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>アンカーが破断して飛び出しており、アンカーの機能を果たしておらず、アンカー頭部の落下による第三者被害につながるおそれがある。また、アンカーによる抵抗力の減少によりアンカー斜面の崩壊につながるおそれがある。</td> </tr> </table>	構造物名	グラウンドアンカー
構造物名	グラウンドアンカー								
理由	アンカーが破断して飛び出しており、アンカーの機能を果たしておらず、アンカー頭部の落下による第三者被害につながるおそれがある。また、アンカーによる抵抗力の減少によりアンカー斜面の崩壊につながるおそれがある。								
構造物名	グラウンドアンカー								
理由	アンカーが破断して飛び出しており、アンカーの機能を果たしておらず、アンカー頭部の落下による第三者被害につながるおそれがある。また、アンカーによる抵抗力の減少によりアンカー斜面の崩壊につながるおそれがある。								
アンカー頭部の変状		アンカー頭部の変状							
	<table border="1"> <tr> <td>構造物名</td> <td>グラウンドアンカー</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>頭部コンクリートが破損しており、アンカー定着具の保護と防食の機能が低下しており、放置すればアンカーの性能に関わる変状につながるおそれがある。</td> </tr> </table>		構造物名	グラウンドアンカー	理由	頭部コンクリートが破損しており、アンカー定着具の保護と防食の機能が低下しており、放置すればアンカーの性能に関わる変状につながるおそれがある。	<table border="1"> <tr> <td>構造物名</td> <td>グラウンドアンカー</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>頭部コンクリートが落下しており、アンカー定着具の保護・防食機能がなくなっており、放置すればアンカーの性能に関わる変状につながるおそれがある。</td> </tr> </table>	構造物名	グラウンドアンカー
構造物名	グラウンドアンカー								
理由	頭部コンクリートが破損しており、アンカー定着具の保護と防食の機能が低下しており、放置すればアンカーの性能に関わる変状につながるおそれがある。								
構造物名	グラウンドアンカー								
理由	頭部コンクリートが落下しており、アンカー定着具の保護・防食機能がなくなっており、放置すればアンカーの性能に関わる変状につながるおそれがある。								

◆今後、道路土工構造物点検に必要となる資料をとりまとめ「現場必携」を策定予定



平成29年7月21日
 都市局 街路交通施設課
 道路局 企画課
 国道・防災課

「橋、高架の道路等の技術基準」（道路橋示方書）の改定について

「橋、高架の道路等の技術基準」（道路橋示方書）は、昭和47年の制定以降、技術的な知見や社会的な情勢の変化等を踏まえて改定を行ってきたところですが、今般、制定以来の大幅な改定を行いました。

＜改定のポイント＞

- 橋の安全性や性能に対しきめ細やかな設計が可能な設計手法を導入
- 橋が良好な状態を維持する期間（設計供用期間）として、100年を標準とすることを規定し、その間適切な維持管理を行うことを規定

1. 概要

「橋、高架の道路等の技術基準」（道路橋示方書）は、高速道路、国道の橋梁の設計に用いている基準であり、その他の道路橋の設計においても一般的に用いられています。

今回の改定により、安全性の向上、国際競争力の向上、技術開発・新技術導入の促進、ライフサイクルコストの縮減が図られるとともに、適切な維持管理による橋の長寿命化が期待されます。

2. スケジュール

平成30年1月1日以降、新たに着手する設計に適用します。

3. その他

基準の内容は、国土交通省道路局ホームページで公表しています。

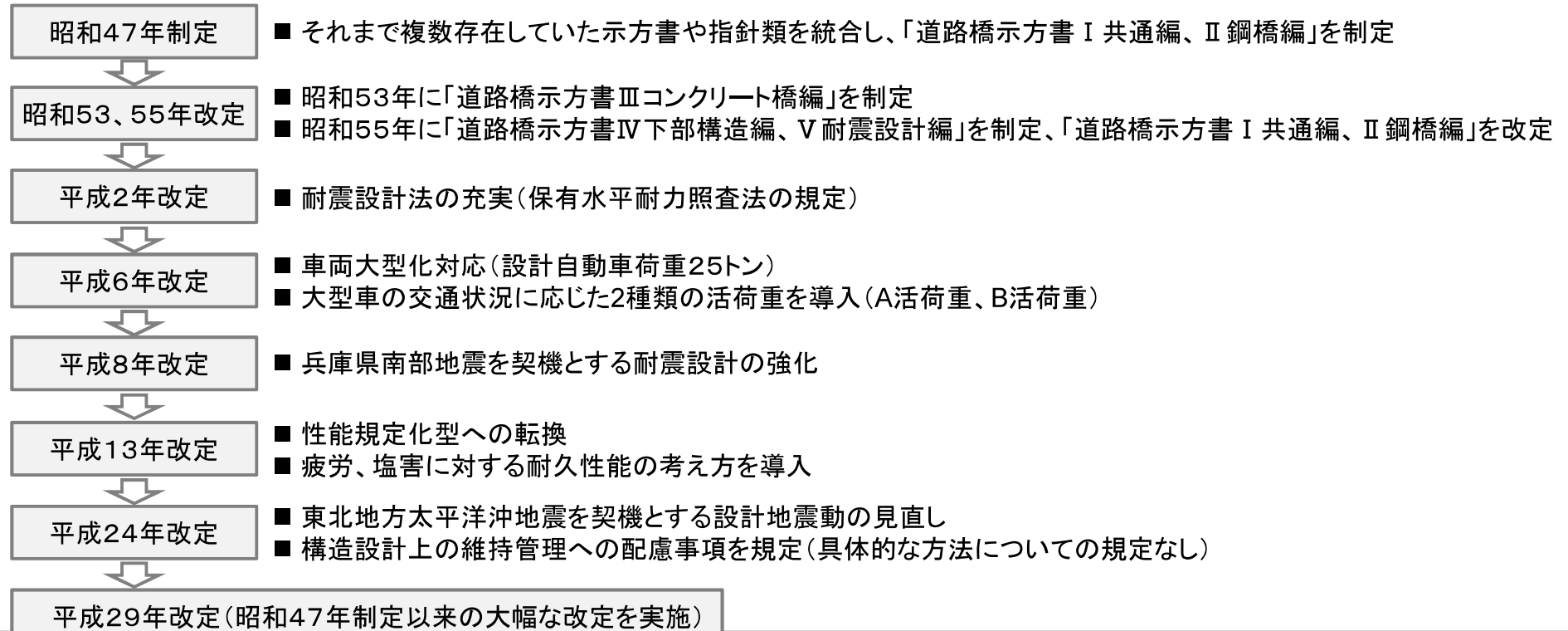
<http://www.mlit.go.jp/road/sign/kijyun/bunya04.html>

＜お問い合わせ先＞

道路局国道・防災課	課長補佐	和田	和	直通	03-5253-8492	FAX	03-5253-1620
	代表	03-5253-8111	(内線 37-811)	田邊			
都市局街路交通施設課	企画専門官	田邊	田	直通	03-5253-8417	FAX	03-5253-1592
	代表	03-5253-8111	(内線 32-862)	本田			
道路局企画課	課長補佐	本田	本	直通	03-5253-8485	FAX	03-5253-1618
	代表	03-5253-8111	(内線 37-562)				

近年の改定の経緯と今回の主な改定内容

「橋、高架の道路等の技術基準」(道路橋示方書)は、昭和47年の制定以降、技術的な知見や社会的な情勢の変化等を踏まえ、これまでに6回の改定を行っている。



① 多様な構造や新材料に対応する設計手法の導入

- 橋の安全性や性能に対しきめ細やかな設計が可能な設計手法を導入
⇒「部分係数設計法」及び「限界状態設計法」を導入

② 長寿命化を合理的に実現するための規定の充実

- 設計供用期間100年を標準とし、点検頻度や手法、補修や部材交換方法等、維持管理の方法を設計時点で考慮
- 耐久性確保の具体の方法を規定

③ その他の改定

- 熊本地震を踏まえた対応等

① 多様な構造や新材料に対応する設計手法の導入

- 国土交通省では平成28年を「生産性革命元年」と位置づけており、建設及び維持管理コストを削減する多様な構造や新材料の開発が期待されている。
- 必要な橋の性能を確保しつつ、多様な構造や新材料の導入促進を図るため、諸外国でも運用実績を積んできている設計手法を導入。

■ 部分係数設計法の導入

外力、抵抗力それぞれに対して、安全率を要因毎に細分化して設定することで、安全性が向上するとともに、きめ細やかな設計が可能となり、構造の合理化によるコスト縮減が期待される。

従来(許容応力度設計法)

$$F < R \times \frac{1}{\text{安全率}(\geq 1.0)}$$

(外力) (抵抗力)

改定(部分係数設計法)

$$\alpha_1 F_1 + \alpha_2 F_2 + \alpha_3 F_3 + \alpha_4 F_4 \cdots < \frac{1}{\beta_1 \times \beta_2 \times \beta_3 \cdots} \times R$$

(外力) (抵抗力)

車両 温度 風 地震 材料 解析 部材挙動
ばらつき 誤差 特性

■ 限界状態設計法の導入

大地震や様々な荷重に対して橋の限界状態(1~3)を定義し、複数の限界状態に対して安全性や機能を確保することで、橋に求める共通的な性能が明確となり、多様な構造や新材料の導入が可能となる。

橋の限界状態

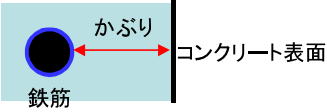

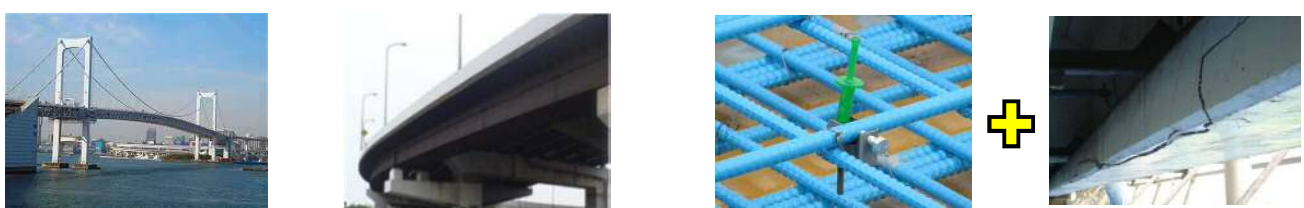

橋の限界状態1	橋としての荷重を支持する能力が損なわれていない限界の状態
橋の限界状態2	部分的に荷重を支持する能力の低下が生じているが、橋としての荷重を支持する能力に及ぼす影響は限定的であり、荷重を支持する能力があらかじめ想定する範囲にある限界の状態
橋の限界状態3	これを超えると構造安全性が失われる限界の状態

荷重と橋の限界状態の関係

通常作用する荷重 (自重、自動車荷重、温度や風の影響など)	橋の限界状態1 かつ 橋の限界状態3 に対して安全性を確保
減多に作用しない荷重 (大地震)	橋の限界状態2 かつ 橋の限界状態3 に対して安全性を確保

② 長寿命化を合理的に実現するための規定の充実

- 平成26年に5年に1度の定期点検が法定化され、長寿命化の取り組みが本格化。
- 橋が良好な状態を維持する期間として100年を標準とするとともに、耐久性設計の具体的な方法を規定。

耐久性設計の具体的な方法	具体例	
<p>1. <u>劣化の影響を考慮した部材寸法や構造とする</u></p>	<p>■ 塩害の対策</p> <p>➢ 塩害の影響度合いに応じたコンクリート橋の「かぶり」を規定</p> 	<p>■ 部材の交換や点検が容易な構造とする</p> <p>➢ 部材交換の有無を考慮して構造に反映させる</p>  <p>支承交換や点検が容易な構造</p>
<p>2. <u>部材寸法や構造とは別途の対策を行う</u></p>	<p>■ 施工・維持管理の容易さ、耐久性、部材の重要度等を考慮して、適切な防食方法を選定</p> <p>➢ 環境条件等に応じて防食種別の差別化が図られる</p>  <p>重防食塗装 耐候性鋼材 防食多重化（鉄筋防食 + コンクリート表面塗装）</p>	
<p>3. <u>設計供用期間内において劣化の影響がないとみなせる構造とする</u></p>	<p>■ 環境等に応じて耐食性に優れた材料を用いる</p> <p>➢ 海沿いなど、腐食環境の厳しい環境下での活用が期待される</p>  <p>ステンレス鉄筋 FRP緊張材</p>	

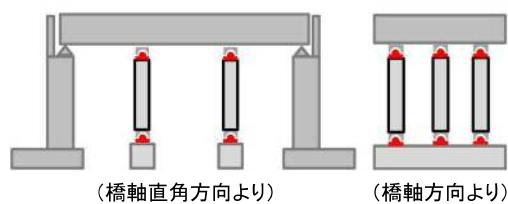
③ その他の改定事項

【熊本地震における被災を踏まえた対応】*

- ロッキング橋脚を有する橋梁の落橋を踏まえ、不安定になりやすい下部構造としないことを要求



ロッキング橋脚を有する橋の落橋



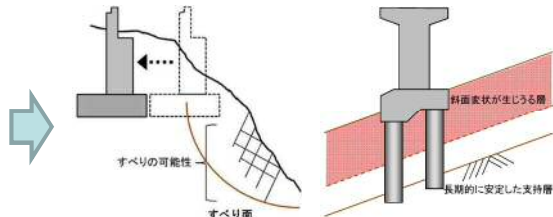
(橋軸直角方向より) (橋軸方向より)

ロッキング橋脚の例

- 大規模な斜面崩壊等による被災を踏まえ、斜面変状等を地震の影響として設計で考慮することを明確化



斜面変状による橋台の沈下



斜面崩壊等の影響を受けない箇所を選定

基礎先端を長期的に安定した支持層に根入れ

- 制震ダンパー取付部の損傷事例を踏まえ、部材接合部の留意事項を明確化



(被災前)



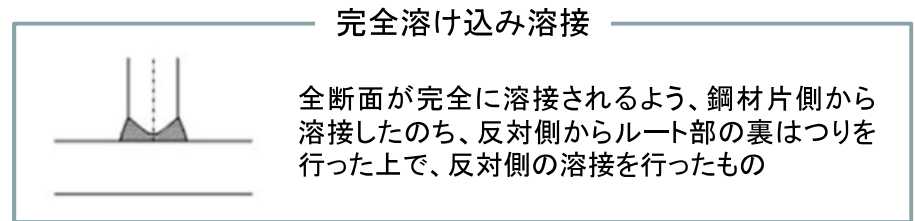
(被災後)

接合部及び連結される各部材に求められる条件を明らかにし、これを満足するようにしなければならない

制震ダンパー取付部の損傷

【施工に関する規定の改善】*

- 落橋防止装置等の溶接不良事案を踏まえ、溶接検査の規定を明確化
- 引張りを受ける完全溶け込み溶接は、主要部材に関わらず内部きず検査を継手全数・全長に渡って行うことを明確化

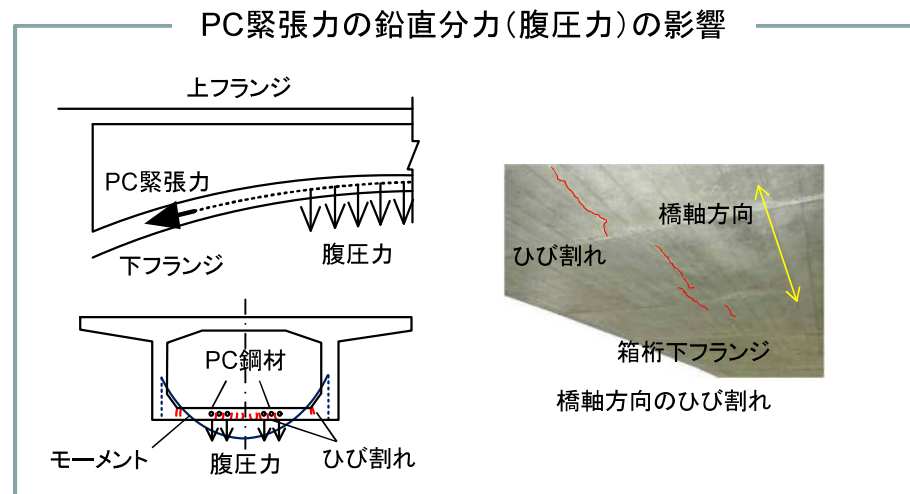


完全溶け込み溶接

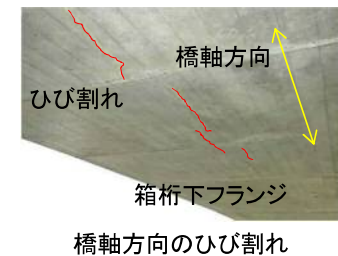
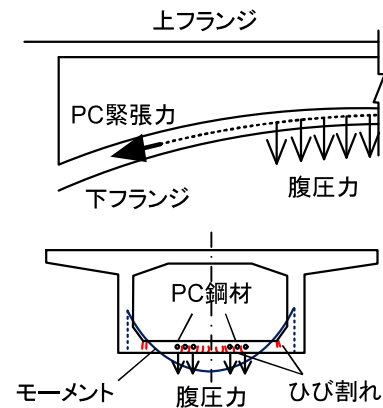
全断面が完全に溶接されるよう、鋼材片側から溶接したのち、反対側からルート部の裏はつりを行った上で、反対側の溶接を行ったもの

【点検結果を踏まえた改善】

- 特殊な形状のPCポステン桁の一部でひび割れが発生していることを踏まえ、ひび割れ防止対策の規定を充実
- PC鋼材の配置や橋軸直角方向の鉄筋引張力の照査を新たに規定



PC緊張力の鉛直分力(腹圧力)の影響



ひび割れ
橋軸方向
箱桁下フランジ
橋軸方向のひび割れ

*熊本地震における被災を踏まえた対応と、落橋防止装置の溶接不良事案を踏まえた施工に関する規定の改善については、通達等にて道路管理者に通知済み

栃木県道路メンテナンス会議 規約（案）

（名 称）

第1条 本会議は、「栃木県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、栃木県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（協議事項）

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- （1）道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- （2）道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- （3）道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
- （4）その他、道路の管理に関連し会長が必要と認めた事項。

（組 織）

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、栃木県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には、会長及び副会長を2名置くものとし会長は国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所長、副会長は栃木県県土整備部道路保全課長及び東日本高速道路会社関東支社宇都宮管理事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は「別表-1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとし、必要な事項については、幹事会で調整することとする。
6. 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町道の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表-2」のとおりとする。
7. 会議に、道路構造物等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口として、「道路構造保全室」を設置するものとし国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所に置く。

（幹事会）

第5条 幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- （1）会議の運営全般についての補助、委員相互の連絡調整
- （2）会議における協議議題の調整
- （3）規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- （4）その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

（事務局）

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所道路構造保全室、栃木県県土整備部道路保全課及び東日本高速道路株式会社関東支社宇都宮管理事務所に置く。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行うことができる。ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

（その他）

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（附則）

本規約は、平成26年5月22日から施行する。

改正 平成27年5月27日、平成28年7月8日、平成29年6月28日
平成29年12月22日

栃木県跨道橋連絡会議規約（案）

（名 称）

第1条 本連絡会議は、「栃木県跨道橋連絡会議」（以下「跨道橋連絡会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 跨道橋連絡会議は、栃木県道路メンテナンス会議規約第4条第4項に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、栃木県内における次条に規定する対象施設について、対象施設の管理者及び関係する道路管理者間で協議・調整を行うことにより、対象施設の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

（対象施設）

第3条 対象施設は、栃木県内の高速道路、直轄国道及び地方道路公社道路の全ての道路並びに補助国道、県道及び市町道のうち「緊急輸送道路」に指定されている道路を跨ぐ道路法上の道路以外の施設（ただし、鉄道橋を除く。）とする。

（協議・調整事項）

第4条 跨道連絡会議は、その目的を達成するため、対象施設に係る次の事項について、情報共有及び協議・調整を行う。

- 一 対象施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- 二 対象施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 対象施設の損傷事例や技術基準類等に関すること。
- 四 その他対象施設の管理に関連し、会長が必要と認めた事項。

（組 織）

第5条 跨道橋連絡会議は、別表に掲げる、対象施設の管理者及び関係する道路管理者及び跨道橋連絡会議が認める者で組織する。

- 2 跨道橋連絡会議には、会長及び副会長2名を置くものとし、会長は国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所長、副会長は栃木県県土整備部道路保全課長、東日本高速道路株式会社関東支社宇都宮管理事務所長とする。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

（会議の運営）

第6条 跨道橋連絡会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

- 2 跨道橋連絡会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

（事務局）

第7条 跨道橋連絡会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所道路構造保全官、栃木県県土整備部道路保全課、東日本高速道路株式会社関東支社宇都宮管理事務所に置く。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

（附則）

この規約は、平成27年3月20日から施行する。

改正 平成28年8月29日

改正 平成29年12月22日

（規約の改正）

第8条 本規約の改正等は、会議で過半数の承認を得て行うことができる。
ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

資料説明について

<資料-1> P 1

- ・メンバーになっていただいている跨道橋連絡会議の規約です。
- ・なお、委員名簿については確認が必要な機関もあるため確認ができれば提出します。

<資料-2> P 2～4

- ・老朽化対策及びメンテナンス会議の経緯を整理した資料です。

<資料-3> P 5～7

- ・道路法に基づき道路管理者が行う点検の内容に関する資料です。
- ・5年に1度の頻度で近接目視点検を行うことになっています。

<資料-4> P 8～9

- ・橋梁の建設年度別分布を示した資料です。
- ・建設後30年以上の橋梁の比率が高くなっており、建設後の年数が経過した橋梁は不具合が発生するケースが多くなっています。
- ・点検結果の判定区分の割合を栃木県内と全国で整理した資料です。

<資料-5> P 10～11

- ・国の管理する国道の占用物件の安全確認を徹底するための取り扱いに関する資料です。
- ・占用許可の条件として、書面により報告していただくことにしています。
- ・ネクスコ、栃木県の管理する道路については別途道路管理者よりお知らせします。

<資料-6> P 12～24

- ・占用制度についての社会資本整備審議会道路分科会の資料です。
- ・占用物件の損傷や事故が発生しており、課題と対応を検討しています。
- ・占用料制度のあり方については占用物件が道路に及ぼす影響の程度を踏まえた占用料算定のあり方についても検討を行うことになっています。

<資料-7> P 25

- ・現時点でこちらで把握している跨道橋（鉄道橋を除く道路法外）の点検状況を整理した資料です。間違いや修正箇所があったら連絡をお願いします。